Art 35. Es ist niemand gestattet, Tabaksurrogate zu Verkaufszwecken herzustellen oder zu verkaufen.

Das Gesetz enthält im übrigen detaillierte Bestimmungen über die Enteignung früher im Privatbesitz befindlicher Tabaksfabriken in Japan. Das japanische Tabaksfabrikations-Monopol ist seit 1. Juli 1904 für Zigaretten in Kraft und seit 1. April 1905 auch für geschnittenen Tabak.

Das frühere Blatttabak-Monopol erbrachte im Etatsjahre 1900–01 . . . . . *Yen* 7,244,159
„ „ „ „ „ „ „ 1901–02 . . . . . *Yen* 10,866,700
„ „ „ „ „ „ „ 1902–03 . . . . . *Yen* 12,367,569

für das Etatsjahr 1903–04 sind die Einnahmen des Blatttabak-Monopols unter Berücksichtigung des Halbjahrsabschlusses per 31. Oktober 1903 auf . . . . . *Yen* 14,898,291

für das Etatsjahr 1904–05 diejenigen einschliesslich der Einnahmen aus dem Zigarettenfabrikations-Monopol auf . . . . . *Yen* 21,072,297

und für das Etatsjahr 1905–06 die Einnahmen des im vollen Umfang in Kraft befindlichen Tabakmonopols auf . . . . . *Yen* 32,011,072

veranschlagt.

Kapital und Zinsen der Anleihe unterliegen gegenwärtig keiner japanischen Steuer; eine diesbezügliche Verpflichtung für die Zukunft wird nicht übernommen.

Die Ausgabe der Anleihe erfolgt im Interesse der Erhaltung des Bestands der Goldreserve und zwecks Bildung eines Fonds für unvorhergesehene Ausgaben.

Die Anleihe ist zu je einem Drittel in London, New York und Deutschland emittiert. Die Interimscheine über Londoner Anteil werden ausgefertigt durch die Parr's Bank Ltd., die Hongkong and Shanghai Banking Corporation und die Yokohama Specie Bank Ltd., diejenigen über den amerikanischen Anteil durch die Herren Kuhn, Loeb & Co. im eigenen Namen und namens der National City Bank und der National Bank of Commerce in New York, welche die Emission gemeinsam mit den Herren Kuhn, Loeb & Co. vornahmen.

Über den deutschen Anteil werden bis zur Fertigstellung der definitiven Schuldverschreibungen mit dem deutschen Reichsstempel versehene Interimscheine ausgegeben, die von den unterzeichneten deutschen Banken bezw. Bankfirmen ausgestellt sind und deren kostenfreier Umtausch in mit dem deutschen Reichsstempel versehene Originalstücke seiner Zeit des Näheren bekannt gemacht werden wird. Die über den deutschen Anteil ausgegebenen Interimscheine sind mit dem Coupon per 10. Januar 1906 versehen. Die Stückelung der deutschen Interimscheine ist folgende:

No. 1 . . . . . 150,000 einschliesslich zu je £ 20.
No. 1 . . . . . 40,000 „ „ „ £ 100.
No. 1 . . . . . 15,000 „ „ „ £ 200.

London, in August 1905.

In englischer Übersetzung;
(gez.) Korekiyo Takahashi,
Vice-Governeur der Bank von Japan
und Ausserordentlicher
Finanzkommissar der Kaiserlich
Japanischen Regierung.

Der Umrechnungskurs für den Handel an der Berliner Börse ist auf M 20.40 für 1 £ festgesetzt.

Auf Grund vorstehenden Prospekts sind nom. £ 30,000,000 4½ % Sterling-Anleihe der Kaiserlich Japanischen Regierung

2. Serie

zum Handel an der Berliner Börse zugelassen.

Berlin, Hamburg, Frankfurt a. M., Köln, München, im August 1905.

Bank für Handel und Industrie. Bayerische Hypotheken und Wechsel-Bank. Born & Busse. Delbrück, Loe & Co. Deutsch-Asiatische Bank. Deutsche Bank. Dresdner Bank. National-Bank für Deutschland. Norddeutsche Bank im Hamburg. Sal. Oppenheim Jr. & Co. A. Schaaffhausen'scher Bankverein. Jacob S. H. Stern. M. M. Warburg & Co.

第二回四分半利付英貨公債獨逸募集目論見書譯文

日本帝國政府第二回四分半利付英貨參千萬磅公債

本公債ハ千九百二十五年七月十日ニ之ヲ償還ス但シ日本帝國政府ハ千九百十年七月十日以後何時ニテモ六箇月前ノ豫告ヲ以テ各利札支拂期日ニ於テ本公債ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

本公債ハ日本帝國ノ煙草專賣益金ニ依リ第二順位ヲ以テ擔保セラル

日本帝國政府ハ千九百五年七月八日公布勅令第百九十四號及第百九十五號ニ據リ倫敦、紐育及獨逸ニ於テ額面總額參千萬磅ノ四分半利付公債ヲ發行スルノ權能ヲ賦與セラレタリ

本公債ハ次ノ證券及番號ニ分タル

自	一番　至二二五、〇〇〇番	各貳拾磅證券
自二二五、〇〇一番	至三二五、〇〇〇番	各百磅證券
自三二五、〇〇一番	至四〇二、五〇〇番	各貳百磅證券

本公債證券ハ英、獨兩國語ヲ以テ記載シ且無記名式トシ千九百五年七月七日附大藏大臣男爵曾禰荒助ノ委任ニ基キ「セント・ゼームス」朝廷ニ派セラレタル日本帝國特命全權大使子爵林董ノ署名印刻ヲ押捺シ尚適法ナル權限ヲ有スル倫敦發行銀行ノ一ニ依リ副署セラル

本公債證券ニハ每年一月十日及七月十日拂ノ各二分二厘五毛ノ半箇年分利札ヲ附ス最初ノ利札ハ千九百六年一月十日ニ滿期トナリ最終ノ利札ハ千九百二十五年七月十日ニ滿期トナルモノトス

本公債ハ千九百二十五年七月十日額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス但シ日本帝國政府ハ千九百十年七月十日以後何時ニテモ六箇月前ノ豫告ヲ以テ各利札支拂期日ニ於テ本公債證券ノ全部又ハ一部ヲ額面金額ヲ以テ償還スルノ權利ヲ留保ス一部償還ハ日本帝國政府ノ代表者及此目的ノ爲日本帝國政府ニ依リ指名セラルヘキ公證人ノ面前ニ於テ橫濱正金銀行倫敦支店、橫濱正金銀行紐育出張所及獨逸ニ在リテハ日本帝國政府ノ指圖ニ從ヒ橫濱正金銀行カ定ムル一箇所又ハ數箇所ノ代理店ニ於テ普通ノ方法ニ依リ抽籤ヲ以テ之ヲ行フヘシ

當籤證券ノ支拂ハ該抽籤執行後ノ利札支拂期ニ之ヲ行フヘク當籤證券ニハ其日以後利子ヲ附セサルモノトス

公債元利金ノ支拂ハ倫敦ニ在リテハ英貨壹磅ニ付四弗八拾七仙ノ確定換算率ニ依リ獨逸ニ在リテハ英貨壹磅ニ付貳拾麻四拾五布ノ確定換算率ニ依リ獨貨麻ヲ以テ之ヲ爲ス

右支拂ハ獨逸ニ在リテハ伯林、漢堡、「フランクフルト・アム・マイン」及其ノ他ノ場所ニ於ケル倫敦橫濱正金銀行ノ代理店タル獨亞銀行カ其ノ代理店トシテ指定廣告シタル代理店ニ於テ之ヲ爲ス」

當籤又ハ償還ノ告知ヲ受ケタル證券ノ支拂ヲ爲スニ當リ欠缺セル利札ノ金額ハ之ヲ控除ス是

示セラレサル利札ハ支拂期日ヨリ五箇年、償還期ノ到達セル證券ハ償還期日ヨリ十五箇年ヲ經過スルトキハ日本ノ法律ニ依リ無效トス

償還抽籤等總テ本公債證券ニ關スル重要ナル通知ハ日本帝國政府ニ於テ其ノ官報ヲ除キ倫敦ニ於ケル二種ノ新聞紙、紐育ニ於ケル二種ノ新聞紙及獨逸ニ於ケル三種ノ新聞紙ニ之ヲ廣告スヘシ

各時當籤シタル證券ノ番號及既ニ當籤シテ未タ支拂ヲ受クルカ爲呈示セラレサル證券ノ番號ハ各抽籤後直チニ伯林ニ於テ發刊セラルル二種ノ新聞紙及「ハムブルヒ」ニ於テ發刊セラルル一種及「フランクフルト・アム・マイン」ニ於テ發刊セラルル一種ノ新聞紙ニ之ヲ廣告スヘシ

本公債借換ノ場合ニ於テハ獨逸ニ於ケル證券所有者ハ英國及米國ニ於ケル本公債證券所有者ト同一ノ條件ニ從フノ權利ヲ有ス獨逸ニ於テ證券變換ノ取扱ヲ爲ス代理店ハ伯林「ハムブルヒ」及「フランクフルト・アム・マイン」ニ於テ指定セラルヘシ

本公債ノ元利金ハ既發行四分半利付英貨公債參千萬磅ニ次キ煙草專賣益金ヲ以テ擔保セラレ該公債ノ償還後本公債ハ煙草專賣收入ニ依リ優先ニ擔保セラルルニ至ルモノトス

本公債ニ關シ發行セラレタル證券ニハ其ノ擔保ニ關シ次ノ規定ヲ記載スルモノトス

第七項ニ記載セル本公債ノ元利金ハ前回公債參千萬磅ノ次順位ヲ以テ日本帝國ノ煙草專賣法ニ基ク日本帝國政府ノ煙草專賣益金ヲ以テ擔保セラル而シテ若シ半箇年拂利子ノ支拂ヲ怠リタルトキハ利子ニ關シ及若シ日本帝國政府カ本證券ニ關シ支拂フヘキ元金ヲ其ノ支拂期日前少クトモ十四日ニ倫敦及紐育ニ在リテハ橫濱正金銀行ニ對シ及獨逸ニ在リテハ日本帝國政府ノ指圖ニ從ヒ橫濱正金銀行カ定ムル一箇所又ハ數箇所ノ代理店ニ對シ本契約第三項ニ記載セル方法ニ依リ之ヲ支拂ハサルトキハ元金ニ關シ擔保ノ效力ヲ生スルモノトス

葉煙草專賣ハ千八百九十六年三月二十七日ノ舊日本法ニ基キ成立シタルモノニシテ其ノ規定ニ依リ煙草耕作者ハ收穫シタル葉煙草ハ總テ之ヲ政府ニ販賣スルノ義務ヲ有シ政府ハ一定ノ價格ヲ以テ之ヲ個人ノ煙草製造業者ニ販賣セリ

葉煙草專賣法ハ千九百四年三月三十一日ニ於テ煙草專賣法ニ依リ改正セラレタリ此法律ハ專賣ノ範圍ヲ根本的ニ次ノ如ク確定セリ

第一條　煙草ノ製造ハ政府ニ專屬ス

第二條　煙草ハ政府及政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ輸入スルコトヲ得ス

第三條　煙草ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ耕作スルコトヲ得ス

第四條　煙草耕作者ノ收穫シタル葉煙草ハ政府之ヲ收納ス

第五條　煙草ノ耕作區域ハ政府之ヲ定ム

第六條　政府ハ每年耕作スヘキ煙草ノ種類、耕作段別及葉煙草ノ賠償價格ヲ定メ豫メ之ヲ公告ス

第二十二條　製造煙草ハ政府又ハ政府ノ指定シタル煙草元賣捌人若ハ煙草小賣人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

第二十三條　煙草小賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ以テスルニ非サレハ製造煙草ヲ消費者ニ販賣スルコトヲ得ス

第三十五條　何人ト雖營業ノ目的ヲ以テ煙草ニ代用スヘキ物品ヲ製造シ又ハ販賣スルコトヲ得ス

其ノ他此法律ハ日本ニ於テ從來個人ノ所有トシテ存在シタル煙草製造所ノ公用徵收ニ關スル詳細ナル規定ヲ爲セリ

日本ノ煙草製造專賣ハ卷煙草ニ對シテハ千九百四年七月一日以來實施セラル且刻煙草ニ對シテモ亦千九百五年四月一日以來實施セラレタリ

從來ノ葉煙草專賣收入左ノ如シ

一九〇〇—一會計年度	七、二四四、一五九圓
一九〇一—二會計年度	一〇、八六六、七〇〇
一九〇二—三會計年度	一二、三六七、五六九

千九百三—四年ノ會計年度ニ於ケル葉煙草專賣收入ハ千九百三年十月三十一日ニ於ケル半箇年決算ニ徵スレハ左ノ如シ

一　一四、八九八、二九一圓

千九百四—五年ノ會計年度ニ於ケル葉煙草專賣ノ收入ハ卷煙草製造專賣收入ヲ合シテ左ノ如ク見積ラル

二　一一、〇七二、二九七圓

千九百五—六年ノ會計年度ニ於ケル全範圍ニ於テ實施セラレタル煙草專賣收入ハ次ノ如ク見積ラル

本公債ノ元利金ハ日本ニ於テ現存スル如何ナル租稅ヲモ課セラレサルモノトス而シテ將來ニ於テモ此ノ義務ヲ課セラルルコトナシ

本公債ハ金準備ヲ維持シ及臨時支出ノ爲ニ基金ヲ作ラムカ爲ニ之ヲ發行スルモノナリ

本公債ハ倫敦、紐育及獨逸ニ於テ各三分ノ一ヲ發行ス倫敦發行ノ分ニ對スル假證券ハ「パース」銀行、香上銀行及橫濱正金銀行ニ依リテ之ヲ發行シ米國發行ノ分ニ對スル假證券ハ「クーン・ロエブ」商會ニ依リ自己ノ名及本公債ノ發行ニ關シ「クーン・ロエブ」商會ト共同シタル「ナシヨナル・シチー」銀行及「ナシヨナル・バンク・オヴ・コムマース」ノ名ニ於テ之ヲ發行スヘシ

獨逸發行ノ分ニ對シテハ本證券ノ印刷セラルル迄ハ左ニ署名セル獨逸銀行或ハ銀行組合ニ於テ獨逸帝國ノ印紙ヲ貼用シタル假證券ヲ發行スヘシ而シテ該假證券ト獨逸帝國ノ印紙ヲ貼用シタル本證券トノ引換ハ適當ノ時期ニ於テ之ヲ廣告スヘク此場合ニ於テハ何等ノ費用ヲモ要セサルモノトス

獨逸發行ノ假證券ニハ千九百六年一月十日拂滿半箇年利札ヲ附ス

獨逸發行ノ假證券ハ額面種類及番號左ノ如シ

自一番	至一五〇、〇〇〇番	各貳拾磅證券
自一番	至　四〇、〇〇〇番	各百磅證券
自一番	至　一五、〇〇〇番	各貳百磅證券

（英譯）

日本帝國政府財政特派委員日本銀行副總裁

高　橋　是　清（署名）

伯林取引所ニ於ケル取引上ノ換算割合ハ壹磅ニ付貳拾麻四拾布ト決定セラレタリ

上記目論見書ニ準據シ日本帝國政府第二回四分半利付英貨公債參千萬磅ハ伯林取引所ニ於テ其ノ上場ヲ許可セラレタリ

伯林「ハムブルヒ」「フランクフルト・アム・マイン」「ケルン」「ミユンヘン」一九〇五年一月

「バンク・フユール・ハンデル・ウント・インヅストリー」「バイエリツシエ・ヒポテーケン・ウント・ウエクゼル・バンク」「ボルン・ウント・ブツセ」「デルブリユツク・レオ・ウント・コムパニー」、獨亞銀行「ドイツチエ・バンク」「ドレスドネル・バンク」「ナチヨナル・バンク・フユール・ドイツチランド」「ノルド・ドイツチエ・バンク・イン・ハムブルヒ」「ザル・オツペンハイム・ユンル・ウント・コムパニー」「アー・シヤーフハウゼンシエル・バンクフエライン」「ヤコブ・エス・ハー・ステルン」「エム・エム・ワルブルグ・ウント・コムパニー」

斯くて倫敦に於ては明治三十八年七月十一日應募申込の受理を開始し、當日午後二時半之を締切り、獨逸にては同日受付開始十三日締切、紐育にては七月十二日受付開始卽日之を締切りたり。當時バルチツク艦隊全滅の後を承け平和回復の希望生じたると共に、帝國財政の信用益〻昂まりたるのみならず、第一回以後の諸英貨公債が其の發行後漸次市價の騰貴を示したるを以て、一般公衆の人氣旺盛にして應募景況は又敢て前回に劣る所なかりき。卽ち倫敦に於ては1/2パーセントの增打を生じ應募額は募集額の約十倍に達し、紐育に於ては小口の申込多きこと前回と異ならず、申込口數約二萬應募額は募集額の約四倍半に上りたり。獨逸に於ても小民の零細なる貯蓄を以て二十磅券に應募するもの頗る多數に上り、是れ亦應募高は募集額を超過すること約十倍に達したり。蓋し獨逸の諸銀行が引受銀行に列せんとの希望は前回以來のことにして、今日之を實現し得たるものなるを以て右の如き成功を納むるや、ケルニツセ・ツアイツングの如き之を左の如く評論したり。

『日本は其の新公債が斯くも速に協定成り、獨逸財務界の歷史に於て異例の好成績を擧ぐるに至れるを見て十分の滿足を感ぜることと信ず。右日本の成功せるは、第一に前途多望の新興國民に對する同情に職由するものなり。

日本は獨逸が今回の戰爭中常に嚴正中立を恪守し、終始渝る所なかりしに顧み、日本に於ても亦獨逸の工業に對して友好的の態度を採らむこと、是れ吾人の希望する所なり。』

如斯各地とも非常の盛況を以て迎へられ、目論見書發表前已に多少の增打を見たるが、其の後も引續き若干の增打を繼續せり。卽ち倫敦・紐育・伯林三地に於ける七月中のプレミアム左表の如し。

著電日附	倫敦	紐育	伯林	著電日附	倫敦	紐育	伯林	著電日附	倫敦	紐育	伯林
十一日	—%	前景氣一・1/4%	前景氣一・1/2%	十九日	一・1/8%	一・1/8%	—%	廿六日	一・1/16%	〇・5/8%	—%
十二日	〇・1/2	—	—	二十日	一・—	一・—	—	廿七日	一・5/8	〇・7/8	二・1/2
十四日	〇・7/8	〇・1/4	—	廿一日	〇・15/16	〇・5/8	—	廿八日	一・15/16	—	—
十五日	一・3/4	〇・3/8	—	廿二日	〇・15/16	〇・3/4	—	廿九日	—	一・1/8	—
十七日	一・3/4	一・—	—	廿四日	—	〇・1/2	—	卅一日	二・1/16	—	—
十八日	一・3/16	—	—	廿五日	〇・15/16	〇・1/2	—				

我公債が各國に於て斯くの如く成功裡に募債を終りしことは、露國に對して重大なる反省を促す

緣由となりしは疑ふべからざる所にして、此の意味に於て『露國皇帝が大藏大臣ウイッテを全權委員に任命したるは、從來の政略的態度を脫して講和の意を表せしものなり』と評せる者ありしが如き、蓋し中れるに庶幾しと云ふべし。

第三款　收　支

本公債の應募者は倫敦に於けるものは明治三十八年七月より同三十九年一月まで六回に、紐育に於けるものは同年八月より十月まで三回に、獨逸に於けるものは同年七月より十二月まで四回に、各發行銀行に拂込むものとす。其の拂込期日及百磅に對する各拂込分額は左表の如し。

募集地	拂込期日	拂込額
倫敦	申込の際	五磅・〇〇
	割當の際	一五・〇〇
	明治三十八年　八月二十九日	一〇・〇〇
	同　年　九月二十九日	一〇・〇〇
	同　年　十月三十日	一〇・〇〇
	同　年十一月二十九日	二〇・〇〇
	同　年十二月二十一日	二〇・〇〇
	計	九〇・〇〇
申込の際		二五・弗〇〇

募集地	拂込期日	拂込額
紐育	明治三十八年　八月三日	二五・〇〇
	同　年　十月十六日	三九三・九七
	計	四四三・九七
獨逸	申込の際	一〇二・二五 麻
	明治三十八年　八月一日	四三五・九〇
	同　年　十月十日	四四〇・三〇
	同　年　十二月十日	八八八・三五
	計	一、八六六・八〇

又發行銀行より政府が拂込を受けたる月日及金額は左表の如し。

募集地	政府受領月日	受領額 外國貨	受領額 換算金額
倫敦	明治三十八年七月三十一日	一、六七五、〇〇〇 磅	一六、一六〇、八〇四・〇二〇 円
	同　年九月十二日	一、〇〇〇、〇〇〇	九、六四八、二四一・二〇六
	同　年十月十三日	一、〇〇〇、〇〇〇	九、六四八、二四一・二〇六
	同　年十一月十四日	一、〇〇〇、〇〇〇	九、六四八、二四一・二〇六
	同　年十二月十三日	二、〇〇〇、〇〇〇	一九、二九六、四八二・四一二
	同　三十九年　一月四日	二、〇〇〇、〇〇〇	一九、二九六、四八二・四一二
	計	八、六七五、〇〇〇	八三、六九八、四九二・四六二
明治三十八年　八月三日		二、四〇九、七二二 弗	四、七七六、四五六・三三 円

紐育	明治三十八年九月十七日	二、四〇九、七二二・二二弗	四、七七六、四五六・三三三円	
	同　年十月三十日	三七、四二七、八〇五・五六	七四、一八七、九一九・八四一	
	計	四二、二四七、二五〇	八三、七四〇、八三二・五〇七	
獨逸	明治三十八年七月三十一日	三、五七八、七五〇麻	一、六八八、四四二・二一一円	
	同　年八月十五日	四三、四五六、二五〇	二〇、五〇二、五一二・五六三	
	同　年十月二十四日	四三、四五六、二五〇	二〇、五〇二、五一二・五六三	
	同　年十二月二十三日	八六、九一二、五〇〇	四一、〇〇五、〇二五・一二七	
	計	一七七、四〇三、七五〇	八三、六九八、四九二・四六四	
合計			二五一、一三七、八一七・四三三円	

本實收金は起債の目的に從ひ、臨時軍事費中諸般の經費に充てられたること勿論なれども、今其の明細を知ることを得ず。

第四款　起債費

本公債の起債費は左表の如くにして、證券製造費は一枚につき三十二錢五厘二毛餘に當れり。又印紙稅は英國に於ける分は額面總額の千分の五、獨逸發行分は同じく千分の六に相當す。

費目	外國貨	邦貨又は邦貨換算額
證書製造費	一三、四一〇・〇〇・一〇磅志片	一三〇、九二二・二三七圓
證書運送費	七六・〇五・〇四	七四四・五九一
印紙稅	五〇、〇〇〇・〇〇・〇〇麻	四八九、八〇〇・〇〇〇
募集取扱費	一、三二三、〇〇〇・〇〇〇〇	六三四、三七八・五〇〇
計	六三、四八六・〇六、〇二磅志片	一一、二五〇・〇〇〇
	一、三二三、〇〇〇・〇〇〇〇麻	一、二六七、〇九五・三二八

（備考）一、公債募集取扱費は日本銀行に交付したるものなり。其の他に第一回及第二回四分半利付英貨公債を通じたる募集費額一五五、五〇〇圓あり（前節參照）、又電報料及慰勞金ありたることは第一回六分利付英貨公債の部に述べたる如し。

二、證書製造費中には證書を紐育へ送付するに就ての荷造費・運賃・諸掛り及保險料を包含す。

第五款　事務取扱

本公債の事務取扱は明治三十八年七月十五日附を以て、左の如く日本銀行に命任せられたり。

四分半利付英貨公債事務取扱命任書

第一條　明治三十八年七月英國倫敦、北米合衆國紐育及獨逸國ニ於テ募集シタル四分半利付英貨公債ハ之ニ關スル法律、命令、目論見書及契約等ノ條項ヲ遵守シ之カ取扱ヲ爲スヘシ

第二條　前條公債ニ關スル事務ハ其ノ行倫敦代理店、其ノ行紐育代理店及其ノ行伯林複代理店ニ於テ之ヲ取扱フヘシ

第三條　本公債元金償還方ハ該公債据置年限經過後政府ノ都合ニ依リ償還期日ヲ豫定シ其ノ期日ニ先タチ其ノ償還金額ヲ其ノ行ヘ通達スヘキニ付倫敦代理店、紐育代理店、伯林複代理店

ハ償還期日ヨリ六箇月前ニ其ノ旨ヲ其ノ他三種以上ノ重ナル新聞紙ヲ以テ三日間公告スヘシ

第四條　本公債ノ抽籤ハ償還期日ニ先タツ二箇月前ニ倫敦代理店、紐育代理店又ハ伯林複代理店ニ於テ帝國政府大藏省代表者、公證人及代理店役員立會ノ上之ヲ執行スヘシ但シ本公債所有者ニシテ抽籤ニ臨席ヲ望ム者アルトキハ時宜ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

前項抽籤ノ方法手續等ハ倫敦、紐育又ハ獨逸國ノ慣例ニ依リ取扱フヘシ

第五條　本公債ノ抽籤期日ハ倫敦代理店、紐育代理店又ハ伯林複代理店ニ於テ之ヲ定メ其ノ期日ニ先タツ十五日前ニ其ノ地三種以上ノ重ナル新聞紙ヲ以テ二日間之ヲ公告スヘシ

第六條　第四條ノ抽籤執行濟ノ上ハ當籤證書ノ金高、種類、記號、番號及仕拂期日ヲ本大臣ニ報告シ且當籤證書ノ記番號ヲ元金仕拂ノ期日ヨリ一箇月前ニ於テ其ノ地三種以上ノ重ナル新聞紙ヲ以テ二日間之ヲ公告スヘシ

第七條　本公債利子ハ仕拂期日ニ至リ倫敦代理店、紐育代理店及伯林複代理店ニ於テ之カ仕拂ヲ爲スヘシ

第八條　本公債利子ノ仕拂ハ仕拂期日ヨリ十五日前ニ倫敦、紐育及獨逸國ニ於テ三種以上ノ重ナル新聞紙ヲ以テ二日間之ヲ公告スヘシ

第九條　本公債ノ元金償還基金ハ其ノ仕拂期ニ先タチ又利子仕拂基金ハ毎月月割ヲ以テ其ノ行ヘ交付スヘシ

前項ノ利子仕拂基金ハ橫濱正金銀行及香港上海銀行ヘ之ヲ交付スヘキ時期ニ於テ等分ニ之ヲ交付スヘシ

第十條　前條元利仕拂基金ハ倫敦ニ於ケル仕拂ニ對シテハ英貨壹磅ニ付金九圓七拾六錢三厘、紐育ニ於ケル仕拂ニ對シテハ米貨四弗八拾七仙ニ付金九圓七拾六錢三厘又獨逸國ニ於ケル仕拂ニ對シテハ獨貨貳拾麻四拾五布ニ付金九圓七拾六錢三厘ノ確定換算相場ヲ以テ交付スヘシ

倫敦ニ於ケル國庫寄託金ヲ以テ紐育ニ於ケル元利仕拂基金ニ振替交付スル場合ニハ英貨壹磅ニ付米貨四弗八拾七仙又獨逸國ニ於ケル元利仕拂基金ニ振替交付スル場合ニハ英貨壹磅ニ付獨貨貳拾麻四拾五布ノ確定換算相場ヲ以テ交付スヘシ

第十一條　本命任書ニ規定シタルモノノ外本公債ニ關スル事務ハ明治三十三年七月三日附命任書第一章通則第二章四分利付英貨公債取扱方ノ例ニ準シ及明治三十二年三月二十九日附命任書ニ依リ之ヲ取扱フヘシ

第六款　償還及支拂

（一）元　金

本公債の元金は明治五十八年(大正十四年)七月十日に於て、額面金額を以て償還すべきも、前節に述べたるが如く政府は据置年限(明治四十三年七月十日)經過後の償還權を行使して、大正十三年二月六分半利付米貨公債及(第三回)六分利付英貨公債の募集あるに際し、之が乘替應募を許し、次いで三月二十九日大藏省告示第六十二號を以て、同年十月一日に於て全部償還すべき旨を公示したり。之より先き本

公債も亦明治四十二年以降大正十一年三月迄に國債證券買入銷却法に依り銷却したる額千百八十五萬七千四百四十磅（一億千五百七十六萬四千百八十六圓七十二錢）あり、又前記兩公債に乘替へられたる額は、英貨公債分五百五十九萬四千二百四十磅（五千四百六十一萬六千五百六十五圓十二錢）、米貨公債分五百八十三萬七千八百磅（五千六百九十九萬四千四百四十一圓四十錢）、合計千百四十三萬二千四十磅（一億千百六十一萬六千五圓四十二錢）に達したるが、右は十月一日に於て買入銷却の形式を以て處分したるが故に、償還期日に實際に全部償還したる額は六百七十一萬五百二十磅（六千五百五十一萬四千八百六圓七十六錢）なりき。而して此の內同年度末迄に支拂を完了せざる額三百十九萬六千九百七十一圓四十八錢三厘ありたり。此の支拂未濟額は其の後逐次支拂を實行し來れども、昭和元年度末に於て尙ほ五十八萬九百十六圓七錢三厘を殘せり。

年度	支拂額	年度末殘額
大正一三	一八一、九〇八、〇二一・八三九円	三、一九六、九七一・四八三円
大正一四	二、四〇〇、六一〇・八八〇	七九六、三六〇・六〇三
昭和元	二一五、六七六・八八二 爲替差減（二八・〇六八）	五八〇、九一六・〇七三

（備　考）大正十四年度と昭和元年度との殘額の一致せざるは後に訂正せしに由る。

（二）利　子

本公債の利率は年四分半にして、毎年一月十日及七月十日に於て、各、其の月末迄の前半箇年分を支拂ふものとす。元利金支拂場所は倫敦に在りては橫濱正金銀行支店、紐育に在りては同行出張所、獨逸に在りては在伯林獨亞銀行なりとす。其の支拂は倫敦に於ては英貨を以て、紐育に於ては一磅に付四弗八十七仙、伯林に於ては同じく二十マルク四十五ペニヒの確定換算率に依りて、夫々米貨若くは獨貨を以て支拂はるるものなり。今本公債發行以來昭和元年度末迄に支拂はれたる各年度別利子額を表示すれば左の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治三八	六、五九〇、〇二五・〇〇〇円	大正二	一二、五八二、二九〇・七八八円	大正一〇	？円
三九	一三、〇六〇、七〇二・九七四	三	九、七七九、三四六・六六八	一一	？
四〇	一三、一九三、九九〇・〇九九	四	一〇、九七一、七四一・三九八	一二	七、九七八、〇二九・二三六
四一	一三、一七九、三三八・二七六	五	九、四五五、五三七・〇三一	一三	二、三二四、六三五・三〇九
四二	一三、一七七、五二三・八〇六	六	七、六二五、三八六・〇四〇	一四	八二、六三〇・八八四
四三	一三、一八一、二四〇・五八二	七	六、九九二、二一四・七〇四	昭和元	一六、七九八・二一九
四四	一三、〇〇三、二〇〇・〇七五	八	一六、二三八、二八五・八二〇		
大正元	一二、七九九、〇四九・八八八	九	一〇、〇六九、六一九・六九五		

（備　考）一、大正十年度及十一年度は調査資料燒失の爲め不明。
二、大正十四年度以降の支拂は支拂未濟利札に對して爲したるものなり。

第六節　第二回四分利付英貨公債

第一款　起　債

年餘に亙りし日露兩國間の戰雲も明治三十八年六月九日米國大統領ルーズヴエルトの講和調停を端緒として漸く哦まらんとし、爾來數閱月幾多の紛紜曲折ありしも、同年十月十六日批准交換あり

て平和は全く恢復せり。

斯くて我が公債政策も一轉して愈〻戰時公債の整理時期に入りたり。卽ち十月二日阪谷大藏次官は全國商業會議所聯合會に於て、戰後財政方針を述べて先づ國債整理を斷行すべきを宣言し、次いで政府は同年十一月勅令第二百三十六號を以て臨時國債整理局官制を發布し、新に一局を設けて整理事務を管掌せしめ、又在野の政黨に於ても各〻公債整理の方策を建つるに至れり。

而して開戰以來政府が募集したる公債額は十二億八千萬圓にして、內國債を起すこと前後五回、合計四億八千萬圓、外國債を起すこと前後四回、合計八千二百萬磅、此の換算額八億餘萬圓の巨額に上りたるが、戰時に募集したる公債及國庫債券は緊急の必要に迫られ發行したるものなるを以て利率の過重、償還期の短期及擔保の提供等我に不利なる條件少からず、卽ち內にありては第四回、第五回發行國庫債券、外にありては第一回、第二回兩六分利付英貨公債は其の最も甚しきものにして、之が借換若くは償還は國債整理上最喫緊の事に屬したり。是を以て大藏大臣は講和談判將に結了せんとして歐米の人心齊しく我に嚮ふの時に乘じ、低利の公債を募集して此等不利益なる公債の整理償還を斷行せんと試み、仍ち第二回四分半利付英貨公債の募集を完了し、將に歸朝の途に上らんとせし特派財政委員高橋是清に尙ほ暫らく歸朝を延期せしめ、更に歐米資本家に對し募債交涉を命じたり。而して從來我が外國公債の引受者たりしは英米及び獨逸資本家なりしが、政府は此度は新に佛國市場を加ふるを外交上必要と認め、之が爲には巴里に本據を置き、歐洲金融界に鬱然として大勢力を爲し、其の信用又世に冠絕するロッチルド家を發行者に引入れんとして、遂に之に大成功を博せしは外債史上一新紀元を劃せるものと云ふべし。蓋し交戰中に於ては佛國は同盟國露西亞を憚る所ありしが平和恢復後に於て帝國公債に應募せんとは佛國民衆の熱望せし所にして、同國朝野の意嚮亦正に玆にありたり。由來佛國民は貯蓄心に富む事厚く、其の公債等に應募する者は所謂眞の投資家多く、彼のプレミアムを利して巨利を博せんとする徒少きを以て最も有利なる募集地と稱せられたり。戰時中露國公債市價の動搖甚だ小なりし原因は、蓋し主として其の公債の大部分が同國民の手に在りし爲なりき。高橋も夙に玆に見る所あり、殊にユダヤ人迫害問題に關し、露國に對して積怨を含む前記ロッチルドとは密に靈犀相通じて他日に備ふる所ありき。卽ち同家家憲として戰時中交戰國に責金の調達を爲すは絕對に避くる所なりしを以て、ロ家は裏面に於て下引受等に厚意の援助を爲せし外表面に立つことなかりしも、今や平和來と共に其の故障も除かれたるを以て、高橋は三十八年九月十五日巴里に渡り、同家を訪問し、竝に佛國資本家、政府當局と交涉を開始せり。然れども英米獨佛四國共通に發行することは各國國情、金融市場の景況、財界の慣習等に相反噓するものありて不便少からず、殊に獨佛兩國は從來の關係上直ちに露國を無視する能はざるものありたり。時に會〻露國の募債談と衝突し、講和全權委員ウキッテは米國よりの歸途巴里に寄り、手數料六分、發行條件は全然一任の好餌を以てロ家に囑せしも、同家の一蹴する所となりしが、獨佛兩國に於ける露國募債の件は我が公債談と相牽連して故障百出、且つ兩國の金融市場の立場異る爲め資本家の感情融和困難にして商議進捗せず、又交戰最中我が公債の發行を引受け苦心慘憺の上募集に大成功を捷ち得、爾來克く公債の聲價を維持し、功勞沒すべからざる英米の資本家等は、獨自の力を信じて佛國資本家殊にロッチルド家の加入を屑しとせざるの風あり。他方各種の緣故を辿りて新に引受者たらんと運動し來る者續出し、或は談未だ決せざるに拘はらず手數料の分配、發行分擔額を云爲して異論百出、事態益〻紛

して歸決する所なかりき。

加之時偶〻講和條件に對する國內の議論沸騰し、一時騷擾を惹起するに及び、歐米市場に於ける帝國公債の人氣を損する事夥しく、他方當時歐洲の金融市場頗る繁忙を告げ、英蘭銀行は九月下旬金利を年三分より四分に、獨逸帝國銀行は四分より五分に引上げ、他の大陸諸國の中央銀行も亦多く之に追隨するに至る等、四圍の情況又漸く我に不利にして商議は爲に一時中止の已むなきが如き形勢を示し、高橋も遂に募債談を來春に延ばし、眼前の正貨需要に對しては短期の大藏省證券を以て急を凌ぐ外なからんと提言するに至れり。

然れども政府は年內發行を切望して止まず、更に一段の努力を期待せしを以て、高橋は百方苦心、先ず英國團體をしてロスチャイルド一家の加入を承認せしめ、次で同家をして獨逸側の參加が日本の外交政策上必須なる旨を諒解せしめし結果、各國資本家も漸く私情を去りて、融和協調を誓ひ、一方國內の騷擾も亦幾許もなく鎭靜に歸し、加ふるに我が募債談に對して長らく障害を與へし露國の公債問題も一先づ延期せらるるに至りたるを以て、我が募債交涉は十一月に入りて一段の進捗を見て、下相談は略〻整ひたり。

卽ち募集總額を五千萬磅として其の一半二千五百萬磅は之を內國に於ける國庫債券の償還に、他の一半二千五百萬磅は之を外國に於ける六分利付英貨公債の引換又は償還に充つるの計畫にして後半は該公債の据置年限經過後を俟つこととし、先づ前半二千五百萬磅を發行することに決定せり（但し右の後半二千五百萬磅は後日に至り金利昂騰、金融繁劇等市況變動の爲五分利付二千三百萬磅として明治四十年三月發行せられたること次節に詳述するが如し）。

今回發行に係る二千五百萬磅の內千三百萬磅はバース・香港上海橫濱正金の三銀行及新に加はりし倫敦ロスチャイルド・アンド・サンズを以て組織せる英國團體をして、殘額千二百萬磅は巴里ロッチルド・フレールをして之を引受發行せしめ、又英國團體の引受額中三百二十五萬磅づつを割きて北米合衆國クーン・ロエブ商會及其の仲間の同國銀行、獨逸國バンク・フュール・ハンデル・ウント・インヅストリー外十二銀行をして下引受をなさしめたり。但し獨・米兩國資本家協議の上、獨逸側より米國側に二十五萬磅を分讓せしを以て實際に於ては獨逸側三百萬磅、米國側三百五十萬磅となれり。

今主なる發行條件を揭ぐれば左の如し。

一、發行總額　二千五百萬磅（二億四千四百七萬五千圓）
一、利率　年四分
一、發行價格　百磅に付九十磅
一、政府手取金　同上に付八十八磅
一、擔保　無し
一、据置年限　十五箇年
一、償還期限　二十五箇年
一、利子支拂期　一月一日、七月一日

右條件を齎して高橋は三十八年十一月十五日再度の渡佛を試み、ロッチルド家と折衝せしに、發行價格に就て、ロ家は八十九磅を主張して止まざりしが、會〻倫敦に於ける四分利公債の市價騰貴せしを以て結局之を九十に決定し、其の代りに三十九年一月一日渡の第一期利子を全半箇年額支拂ふことと

に妥協したり。而して佛國に於ては外國公債の發行は届出後十日を經ざれば之を行ふこと能はざるの規定竝に慣習あるを以て、發行期日を十一月下旬とすることに一致して直に其の手續をとり、次いで十一月二十四日假契約書の調印を了したり。右假契約の成立するや政府は直ちに是を承認し翌二十五日勅令第二百四十一號を以て、明治三十七年法律第一號、同三十八年法律第十二號に基き四分利付英貨公債五千萬磅の內二千五百萬磅發行の規程を公布せり。右勅令の全文左の如し。

勅令第二百四十一號（明治三十八年十一月二十五日）

第一條　政府ハ國債整理ノ爲明治三十七年法律第一號及同三十八年法律第十二號ニ依リ四分利付英貨公債五千萬磅ヲ發行ス

第二條　前條英貨公債五千萬磅ノ內二千五百萬磅ハ發行價格額面百磅ニ付九十磅ヲ以テ英國倫敦、佛國巴里、北米合衆國紐育及獨逸國ニ於テ募集シ二千五百萬磅ハ明治三十七年五月及同年十一月英國倫敦及北米合衆國紐育ニ於テ募集シタル六分利付英貨公債二千二百萬磅ノ引換ノ方法及時期ハ大藏大臣之ヲ定ム

第三條　前條六分利付英貨公債引換又ハ償還ニ充用スル爲發行スル公債ノ內引換餘剩高ハ現金ヲ以テ之ヲ募集ス募集ノ時期及發行價格ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四條　本公債ノ元金ハ明治六十四年一月一日ニ於テ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス但シ明治五十四年一月一日以後ハ政府ノ都合ニ依リ何時ニテモ六箇月前ニ新聞紙ヲ以テ廣告シ其ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

一部償還ノ場合ニハ橫濱正金銀行倫敦支店ニ於テ慣例ニ從ヒ抽籤ヲ執行シ當籤シタル公債證券ノ記番號ハ元金仕拂ノ期日ヨリ一箇月前ニ新聞紙ヲ以テ廣告スヘシ

第五條　本公債ノ利子ハ每年一月一日及七月一日ニ於テ前六箇月分ヲ仕拂フヘシ

第六條　本公債證券ハ無記名利札附トシ英貨ヲ以テ其ノ金額ヲ記載シ十磅、二十磅、百磅及二百磅ノ四種トス

英貨ト米貨、獨貨及佛貨トノ換算率ハ英貨一磅ニ付米貨四弗八十七仙、獨貨二十麻四十五布トシ佛貨ハ英貨一磅ニ付最低率ヲ二十五法ト定メ仕拂期日ニ於ケル英佛兩國間ノ爲替相場ニ依ルモノトス

第七條　本公債ノ元金ハ明治三十八年十二月ヨリ同三十九年五月マテニ拂込ムヘシ

前項公債募集金ニ對シテハ明治三十九年一月一日及同年七月一日ニ於テ各全半箇年分ノ利子ヲ仕拂フヘシ

第二款　募　集

本公債二千五百萬磅、此の邦貨換算額二億四千四百七萬五千圓は前記の如く、米獨兩國銀行を下引受に控ふる英國團體と、佛國ロッチルド・フレールに依りて共同に引受發行せられ、前三地に於ては明治三十八年十一月二十七日一齊に目論見書を發表し、巴里に於ては前揭の如く募集開始の十日前、卽ち十一月十八日之を所轄官廳に届出でたり。右各地の募集目論見書の原文及其の譯文を揭ぐれば左の如し。

PROSPECTUS OF THE IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT 4 %

STERLING LOAN OF NOVEMBER 1905 IN LONDON.
(SECOND SERIES.)

The list of applications will be closed on or before 30th November 1905.

IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT 4 % STERLING LOAN, OF 1905, FOR £ 50,000,000

Of which £ 25,000,000 is now offered for subscription in London, Paris, New York and Germany, the proceeds of which are to be applied, in such manner as the Imperial Japanese Government may determine in virtue of their Statutory Powers, to the redemption of the Internal Loans.

The balance of £ 25,000,000 is reserved for the purpose of converting or redeeming at a later date the Bonds of the Imperial Japanese Government Six per cent. Sterling Loans issued in London and New York on 11th May and 14th November 1904, for £ 10,000,000 and 12,000,000 respectively, and, if any surplus remains after providing for same for such other purposes, as the Imperial Japanese Government may determine.

Created under the Authority of Law No. 1 of 1904, and Law No. 12 of 1905, and Imperial Ordinance No. 241 of His Majesty the Emperor, Promulgated 25th November 1905.

SUBSCRIPTION PRICE 90 PER CENT.

Repayable at par on the 1st January 1931, but the Imperial Japanese Government reserves the right to redeem at par all or part of the whole Loan of £ 50,000,000, on, or at any time after, 1st January 1921, on giving six months' previous notice.

The Loan will be in Bonds to Bearer of £ 10, £ 20, £ 100 and £ 200, divided into 50 Series of £ 1,000,000 each, distinguished by consecutive numbers, with half-yearly Coupons attached maturing 1st January and 1st July.

The Bonds and Coupons will be payable as follows:— In London at the Office of the Yokohama Specie Bank, Limited, 120 Bishopsgate Street Within, E. C., in Sterling; in Paris at Messrs. de Rothschild Frères, at the current rate of exchange on due date of Coupons, the minimum rate to be Francs 25 per Pound Sterling; in New York at the Agency of the Yokohama Specie Bank, Limited, 63 to 65 Wall Street, in United States Gold Dollars, at the fixed exchange of $ 4.87 per Pound Sterling; and in Germany through the Deutsch-Asiatische Bank, Berlin, at the fixed exchange of Marks 20.45 per Pound Sterling.

A full half-yearly Coupon payable on the 1st July next will be attached to the Scrip Certificates.

Parr's Bank, Limited; The Hongkong and Shanghai Banking Corporation; The Yokohama Specie Bank, Limited, and Messrs. N. M. Rothschild & Sons, are authorized by the Imperial Japanese Government to receive subscriptions for £ 6,500,000 of the above Loan payable as follows:—

£ 5	per cent. on application.
10	per cent. on allotment.
10	per cent. on 24th January 1906.
10	per cent. on 28th February 1906.
10	per cent. on 28th March 1906.
20	per cent. on 25th April 1906.
25	per cent. on 16th May 1906.
£ 90	per cent.

Subscriptions must be for £ 100 nominal, or any multiple thereof.

Payment in full may be made on allotment under discount at the rate of 2½ per cent. per annum.

The Loan is repayable at par on the 1st January 1931, but the Imperial Japanese Government reserves the right to redeem, at par, all or any of the Series of the Bonds on, or at any time after, the 1st January 1921, on giving six months' previous notice. Partial redemption to be effected by drawings of complete Series in the usual manner at the office of the Yokohama Specie Bank, Limited, London, and notice of the distinctive number or numbers of Series drawn will be given by advertisement in two newspapers in each place where the Coupons are payable.

Scrip Certificates to bearer, with Coupons attached for a full half-year's interest payable on the 1st July 1906, will be delivered as soon as possible in exchange for the Allotment Letters and Banker's Receipts, and Bonds will, in due course, be delivered in exchange for the Scrip Certificates.

Application must be made on the enclosed form accompanied by a deposit of £5 per cent.

If no allotment be made, the deposit will be returned in full, and if only a portion of the amount applied for be allotted, the balance of the deposit will be appropriated towards payment of the amount due on allotment.

Failure to pay any of the instalments when due will render all previous payments liable to forfeiture.

The issue will be made simultaneously on the terms of this Prospectus for:

£12,000,000 in Paris by Messrs. de Rothschild Frères,

£3,250,000 in New York, by Messrs. Kuhn, Loeb & Company, the National City Bank, and the National Bank of Commerce,

£3,250,000 in Germany, by Bank für Handel und Industrie, Berlin; Bayrische Hypotheken und Wechselbank, München; Messrs. Born & Busse, Messrs. Delbrück, Leo & Co., Deutsch-Asiatische Bank, Deutsche Bank, Dresdner Bank, Nationalbank für Deutschland, Berlin; Norddeutsche Bank in Hamburg, Hamburg; Messrs, Sal. Oppenheim, Junr. & Co., Cologne; A. Shaaffhausen'scher Bankverein, in Berlin; Mr. Jacob S. H. Stern, Frankfort o/M.; and Messrs. M. M. Warburg & Co., Hamburg.

Certified translations of the Laws and Ordinance creating and authorizing the issue of this Loan may be seen at the Offices of any of the issuing Bankers and at the Offices of Messrs. Alfred Bright and Sons, Solicitors, 15 George Street, Mansion House, London, E. C., and of Messrs. Stephenson, Harwood & Co., Solicitors, 31 Lombard Street, London, E. C.

An Official Settlement and quotation on the London Stock Exchange will be applied for in due course.

Prospectuses and forms of application may be obtained from the issuing Banks, viz.: Parr's Bank, Limited, 4 Bartholomew Lane, London, E. C., and Branches; the Hongkong and Shanghai Banking Corporation, 31 Lombard Street, London, E. C.; the Yokohama Specie Bank, Limited, 120 Bishopsgate Street Within, London E. C.; Messrs. N. M. Rothschild and Sons, New Court, London, E. C.; and from Messrs. Panmure Gordon & Co., Hatton Court, Threadneedle Street, London, E. C.

27th November 1905.

第二回四分利付英貨公債倫敦募集目論見書譯文

應募申込簿ハ千九百五年十一月三十日以前ニ締切ルヘシ

五千萬磅ノ千九百五年日本帝國政府四分利付英貨公債

右五千萬磅ノ內貳千五百萬磅ハ今回倫敦、巴里、紐育及獨逸ニ於テ募集セラル其ノ募集金ハ日本帝國政府カ定ムル法令ニ定メタル方法ニ依リ內國債ノ償還ニ充當セラルヘキモノトス

殘額貳千五百萬磅ハ千九百四年五月十一日及十一月十四日倫敦及紐育ニ於テ發行シタル日本帝國政府六分利付英貨公債壹千萬磅及壹千貳百萬磅ヲ後日借換又ハ償還スル爲メニ之ヲ留保

ス而シテ若シ該借換又ハ償還ヲナシタル後若干ノ餘剩ヲ生スルトキハ日本帝國政府ノ定ムル所ニ從ヒ他ノ目的ニ使用セラルヘシ

本公債ハ千九百四年法律第一號及千九百五年法律第十二號竝ニ千九百五年十一月二十五日公布勅令第二百四十一號ニ準據シテ發行スルモノトス

應募價格ハ九十「パーセント」

本公債ハ千九百三十一年一月一日額面金額ヲ以テ償還ス但シ日本帝國政府ハ六箇月前ノ豫告ヲ以テ千九百二十一年一月一日以後何時ニテモ五千萬磅ノ全部又ハ一部ヲ額面金額ヲ以テ償還スルノ權利ヲ留保ス

本公債ハ額面拾磅、貳拾磅、百磅及貳百磅ノ無記名式證券トナシ各百萬磅ヨリ成ル五十組ニ分チ連續セル番號ニ依リ之ヲ區別シ一月一日及七月一日滿期トナルヘキ半箇年利札ヲ附ス

證券及利札ハ倫敦ニ於テハ「イー！シー！ピショップスゲート・ストリート・ウキズイン」百二十番横濱正金銀行支店ニ於テ英貨ヲ以テ、巴里ニ於テハ「ロッチルド」商會ニ於テ利札支拂期日ニ於ケル時ノ爲替相場ニ依リ（但シ最低率ヲ英貨壹磅ニ付貳拾五法トス）、紐育ニ於テハ「ウォール」街六十三番及六十五番横濱正金銀行出張所ニ於テ英貨壹磅ニ付四弗八拾七仙ノ確定換算率ニ依リ合衆國金弗貨ヲ以テ、及獨逸ニ於テハ獨亞銀行ニ於テ英貨壹磅ニ付貳拾麻四拾五布ノ確定換算率ニ依リテ支拂ハルヘシ

假證券ニハ來ル七月一日拂全半箇年分利札ヲ附ス

「パース」銀行、香上銀行、橫濱正金銀行及「ロスチヤイルド」商會ハ前記六百五拾萬磅ニ對スル應募申込ヲ受理スルコトヲ日本帝國政府ヨリ承認セラレタリ其ノ拂込方法左ノ如シ

應募申込ノ際	百磅ニ付	五磅
公債割當ノ際	同上	拾磅
千九百六年一月二十四日	同上	拾磅
同　年二月二十八日	同上	拾磅
同　年三月二十八日	同上	拾磅
同　年四月二十五日	同上	貳拾磅
同　年五月十六日	同上	貳拾五磅
合計	同上	九拾磅

應募申込ハ券面百磅又ハ其ノ倍數ニ限ル

公債割當ノ際一時ニ全額ヲ拂込ミタル者ニ對シテハ年貳分五厘ノ割合ヲ以テ割引ヲ爲スコトヲ得

本公債ハ千九百三十一年一月一日額面金額ヲ以テ償還セラル但シ日本帝國政府ハ六箇月前ノ豫告ヲ以テ千九百二十一年一月一日以後何時ニテモ本公債證券ノ全組又ハ若干組ヲ額面金額ヲ以テ償還スルノ權利ヲ留保ス一部償還ハ橫濱正金銀行倫敦支店ニ於テ慣例ニ從ヒ全組ノ抽籤ニ依リ之ヲ行フ而シテ當籤シタル組ノ各番號ハ利札支拂地ニ於ケル二種ノ新聞紙ニ廣告シテ通知スルモノトス

千九百六年七月一日支拂全半箇年利札附無記名假證券ハ割當通知書及銀行領收書ト引換ニ出

來得ル限リ速ニ之ヲ交付シ且本證券ハ假證券ト引換ニ遲滯ナク交付セラルヘシ

應募申込ハ百磅ニ付五磅ノ保證金ヲ添ヘ別紙書式ヲ以テ行フコトヲ要ス

割當ナキトキハ保證金ハ全額之ヲ返還スヘク若シ申込金額ノ一部分ノ割當アリタルトキハ保證金ノ殘額ハ割當ノ際拂込ムヘキ拂込金ニ充當セラルヘシ

滿期日ニ至リ拂込金ノ拂込ヲ怠ルトキハ其以前ノ拂込金ハ總テ之ヲ沒收セラルヘキモノトス」

本目論見書ノ條項ニ從ヒ「ロッチルド」商會ニ依リ巴里ニ於テ壹千貳百萬磅、「クーン・ロエブ」商會、「ナショナル・シチー」銀行及「ゼ・ナショナル・バンク・オブ・コムマース」ニ依リ紐育ニ於テ參百貳拾五萬磅、在伯林「バンク・フユール・ハンデル・ウント・インヴストリー」、在「ミユンヘン」「バイエリツシエ・ヒポテーケン・ウント・ウエクゼル・バンク」、在伯林「ボルン・ウント・ブツセ」商會、「デルブリユック・レオ・ウント・コムパニー」、「ドイツチエ・バンク」、「ドレスドネル・バンク」、「ナチヨナル・バンク・フユール・ドイツチエ・バンク・イン・ハンブルヒ」、「ケルン」、「ザル・オツペンハイム・ユンル」商會、在伯林「アー・シャアフハウゼンシエル・バンクフエライン」、在「フランクフルト・アム・マイン」、「ミスター・ヤコーブ・エス・ハー・スチルン」及在漢堡「エム・エム・ウーブルヒ」商會ニ依リ獨逸ニ於テ參百貳拾五萬磅ヲ同時ニ發行スヘシ

本公債ノ發行ニ關スル法律及勅令ノ證明譯文ハ諸發行銀行營業所及倫敦「イー・シー・マンション・ハウス・ジョージ」街十五番狀師「アルフレッド・ブライト」商會事務所、倫敦「イー・シー・ロムバード」街三十一番狀師「ステフエンソン・ハーウッド」商會事務所ニ就テ閱覽スルコトヲ得

倫敦株式取引所ニ於ケル受渡及公定相場ニ登載ノ件ハ適當ノ時機ニ於テ之ヲ請求スヘシ

目論見書及申込用紙ハ發行銀行卽チ倫敦「イー・シー・バーソロミユー」街四番「バース」銀行及其ノ支店、倫敦「イー・シー・ロムバード」街三十一番香上銀行、倫敦「イー・シー・ビショップス・ゲート」街「ウキズイン」百二十番橫濱正金銀行、倫敦「イー・シー・ニユーコート・ロスチヤイルド」商會及倫敦「イー・シー・スレッドニードル」街「ハットン・コート」「バンミユーア・ゴルドン」商會ヨリ受取ルコトヲ得

千九百五年十一月二十七日

PROSPECTUS OF THE IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT 4％
STERLING LOAN OF NOVEMBER 1905 IN NEW YORK.
(SECOND SERIES.)

£25,000,000

IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT 4％
STERLING LOAN OF 1905.

due January 1, 1931.

Divided into series of £1,000,000 each, with option to the Imperial Japanese Government to redeem all or any series on or at any time after January 1, 1921, upon giving six months' previous notice.

Created under the authority of Law number 1 of 1904 and Law number 12 of 1905, and Imperial Ordinance Number 241 of His Majesty the Emperor, promulgated November 25, 1905.

Coupon Bearer Bonds in Denominations of £10, £20, £100 and £200.

Semi-annual interest payable January 1st and July 1st, at the Office of the Yokohama Specie Bank,

Ltd., in London, at its Agency in New York, at Messrs. de Rothschild Frères in Paris, and through the Deutsch-Asiatische Bank in Berlin.

Principal and interest payable in London in Sterling, in New York in United States Gold Dollars at the fixed rate of exchange of $4.87 per Pound Sterling, in Paris at the current rate of exchange, the minimum rate to be Francs 25 per Pound Sterling, and in Germany in Reichsmarks at the fixed rate of exchange of Marks 20.45 per Pound Sterling.

Of the above amount of £25,000,000 Sterling £6,500,000 are being offered for public subscription in London by Parr's Bank, Ltd., the Hongkong and Shanghai Banking Corporation, the Yokohama Specie Bank, Ltd., and Messrs. N. M. Rothschild & Sons; £3,250,000 have been taken for issue in the United States by Messrs. Kuhn, Loeb & Co.; £12,000,000 have been taken and are being issued in Paris by Messrs. de Rothschild Frères, and £3,250,000 have been taken and are being issued in Germany by the Bank für Handel & Industrie, Berlin; Bayrische Hypotheken and Wechselbank, Münich; Messrs. Born & Busse, Messrs. Delbrueck, Leo & Co., Deutsch-Asiatische Bank, Deutsche Bank, Dresdner Bank, Nationalbank für Deutschland, Berlin; Norddeutsche Bank in Hamburg; Messrs. Sal. Oppenheim, Jr., & Co., Cologne; A. Schaaffhausen'scher Bankverein in Berlin; Mr. Jacob S. H. Stern, Frankfurt $^{a}/_{M.}$ and Messrs. M. M. Warburg & Co., Hamburg.

The London issuing Banks make the following statements in their prospectus, which has been approved by Korekiyo Takahashi, Esq., Vice-Governor of the Bank of Japan and Special Financial Commissioner of the Imperial Japanese Government:

"The Imperial Japanese Government 4 per cent. Sterling Loan of 1905 is for £50,000,000, of which £25,000,000 are now offered for subscription in London, Paris, New York and Germany, the proceeds of which are to be applied in such manner as the Imperial Japanese Government may determine in virtue of their statutory powers, to the redemption of the Internal Loans. The balance of £25,000,000 is reserved for the purpose of converting or redeeming at a later date bonds of the Imperial Japanese Government 6 per cent. Sterling Loans, issued in London and New York on May 11th and November 14th, 1904, for £10,000,000 and £12,000,000 respectively and if any surplus remains after providing for same, it shall be used for such other purposes as the Imperial Japanese Government may determine.

"This loan is redeemable at par on January 1, 1931, but the Imperial Japanese Government reserves the right to redeem at par all or any of the series of Bonds on or at any time after January 1, 1921, on giving six months' previous notice; partial redemption to be effected by drawings of complete series in the usual manner at the office of the Yokohama Specie Bank, Limited, London, and notice of the distinctive number or numbers of series drawn will be given by advertisement in two newspapers in each place where the coupons are payable."

Referring to the above, the undersigned are authorized by the Imperial Japanese Government to issue the above loan and hereby offer for public subscription £3,250,000 of the above Bonds at the price of 87 per cent. and accrued interest, New York Stock Exchange Usage, which is the Approximate Parity of the London issue price.

The subscription list will be opened at 10 A. M. on November 28, 1905, and will be closed on or before December 4, 1905.

The undersigned reserve to themselves the right to close the subscription list at any time without notice and to reject any subscriptions and allot smaller amounts than applied for.

All subscriptions, which should be made on the enclosed form, are to be accompanied by a deposit of $25 in New York funds per £100 bond. Subscriptions will only be received in denominations of £100 and multiples thereof.

If no allotment be made, the deposit will be returned in full, and if only a portion of the amount

applied for be allotted, the balance of the deposit will be appropriated towards the amount due on December 18, 1905. If any further balance remains, such balance will be returned. Failure to pay any instalments at due dates, will render all previous payments liable to forfeiture.

The rate of exchange fixed by the Imperial Japanese Government at which principal and interest of the bonds are payable in New York is $4.87 per pound sterling, at which rate the New York issue price of 87 per cent. and accrued interest, figuring $5 per pound sterling according to the usages of the New York Stock Exchange, is the approximate equivalent of the London issue price of £90 per cent. Payment for bonds allotted is to be made in New York funds as follows:

On application,	$ 25.00	per £100 bond,
On December 18, 1905,	25.00	per £100 bond,
On March 20, 1906,	389.27	per £100 bond,
Total,	$439.27	per £100 bond.

Temporary certificates to bearer will be delivered by the undersigned in exchange for allotment letters duly endorsed, upon payment of final instalment. A coupon for payment of the semi-annual interest due on July 1, 1906, will be attached to the temporary certificates.

Payment in full may be made on December 18, 1905, under discount at the rate of four per cent. per annum.

The bonds will be delivered by the undersigned in exchange for the temporary certificates as soon as practicable.

Subscriptions will also be received by the Old Colony Trust Company, Messrs. Kidder, Peabody & Co., and Messrs. Lee, Higginson & Co., Boston, by the Fidelity Trust Company, the Girard Trust Company and Messrs. Sailer & Stevenson, Philadelphia, by the Illinois Trust and Savings Bank and the Merchants' Loan and Trust Company, Chicago, and by Messrs. Francis Bro. & Co. and Messrs. A. G. Edwards & Sons, St. Louis.

Kuhn, Loeb & Co.,
William and Pine Streets.
National City Bank,
52 Wall Street.
National Bank of Commerce in N. Y.,
31 Nassau Street.

New York, November 27, 1905.

第二回四分利付英貨公債紐育募集目論見書譯文

千九百五年日本帝國政府四分利付英貨公債貳千五百萬磅

償還期限ハ千九百三十一年一月一日

本公債ハ各壹百萬磅ノ數組ニ區分シ日本帝國政府ハ六箇月前ノ豫告ヲ以テ千九百二十一年一月一日以後何時ニテモ其ノ全組又ハ若干組ヲ償還スルコトヲ得

本公債ハ千九百四年法律第一號千九百五年法律第十二號及千九百五年十一月二十五日公布勅令第二百四十一號ニ準據シテ發行スルモノトス

本公債證券ハ額面拾磅、貳拾磅、百磅及貳百磅ノ四種トシ無記名利札附トス

毎半箇年分利子ハ一月一日及七月一日横濱正金銀行倫敦支店、同行紐育出張所、在巴里、ロッチルド、商會及在伯林獨亞銀行ニ於テ之ヲ支拂フヘシ

元利金ハ倫敦ニ於テハ英貨ヲ以テ、紐育ニ於テハ英貨壹磅ニ付四弗八拾七仙ノ確定換算率ニ依

リ合衆國金弗貨ヲ以テ、巴里ニ於テハ時ノ爲替相場ニ依リ（但シ最低率ヲ英貨壹磅ニ付貳拾五法トス）、獨逸ニ於テハ英貨壹磅ニ付貳拾麻四拾五布ノ確定換算率ニ依リ獨貨ヲ以テ之ヲ支拂フモノトス」

本公債貳千五百萬磅ノ內六百五拾萬磅ハ倫敦ニ於テ「バース」銀行、香上銀行、橫濱正金銀行及「ロスチャイルド」商會之ヲ一般公衆ヨリ募集ス參百貳拾五萬磅ハ「クーン・ロエブ」商會之ヲ引受ケ合衆國ニ於テ之ヲ募集シ千貳百萬磅ハ「ロッチルド」商會之ヲ引受ケ巴里ニ於テ之ヲ募集シ參百貳拾五萬磅ハ在伯林「バンク・フユール・ハンデル・ウント・インヅストリー」、在「ミユーニツヒ」「バイエリツシエ・ヒポテーケン・ウント・ウエクゼル・バンク」、在伯林「ボルン・ウント・ブツセ」商會、「デルブリユツク・レオ」商會、獨亞銀行、「ドレスドネル・バンク」、「ナチヨナル・バンク・フユール・ドイツチランド」、在漢堡「ノルドドイツチエ・バンク」、在「ケルン」「ザル・オツペンハイム・ユンル」商會、在伯林「アー・シャアフハウゼンシエル・バンクフエライン」、在「フランクフルト・アム・マイン」「ミスター・ヤコプ・エス・ハー・スチルン」及在漢堡「エム・エム・ワールブルヒ」商會之ヲ引受ケ獨逸ニ於テ之ヲ募集ス」

倫敦發行銀行ハ日本帝國政府特派財政委員日本銀行副總裁高橋是清氏ノ承認ヲ經タル其ノ目論見書中ニ左ノ如ク記載ス

千九百五年日本帝國政府四分利付英貨公債五千萬磅ノ內貳千五百萬磅ハ今回倫敦、巴里、紐育及獨逸ニ於テ之ヲ募集ス

其ノ拂込金ハ日本帝國政府カ其ノ法令ニ定ムル方法ニ依リ內國債ノ償還ニ使用シ他ノ貳千五百萬磅ハ千九百四年五月十一日及十四日倫敦及紐育ニ於テ募集シタル日本帝國政府六分利付英貨公債壹千萬磅及千二百萬磅ヲ後日借換又ハ償還スル爲メニ之ヲ留保ス而シテ尙剩餘額存スルトキハ日本帝國政府ノ任意決定スル他ノ目的ニ使用セラルヘシ

本公債ハ千九百三十一年一月一日額面金額ヲ以テ償還ス但シ日本帝國政府ハ六箇月前ノ豫告ヲ以テ千九百二十一年一月一日以後何時ニテモ額面金額ニテ本公債ノ全組又ハ若干組ヲ償還スルノ權利ヲ留保ス一部償還ノ場合ニ於テハ橫濱正金銀行倫敦支店ニ於テ通常ノ方法ヲ以テスル全組ノ抽籤ニ依ル又當籤セシ組ノ番號ハ各利札支拂地ニ於テ發行スル二種ノ新聞紙ニ廣告スヘシ

上記ノ條項ニ依リ下名等ハ日本帝國政府ヨリ本公債發行ノ權能ヲ賦與セラレタルニ付茲ニ紐育株式取引所ノ慣例ニ依リ百磅ニ付八拾七磅竝ニ之ニ對スル利子ヲ加ヘタルモノ卽チ倫敦ニ於ケルト略ホ同一ノ發行價格ヲ以テ右公債參百貳拾五萬磅ヲ一般公衆ヨリ募集ス

應募申込簿ハ千九百五年十一月二十八日午前十時ニ之ヲ開キ千九百五年十二月四日以前ニ締切ルモノトス下名等ハ何等ノ通知ナクシテ何時ニテモ申込簿ヲ締切リ又ハ應募ヲ拒絕シ若ハ申込金額ヨリ少キ金額ヲ割當ツルノ權利ヲ有ス

總テ應募ハ公債百磅ニ付貳拾五弗ノ保證金ヲ添ヘ紐育ニ於テ現金ヲ以テ別紙書式ニ依リ之ヲ爲スコトヲ要ス應募ハ額面百磅又ハ其ノ倍數ニ限ルモノトス

若シ割當ナキトキハ保證金全部ヲ返還スヘク若シ申込金額ノ一部分ノ割當アリタルトキハ保證金ノ殘額ハ之ヲ千九百五年十二月十八日ノ拂込金ニ充當シ尙殘額アルトキハ之ヲ返還ス拂込期日ニ拂込ヲ爲ササルトキハ旣納ノ拂込金ハ總テ之ヲ沒收スルモノトス

日本帝國政府ニ依リテ定メラレタル紐育ニ於ケル公債元利支拂金ノ換算率ハ英貨壹磅ニ付四

弗八拾七仙トス而シテ紐育發行價格百磅ニ付八拾七磅竝ニ之ニ對スル利子ヲ加ヘ紐育株式取引所ノ慣例ニ從ヒ英貨壹磅ニ付五弗ヲ以テ計算シタルモノハ倫敦ニ於ケル發行價格卽チ百磅ニ付九拾磅ト略〻同一ナルモノトス

割當確定シタル公債ハ紐育ニ於テハ現金ヲ以テ左ノ如ク拂込ムヘシ

申込ノ際	百磅ニ付	二五・〇〇弗
千九百五年十二月十八日	同　上	二五・〇〇
千九百六年　三月二十日	同　上	三八九・二七
合　計	同　上	四三九・二七

無記名式假證券ハ最終拂込金拂込ノ際適當ナル裏書アル割當通知書ト引換ニ下名等ニ於テ之ヲ交付スヘシ

假證券ニハ千九百六年七月一日滿期半箇年分利子ノ支拂ノ爲メニ利札一枚ヲ附スヘシ

千九百五年十二月十八日ニ於テ全額拂込ヲ爲ストキハ年四分ノ割合ヲ以テ割引ヲ爲スヘシ

本證券ハ出來得ル限リ速ニ假證券ト引換ニ下名等ニ於テ之ヲ交付スヘシ

應募申込ハ在「ボストン」「オールド・コロニー・トラスト・コムパニー」、「キツダー・ピーボディー」商會及「リー・ヒツギンソン」商會、在「フイデリテイー・トラスト・コムパニー」、「ゼー・ギラード・トラスト・コムパニー」及「セーラー・エンド・スティブンソン」商會、在「シカゴ」「イリノイス・トラスト・エンド・セービングス・バンク」及「ゼー・マーチャンツ・ローン・エンド・トラスト・コムパニー」、在「セントルイス」「フランシス・ブラザース」商會及「エー・ジー・エドワード」商會ニ於テモ亦之ヲ受理スヘシ

千九百五年十一月二十七日紐育

PROSPECTUS OF THE IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT 4% STERLING LOAN OF NOVEMBER 1905 IN GERMANY.

(SECOND SERIES.)

£3,250,000

NOMINAL AMOUNT OF BONDS OF THE IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT 4% STERLING LOAN OF 1905,

Part of the total amount, authorised by His Majesty the Emperor, of £50,000,000 (divided into 50 Series of £1,000,000 each).

Out of Series Number 16, 17, 18, and 19:—

Bonds Nos. 408,001 to 498,000, both inclusive, of £ 20 each.					
〃	26,601	〃	36,300,	〃	〃 £100 〃
〃	22,151	〃	24,550,	〃	〃 £200 〃

The Loan is repayable on the 1st January 1931, but the Imperial Japanese Government has reserved

the right to repay either the total amount of the Loan or, by drawings of whole series, part of same on any due date of interest on or at any time after the 1st January 1921, upon six months' previous notice.

Principal and Interest are exempt from any Taxes for those foreigners who do not live in Japan.

In accordance with the Law No. 1 of 1904, and Law No. 12 of 1905, and the Imperial Ordinance No. 241, promulgated 25th November 1905, the Imperial Japanese Government is authorised to issue a 4% Loan up to the Nominal amount of £50,000,000. Of this Loan there have been issued at first Bonds of the nominal amount of £25,000,000. viz., £6,500,000 in London; £12,000,000 in Paris; £3,250,000 in New York; and the balance of £3,250,000 in Germany by the undersigned Banks and Bankers.

The Series, Denominations and Numbers of this Portion are as follows:—

Out of Series Number 16 the following Bonds:—

Nos. 408,001 to 429,000 both inclusive, of £ 20 each,
Nos. 26,601 to 28,800 both inclusive, of £ 100 each,
Nos. 22,151 to 22,700 both inclusive, of £ 200 each,

Series Numbers 17 and 18:—

Nos. 429,001 to 484,200 both inclusive, of £ 20 each,
Nos. 28,801 to 34,800 both inclusive, of £ 100 each,
Nos. 22,701 to 24,180 both inclusive, of £ 200 each,

And out of Series Number 19:—

Nos. 484,201 to 498,000 both inclusive, of £ 20 each,
Nos. 34,801 to 36,300 both inclusive, of £ 100 each,
Nos. 24,181 to 24,550 both inclusive, of £ 200 each.

The Bonds are expressed in the English, French and German languages and are payable to Bearer; they bear the engraved facsimile signature of Viscount Tadasu Hayashi, His Imperial Japanese Majesty's Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary to the Court of St. James, in accordance with the authority of Baron Arasuke Sone, Minister of Finance, dated 24th November, 1905. The Bonds of the German portion are countersigned by a duly authorized representative of the London issuing Banks.

The Bonds bear semi-annual coupons, due 1st January and 1st July of every year, for 2% each. The first coupon will be due on 1st July 1906; the last coupon will become due on 1st January 1931.

The Loan is repayable at par on the 1st January 1931 but the Imperial Japanese Government has reserved the right to redeem at par all or any of the Series of the Bonds (of one million £ Sterling each) on or at any time after the 1st January 1921, on giving six months' previous notice on any due date of interest. Partial redemption to be effected by drawings of complete series, which will take place by lot, at the office of the Yokohama Specie Bank, Limited, in London, in the presence of a Representative of the Imperial Japanese Government and of a Notary Public, to be nominated for this purpose by the Imperial Japanese Government. The payment of the drawn Bonds shall take place at the same time as the payment of the first half-yearly coupon becoming due after such drawing, and from that date drawn Bonds shall cease to bear interest.

The repayment of Bonds as well as the payment of interest will be made in London in £ Sterling, in Paris in Francs at the cheque rate of exchange per £ Sterling for the time being (minimum, Frcs. 25 per £ Sterling), in New York in United States Gold Dollars at the fixed rate of exchange of $4.87 per £ Sterling, and in Germany in Reichsmarks at the fixed rate of exchange of M. 20.45 per £ Sterling. In Germany this payment will be made in Berlin, Hamburg, Frankfort °/M. and other places through the Deutsch-Asiatische Bank and at such Agencies as the Deutsch-Asistische Bank on its own behalf will appoint and publish.

Upon the repayment of Bonds drawn or called for redemption there will be deducted the amount of

any missing unmatured coupons. According to Japanese Law not presented coupons are outlawed after 5 years, redeemable Bonds are outlawed after 15 years, to be calcurated from the day of their maturity.

All information referring to redemption, drawings, etc., of the Bonds, in particular the series and numbers of the Bonds drawn each time as well as the series and numbers of Bonds previously drawn and not yet presented for payment, which have to be published immediately after each drawing, will be advertised by the Imperial Japanese Government in Germany in four newspapers, namely, in two Berlin papers, in one Hamburg paper, and in one Frankfort °/M. paper.

In case of any conversion of the Loan the German Bondholders shall be entitled to the same terms as the English, French and American Bondholders of this issue. Agencies, where Bonds may be converted in Germany, shall be appointed in Berlin, Hamburg and Frankfort °/M.

A special security for the Principal and Interest of this Loan has not been given, but the Bonds and Coupons of the entire Loan, belonging to foreign subjects not residing in Japan, are for all time exempted from any existing Japanese tax, as well as from any Japanese tax that may be created hereafter.

The £ 25,000,000 of the Loan now given out are issued for the purpose of redeeming internal loans in such manner as the Imperial Japanese Government may determine in virtue of their Statutory Powers. The balance of £ 25,000,000 is reserved for the purpose of converting or redeeming at a later date the 6 % Sterling Loans of 1904 (of the nominal amounts of £ 10,000,000 and £ 12,000,000), and if any surplus remains after providing for same for such other purposes as the Imperial Japanese Government may determine.

Until the final Bonds have been printed, Interim Certificates duly provided with the German Revenue Stamp will be issued for the German portion by the undersigned Banks and Bankers and the exchange of them for the duly stamped Bonds, which has to take place free of any cost, will be notified in due time. A coupon due 1st July 1906 for a full half-year's interest is attached to the German Interim Certificates.

The Denominations and Numbers of the German Interim Certificats are as follows:

Nos. 1 to 90,000, both inclusive, of £ 20 each,
Nos. 90,001 to 99,700, both inclusive, of £ 100 each,
Nos. 99,701 to 102,100, both inclusive, of £ 200 each.

(Statistics omitted)

第二回四分利付英貨公債獨逸募集目論見書譯文

千九百五年日本帝國政府四分利付英貨公債額面參百貳拾五萬磅

本公債ハ天皇陛下ニ依リ承認セラレタル總額五千萬磅（各百萬磅ノ五拾組ニ分ツ）ノ一部ニシテ第十六、第十七、第十八及第十九組ノ次ノ各證券ヲ以テ之ニ充ツ

證券番號	自四〇八、〇〇一番	至四九八、〇〇〇番	各貳拾磅券
同　上	自二六、六〇一番	至三六、三〇〇番	各百磅券
同　上	自二二、一五一番	至二四、五五〇番	各貳百磅券

本公債ハ千九百三十一年一月一日ニ之ヲ償還ス但シ日本帝國政府ハ六箇月前ノ豫告ヲ以テ千九百二十一年一月一日以後何時ニテモ利拂期日ニ於テ本公債ノ全部若ハ全組ノ抽籤ヲ行ヒタル上其ノ一部ヲ償還スルノ權利ヲ留保ス

日本ニ居住セサル外國人ニ對シテハ元金利子ニ付總テノ租稅ヲ課セス

千九百四年法律第一號、千九百五年法律第十二號及同年十一月二十五日公布勅令第二百四十一號ニ依リ日本帝國政府ハ四分利付英貨公債額面五千萬磅ヲ募集スルノ權能ヲ賦與セラレタリ」

右公債中先ツ額面貳千五百萬磅即チ六百五拾萬磅ハ倫敦ニ於テ、壹千貳百萬磅ハ巴里ニ於テ、參百貳拾五萬磅ハ紐育ニ於テ而シテ殘額參百貳拾五萬磅ハ獨逸ニ於テ下記ノ銀行及銀行家ニ依リ發行セラル

右ノ部分ニ對スル組、額面金額種類及番號左ノ如シ

第十六組

自四〇八、〇〇一番　至四二九、〇〇〇番　各貳拾磅券
自　二六、六〇一番　至　二八、八〇〇番　各百磅券
自　二二、一五一番　至　二三、七〇〇番　各貳百磅券

第十七組及第十八組

自四二九、〇〇一番　至四八四、二〇〇番　各貳拾磅券
自　二八、八〇一番　至　三四、八〇〇番　各百磅券
自　二三、七〇一番　至　二四、一八〇番　各貳百磅券

第十九組

自四八四、二〇一番　至四九八、〇〇〇番　各貳拾磅券
自　三四、八〇一番　至　三六、三〇〇番　各百磅券
自　二四、一八一番　至　二四、五五〇番　各貳百磅券

本公債證券ハ英、獨、佛ノ三箇國語ヲ以テ記載セラレ無記名式トシ大藏大臣曾禰荒助ノ千九百五年十一月二十四日附委任ニ依リ「セント・ゼームス」朝廷ニ派セラレタル日本帝國政府特命全權公使子爵林董ノ正寫署名ヲ押捺ス

獨逸發行分ノ證券ニハ適法ニ權限ヲ賦與セラレタル倫敦發行銀行代表者之ニ署名ス

本公債證券ニハ毎年一月一日及七月一日ニ支拂フヘキ各二「パーセント」ノ毎半箇年分利札ヲ附ス第一回利札ハ千九百六年七月一日渡ニシテ最終利札ハ千九百三十一年一月一日渡トス

本公債ハ千九百三十一年一月一日額面金額ヲ以テ償還スルモノトス但シ日本帝國政府ハ六箇月前ノ豫告ヲ以テ千九百二十一年一月一日以後何時ニテモ利拂期日ニ於テ本公債證券ノ全組又ハ若干組（各百萬磅トス）ヲ額面金額ヲ以テ償還スルノ權利ヲ留保ス

若干組（一組ヲ分割スルコトナクシテ）一部償還ヲ爲ス爲ノ抽籤ハ日本帝國政府ノ代表者及日本帝國政府ノ任命セル公證人ノ面前ニ於テ橫濱正金銀行倫敦支店ニ於テ施行スヘシ當籤證券ノ償還ハ該抽籤執行直近ニ於テ支拂期ノ到達スル半箇年分利札ノ支拂ト同時ニ之ヲ爲スヘシ而シテ當籤證券ニハ其ノ日以後利子ヲ付セス

元金利子ノ支拂ハ倫敦ニ於テハ英貨ヲ以テ、佛國巴里ニ於テハ英貨一磅ニ對スル時ノ爲替相場ニ依リ（但シ最低率ヲ英貨一磅ニ付貳拾五法トス）、合衆國紐育ニ於テハ英貨壹磅ニ付四弗八拾七仙ノ確定換算率ニ依リ合衆國本位貨幣ヲ以テ、而シテ獨逸ニ於テハ英貨壹磅ニ付貳拾麻四拾五布ノ確定換算率ニ依リ獨貨ヲ以テ支拂フモノトス獨逸ニ於ケル支拂場所ハ伯林、漢堡、「フランクフルト・アム・マイン」及其ノ他ノ地方ニ於ケル獨亞銀行及獨亞銀行カ自己ノ爲メニ指定廣告シタル代理店ニ於テ之ヲ行フ

當籤又ハ償還ノ告知ヲ受ケタル公債證券ノ支拂ヲ爲スニ當リ支拂期未到達ノ利札ニシテ欠缺

セルモノアルトキハ其ノ金額ハ之ヲ控除ス利札ハ支拂期日ヨリ五箇年、償還期ノ到達セル證券ハ償還期日ヨリ十五箇年ヲ經過シテ呈示セラレサル場合ニ於テハ日本ノ法律ニ依リテ之ヲ無效トス

本公債證券ノ償還及抽籤等ノ廣告特ニ各時ニ當籤セシ證券ノ組及番號竝ニ當籤シテ未タ支拂ヲ受クルカ爲ニ呈示セラレサル證券ノ組及番號（是ハ各抽籤後直ニ廣告ス可キモノトス）ノ廣告ハ獨逸ニ於ケル四種ノ新聞紙卽チ伯林ニ於テ二種「ハンブルグ」ニ於テ一種「フランクフルト・アム・マイン」ニ於テ一種ノ新聞紙ニ日本帝國政府之ヲ爲スヘシ

本公債借換ノ場合ニ於テハ獨逸ニ於ケル證券所有者ハ英國、佛國、合衆國等ニ於ケル本發行ノ證券所有者ト同一ノ條件ニ從フノ權利ヲ有ス獨逸ニ於テ借換ノ取扱ヲ爲ス代理店ハ伯林、漢堡及「フランクフルト・アム・マイン」ニ於テ指定セラルヘシ

本公債ノ元利金ハ無擔保トス但シ日本ニ居住セサル外國人ノ所有ニ屬スル本公債證券及利札ハ日本ニ於テ現存シ竝ニ日本ニ於テ將來起サルヘキ如何ナル租稅ヲモ終始之ヲ課セサルモノトス

今玆ニ募集スル公債貳千五百萬磅ハ日本帝國政府カ其ノ法令ヲ定ムル方法ニ依リ內國債ヲ償還スル爲ニ發行シ殘額貳千五百萬磅ハ千九百四年發行ノ六分利付英貨公債（額面壹千萬磅及壹千貳百萬磅）ヲ後日借換又ハ償還スル爲ニ之ヲ留保ス而シテ尙剩餘アルトキハ日本帝國政府ハ任意ニ之ヲ他ノ目的ニ使用スルコトヲ得ルモノトス

本證券ノ印刷セラルル迄ハ獨逸ノ分ニ對シテハ下記ノ銀行及銀行家ニ於テ適法ニ獨逸收入印紙ヲ貼用シタル假證券ヲ發行スヘシ而シテ之ト適法ニ印紙ヲ貼用シタル證券トノ引換ハ適當ノ時期ニ之ヲ廣告スヘシ此場合ニ於テハ何等ノ費用ヲ要セサルモノトス獨逸假證券ニハ滿期半箇年利子ニ對スル千九百六年七月一日拂ノ利札ヲ附ス

獨逸ニ於ケル假證券ノ額面金額種類及番號左ノ如シ

自	一番	至	九〇,〇〇〇番　各貳拾磅券
自	九〇,〇〇一番	至	九九,七〇〇番　各百磅券
自	九九,七〇一番	至	一〇二,一〇〇番　各貳百磅券

（統計表省略）

AVIS D' ÉMISSION DE DEUXIEME EMPRUNT LIVRES STERLING
4% DU GOUVERNEMENT IMPÉRIAL DU JAPON (À PARIS)

Paris le 23 Novembre 1905.

EMPRUNT 4% DU GOUVERNEMENT IMPÉRIAL DU
JAPON; ÉMISSION EN FRANCE
DE
Fr. 300 Millions de Capital nominal
M.....

Nous sommes chargés par le Gouvernement Impérial du Japon de l'émission d'un emprunt en Rente 4% Japonaise dont 300 millions de francs de capital nominal sont réservés au marché français.

Ce montant de Fr. 300 Millions ou £12 millions fait partie d'une émission totale de £50 millions

de capital dont £ 25 millions seulement destinés au remdoursement be Bons du Trésor Japonais Intérieurs, sont émis actuellement, savoir :

£ 12 millions en France.

£ 13 millions en Angleterre, aux États-Unis et Allemagne.

La seconde partie de £ 25 millions est réservée pour n'être émise qu'ultérieurement en vue de la consolidation des Bons 6 % de 1904 (Douanes) ou, à défaut, pour toute autre affectation que le Gouvernement Impérial Japonais pourrait déterminer.

Cet emprunt est émis en Rente 4 % créé au change fixe de 25 francs par Livre sterling avec coupons semestriels au 1er Janvier et au 1er Juillet de chaque année payables à notre Caisse, au change sur Londres du jour de l'échéance, sans que ce change puisse être inférieur à 25 francs par Livre sterling.

Il ne peut être converti ou remboursé avant le 1er Janvier 1921. A partir de cette date, le Gouvernement Impérial Japonais peut rembourser au pair tout ou partie de l'emprunt moyennant un prévis de 6 mois.

Ce qui restera en circulation de l'Emprunt sera remboursé au pair à la date du 1er Janvier 1931.

Pour les 300 millions de francs émis en France, il sera délivré des certificats provisoires de 500 francs, 2,500 francs, 5,000 francs jouissance à partir du 1er Janvier 1906, munis d'un coupon semestriel au 1er Juillet 1906, qui seront émis par notre Maison sous la responsabilité du Gouvernement Impérial Japonais.

Nous recevons les demandes, soit sous forme d'obligations entièrement libérées à l'émission, soit sous forme d'obligations à libérer par versements successifs :

Les obligations entièrement libérées à l'émission sont émises au prix de Fr. 449.50 par obligation, représentant le montant des termes successifs sous déduction de l'escompte à 1½ % l'an calculé du 11 Décembre 1905.

Les obligations à libérer par versements successifs sont émises au prix de Fr. 451.70 payable comme suit :

Fr. 100 " immédiatement ;
150 " le 9 Avril 1906 ;
201.70 " le 30 Mai 1906.

Les demandes devront nous parvenir sur l'une des formules d'engagement jointes à la présente et soigneusement distinctes, pour les titres libérés et les non libérés.

A l'appui de chaque demande, il devra remis en la transmettant :

Fr. 100 par obligation comme cautionnement, qu'il s'agisse d'obligations libérées ou de non libérées.

Les obligations non libérées ne pourront plus être libérées par anticipation qu'à partir 1er Février 1906.

Les versements en retard seront passibles d'un intérêt à 4½ % l'an.

Les titres provisoires sur lesquels les versements n'auraient pas été effectués pourront être vendus à la Bourse, sans aucune mise en demeure, un mois après l'échéance du terme du, pour le compte et aux risques et frais du retardataire.

Dès que nous le pourrons, nous vous fixerons sur le montant du nouvel Emprunt que nous serons en mesure du réserver à votre demande. Vous voudrez bien alors nous remettre immédiatement, s'il s'agit d'obligations libérées, le complément de la somme nécessaire à la libération.

La cote officielle de la bourse de Paris sera demandée.

Agréez, M....., nos salutations distinguées.

de Rothschild Frères.

Déclaration faite au Timbre le 18 Novembre 1905.

第二回四分利付英貨公債巴里募集目論見書譯文

千九百五年十一月二十三日巴里

參億法ノ佛國募集日本帝國政府四分利付公債

今般當商會ハ四分利付日本公債中佛國市場ニ於テ發行スルコトヲ留保セラレタル參億法ノ募集ヲ日本帝國政府ヨリ委囑セラレタリ

右金額三億法卽チ千貳百萬磅ハ募集總額五千萬磅ノ一部ニシテ內貳千五百萬磅ハ專ラ內地ノ日本國庫債券ノ償還ニ充當セラルルモノトス其ノ現在募集左ノ如シ

千貳百萬磅　佛國ニ於テ

千參百萬磅　英國、北米合衆國及獨逸國ニ於テ

殘額貳千五百萬磅ハ千九百四年發行六分利付公債（關稅收入擔保付）ノ整理償還ノ爲又ハ日本帝國政府カ定メ得ヘキ用途ニ充當スル爲將來募集セラルヘキモノトシテ留保セラルルモノトス

本公債ハ英貨一磅ニ付佛貨貳拾五法ノ確定換算率ヲ以テセル四分利付公債トシテ發行シ每年一月一日及七月一日ニ當商會ノ金庫ニ於テ當日ノ倫敦宛爲替相場（但シ英貨一磅ニ付貳拾五法ヲ下ルコトヲ得ス）ニ依リテ支拂ハルヘキ每半箇年分利札ヲ附ス

本公債ハ千九百二十一年一月一日以前ニ於テ借換又ハ償還スルコトヲ得ス右期日以後ニ於テハ日本帝國政府ハ本公債ノ全部又ハ若干組ヲ額面金額ヲ以テ償還スルコトヲ得ルモノトス但シ六箇月前ノ豫告ヲ要ス殘存額ハ千九百三十一年一月一日額面金額ヲ以テ償還セラルヘキモノトス

佛國ニ於テ發行セラルル參億法ニ對シテハ五百法、貳千五百法、五千法ノ假證券ヲ交付シ之ニ千九百六年七月一日拂ノ利札一枚ヲ附シ日本帝國政府責任ノ下ニ當商會ヨリ之ヲ發行ス利子ハ千九百六年一月一日ヨリ之ヲ付ス

應募申込ハ一時拂込ト遞次拂込トノ二方法ノ一ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

一時拂込應募ノ發行價格ハ千九百五年十二月十二日ヨリ起算シ年一分五厘ノ割合ニテ割引シ四百四十九法五〇參トス

遞次拂込證券ノ發行價格ハ四百五十一法七〇參トシ其ノ拂込左ノ如シ

申込ト同時ニ	百法
千九百六年四月九日	百五十法
同　年五月三十日	二百一法七〇參

申込ハ別紙契約書式ニ依リ一時拂込ト遞次拂込トヲ明記セラルヘシ

申込者ハ一時拂込ト遞次拂込トヲ問ハス五百法券一枚ニ付百法ノ保證金ヲ差出スヘキモノトス

遞次拂込證券ハ千九百六年二月一日以後ニアラサレハ前拂ヲ爲スコトヲ得ス

拂込延滯者ハ年四分五厘ノ利子ヲ徵收セラルヘシ

假證券ニ對スル拂込ナキ場合ニ於テハ申込人ニ催告ヲ爲スコトナク拂込期日後一箇月ヲ經テ之ヲ株式取引所ニ於テ賣拂フヘシ其ノ計算、危險、費用ハ總テ延滯者ノ負擔トス

「ロッチルド」商會ハ出來得ル限リ速カニ申込ニ對シ割當テ得ヘキ新公債ノ額ヲ定ムヘシ故ニ一

時拂込ノ申込ニ在リテハ所定ノ金額ヲ直ニ當商會ニ拂込マレタシ

本公債ハ巴里株式取引所ノ公定相場ニ登載方ヲ請求セラルヘシ

「ロツチルド」商會

殿

（千九百五年十一月十八日官廳届出）

斯くて翌十一月二十八日より一齊に申込を受理したるが、本公債は前數回と比較すれば、低利且つ無擔保にして應募者に利益ならず、加ふるに金融市場の情況も亦良好とは稱し難かりしに拘らず、一度目論見書の發表あるや非常の歡迎を博する所となり、各發行地とも應募申込額は忽ち募集額を超過するに至り、何れも卽日乃至一兩日にして申込受理を締切りたり。卽ち倫敦に於ては發行前夕の增打一$\frac{1}{8}$にして、當日は同じく一$\frac{1}{2}$を示し、申込額は募集額の二十七倍以上に達して卽日締切、巴里に於ては二十倍以上の申込ありて增打一$\frac{1}{4}$乃至二を示し卽日締切、伯林は十倍餘、紐育は五倍餘の申込を受け翌二十九日之を締切たり。此の前後に於ける倫敦市場の日本公債價格を示せば次の如し。

月　日	四分利付英貨公債	第一回六分利付英貨公債	第二回六分利付英貨公債	第一回四分半利付英貨公債	第二回四分半利付英貨公債
十一月二十一日	九三・$\frac{1}{4}$	一〇二・$\frac{1}{8}$	一〇二・$\frac{1}{8}$	九七・$\frac{3}{4}$	六・$\frac{1}{8}$
二十二日	九三・$\frac{1}{4}$	一〇二・一	一〇二・一	增打	六・$\frac{1}{8}$
二十三日	九三・$\frac{1}{8}$	一〇二・一	一〇二・一	同	六・$\frac{1}{4}$
二十四日	九三・一	一〇二・一	一〇二・一	同	六・$\frac{11}{16}$
二十五日	九二・$\frac{7}{8}$	一〇二・一	一〇二・一	同	六・$\frac{1}{8}$
二十七日	九二・$\frac{9}{16}$	一〇二・一	一〇二・一	同	六・$\frac{1}{2}$
二十八日	九二・$\frac{3}{4}$	一〇一・$\frac{7}{8}$	一〇一・$\frac{7}{8}$	九七・$\frac{5}{8}$	六・$\frac{1}{8}$
二十九日	九二・$\frac{3}{4}$	一〇二・一	一〇二・一	增打	六・一
三十日	九二・$\frac{5}{8}$	一〇二・一	一〇二・一	同	六・$\frac{1}{8}$

第三款　收　支

本公債應募者は倫敦に於けるものは明治三十八年十一月より翌三十九年五月まで七回に、紐育に於ては同じく三月まで三回に、獨逸に於ては三十九年一月より五月まで四回に、巴里に於けるものは同年五月まで三回に夫々發行銀行に拂込むべきものにして、其の拂込期日及百磅（巴里の分は二十磅五百法相當）各拂込金額左表の如し。

募集地	拂込期日	拂込額
倫敦	申込の際	磅 五・〇〇
	割當の際	一〇・〇〇
	明治三十九年一月二十四日	一〇・〇〇
	同　年二月二十八日	一〇・〇〇
	同　年三月二十八日	一〇・〇〇
	同　年四月二十五日	二〇・〇〇
	同　年五月一十六日	二五・〇〇
計		九〇・〇〇

紐育	申込の際	明治三十八年十二月十八日	二五・〇〇弗
	同	三十九年三月二十日	二五・〇〇
	計		三八九・二七
			四三九・二七
獨逸	明治三十九年一月五日		三六八・一〇麻
	同 年二月十五日		三六八・一〇
	同 年三月二十日		三六八・一〇
	同 年五月十五日		七三六・二〇
	計		一、八四〇・五〇
巴里	申込の際		一〇〇・〇〇法
	明治三十九年四月九日		一五〇・〇〇
	同 年五月三十日		二〇一・七〇
	計		四五一・七〇

又右拂込金の政府受領額及期日は左表の如し。

募集地	受領期日	受領額
	明治三十八年十二月	八四五、〇〇〇磅
	同 三十九年二月七日	六五〇、〇〇〇
倫敦	同 年三月十四日	六五〇、〇〇〇
	同 年四月十一日	六五〇、〇〇〇
	同 年五月九日	一、三〇〇、〇〇〇
	同 年五月三十日	一、六二五、〇〇〇
	計	五、七二〇、〇〇〇
紐育	割當後十四日	四九五、九五〇弗
	明治三十九年一月二日	四九五、九五〇
	同 年四月三日	一二、六一九、七五〇
	計	一三、六一一、六五〇
獨逸	明治三十九年一月十九日	九、三〇四、七五〇麻
	同 年三月一日	一一、九六三、二五〇
	同 年四月三日	一一、九六三、二五〇
	同 年五月二十九日	二三、九二六、五〇〇
	計	五七、一五七、七五〇
佛國	明治三十八年十二月	三九、二三四、〇〇〇法
	同 三十九年二月七日	三〇、一八〇、〇〇〇
	同 年三月十四日	三〇、一八〇、〇〇〇
	同 年四月十一日	三〇、一八〇、〇〇〇
	同 年五月九日	六〇、三六〇、〇〇〇

明治三十九年五月三十日		
計		七五、四五〇、〇〇〇 法
		二六五、五八四、〇〇〇

右實收金の邦貨換算額を掲記すれば左の如し。

募集額	募集地		實收金額	邦貨換算額
二五、〇〇〇、〇〇〇 磅	英國		五、七二〇、〇〇〇 磅	五五、一八七、九三九・六九九 円
	米國		一三、九二八、二二〇 弗	二七、六〇七、九二八・六四二
（二四四、〇七五、〇〇〇 円）	獨國		五八、四八七、〇〇〇 馬克	二七、五九三、九六九・八五〇
	佛國		二六五、五八四、〇〇〇 法	一〇一、八五、四二七・一三四
	計			二一二、二七五、二六五・三二五

（備　考）換算率は一圓に付二志〇片八分の七。
同　五十仙二十分の九。
一磅に付二十廉四十五布。
同　二十五法十五參。

大藏大臣は起債の目的に從ひ右公債金を以て內國に於ける第四回、第五回兩六分利付國庫債券の償還を實行せんと欲し、明治三十八年十二月二日、大藏省告示第五百八十四號を以て先づ第四回國庫債券償還の事を發表し、尋いで翌三十九年一月二十二日、同告示第十一號を以て第五回國庫債券償還を發表せり。兩國庫債券の償還額及償還期日は左の如し。

種別	抽籤執行日	償還期日	償還額定額	當籤額其他償還確定額
第四回	三十九年二月五日	三十九年三月自二十一日至三十一日	四〇、〇〇〇、〇〇〇 円	三九、九八三、六五〇 円
同	上	同　年四月自十六日至二十五日	四〇、〇〇〇、〇〇〇	三九、九九六、三二五
計		同　年五月自十六日至二十五日	未當籤殘額	一九、八一〇、六〇〇
				九九、七九〇、五七五
第五回	三十九年三月十五日	三十九年五月自十六日至二十五日	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
同	上	同　年六月自十六日至二十五日	三二、〇〇〇、〇〇〇	三二、〇一四、〇〇〇
同	上	同　年七月自十六日至二十五日	二三、〇〇〇、〇〇〇	二二、九七五、〇〇〇
計		同　年八月自十六日	未當籤殘額	三四、九四七、一五〇
				九九、九三六、一五〇
合計				一九九、七二六、七二五

前表國庫債券償還額合計一億九千九百七十二萬六千七百二十五圓は卽ち前記實收金二億一千二百二十七萬五千二百六十五圓三十二錢五厘を以て償還せられたるものなるが、此の剩餘金千二百五十四萬八千五百四十圓三十二錢五厘は、又當初の方針に從ひ第一回發行國庫債券の償還に充用せられたり。

第四款　起債費

四分利付英貨公債五千萬磅の證書製造方をウォーターロー會社へ命じたる際、同會社より提出せる見積書に依れば、製造に關する諸費・運送料・關稅・保險料を合計して三萬七千百九十五磅なりしが、內後半二千五百萬磅分は無用に歸し燒却したるを以て、三十九年八月十日、本公債分證書製造費として同社より請求せし額は一萬二千五百五十四磅十三志四片（運送料等を含まず）、此の換算額十二萬二千五百八十圓五十六錢餘にして、證券一枚當十八錢三厘餘となれり。又印紙稅は英國は發行額面の千分の五、卽ち三萬二千五百磅、獨逸は同じく百分の一、卽ち十二萬磅にして、計十七萬二千磅此の邦貨換算額百六十七萬九千二百三十六圓なり。

以上の外募集取扱費・電報料・運送料・保險料・廣告料等之れ有りたるべきも、今其の實數を知るを得ず。

第五款　事務取扱

本公債の愈〻募集せらるるの運びに至り、且第一回利子支拂期日たる明治三十九年一月一日の切迫するや、政府は三十八年十一月二十九日、日本銀行に對して公債拂込金及初期利子取扱手續として左の如く令達せり。

一、倫敦、紐育及獨逸國ニ於ケル拂込金ハ前回ノ通取扱フヘシ

但シ紐育及獨逸國ニ於ケル預ケ先銀行ハ追テ之ヲ指定スヘシ

二、巴里ニ於ケル拂込金ハ駐佛公使ニ於テ之ヲ受領シ直ニ其行勘定トシテ「ロスチヤイルド」ヘ預ケ入ルヘキニ由リ其行倫敦代理店ト「ロスチヤイルド」トノ間ニ於テハ書面上右預ケ入等ノ手續ヲ爲スヘシ

三、駐佛公使ニ於テ拂込金ヲ受領シタルトキハ直ニ其旨ヲ其行倫敦代理店ニ電報スヘキニ由リ代理店ヲシテ之ヲ本店ニ電報セシメ直ニ之ヲ大藏大臣ニ報告シ該拂込金ハ倫敦、紐育及獨逸國ニ於ケルモノト同樣ノ手續ニ依リ中央金庫ニ納付スヘシ

四、倫敦及巴里ニ於ケル募集金ニ對シ來ル三十九年一月一日ニ仕拂フヘキ利子ハ預ケ金ヨリ拂出シ發行銀行及「ロスチヤイルド」ニ交付シ之ニ付スル金額ハ現金前渡ノ請求ヲ爲シ決算スヘシ

五、紐育及獨逸國ニ於ケル募集金ニ對シ來ル三十九年一月一日ニ仕拂フヘキ利子ハ發行銀行ニ於テ之ヲ拂込金中ヨリ引去ルヘキニ由リ之ニ對スル領收證書ヲ徵シ其收支整理方ハ客年八月三十一日附令達六分利付英貨公債利子ニ關スル取扱方ニ準シ之ヲ處理スヘシ

六、巴里及獨逸國ニ於ケル募集公債ニ要スル印稅ハ拂込金ヨリ引去ルヘキ筈ニ付前項利子ノ例ニ準シ其相當金額ノ支出請求及之ニ對スル募集納付ノ手續ヲ爲スヘシ

七、佛國巴里及獨逸國ニ於ケル頂ケ金ニ關シテハ在倫敦日本銀行監理官ノ監督ヲ受クヘシ

尋いで十二月二十七日大藏省達臨第五四四九號を以て左の如く事務取扱方を任命したるが、特殊事項の外は明治三十三年七月三日附「外國ニ於ケル國債事務取扱方」に依據すべき旨を命ぜり。

日本銀行

明治三十八年十一月勅令第二百四十一號ニ依リ英國倫敦、佛國巴里、米國紐育及獨逸國ニ於テ募集ノ四分利付英貨公債ニ關スル事務取扱方別紙ノ通命任ス

四分利付英貨公債事務取扱命任書

第一條　明治三十八年十一月英國倫敦、佛國巴里、北米合衆國紐育及獨逸國ニ於テ募集シタル四分利付英貨公債ハ之ニ關スル法律、命令、目論見書及契約等ノ條項ヲ遵守シ之カ取扱ヲ爲スヘシ

第二條　前條公債ニ關スル事務ハ其行倫敦代理店、其行紐育代理店、其行伯林複代理店及其行巴里複代理店ニ於テ之ヲ取扱フヘシ

第三條　本公債元金償還方ハ該公債据置年限經過後政府ノ都合ニ依リ償還期日ヲ豫定シ期日ニ先チ其償還金額ヲ其行ヘ通達スヘキニ付倫敦代理店、紐育代理店、伯林複代理店及巴里複代理店ハ償還期日ヨリ六箇月前ニ當該地三種以上ノ主モナル新聞紙ヲ以テ三日間公告スヘシ

第四條　本公債ノ抽籤ハ償還期日ヨリ二箇月前ニ倫敦代理店ニ於テ帝國政府大藏省代表者、公證人及代理店役員立會ノ上之ヲ執行スヘシ但シ公債所有者ニシテ抽籤ニ臨席ヲ望ム者アル時ハ時宜ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

第五條　本公債ノ抽籤期日ハ倫敦代理店ニ於テ之ヲ定メ其期日ヨリ十五日前ニ倫敦、紐育、巴里及獨逸國ノ三種以上ノ主モナル新聞紙ヲ以テ二日間之ヲ公告スヘシ

前項抽籤ノ方法手續等ハ倫敦ノ慣例ニ依リ取扱フヘシ

第六條　第四條ノ抽籤執行濟ノ上ハ當籤證書ノ金高、種類、記號、番號及仕拂期日ヲ本大臣ニ報告シ且ツ當籤證書ノ記番號ヲ元金仕拂ノ期日ヨリ一箇月前ニ倫敦、紐育、巴里及獨逸國ニ於テ三種以上ノ主モナル新聞紙ヲ以テ二日間之ヲ公告スヘシ

第七條　本公債ノ利子ハ仕拂期日ニ至リ倫敦代理店、紐育代理店、伯林複代理店及巴里複代理店ニ於テ之カ仕拂ヲ爲スヘシ

第八條　本公債ノ利子仕拂ハ仕拂期日ヨリ十五日前ニ倫敦、紐育、巴里及獨逸國ニ於テ三種以上ノ主モナル新聞紙ヲ以テ二日間之ヲ公告スヘシ

第九條　本公債ノ元利仕拂基金ハ仕拂期以前ニ其ノ行ヘ交付スヘシ

第十條　前條元利仕拂基金交付ノ場合ニ於ケル貨幣換算相場ハ英貨ハ一磅、米貨ハ四弗八拾七仙、獨貨ハ貳拾麻四拾五布、佛貨ハ貳拾五法貳拾貳參奇零一ニ對シ金九圓七拾六錢參厘トス

倫敦ニ於ケル國庫寄託金ヲ以テ紐育、獨逸及巴里ニ於ケル元利仕拂基金ニ振替交付スル場合ニ於ケル貨幣換算相場ハ英貨壹磅ニ對シ米貨ハ四弗八拾七仙獨貨ハ貳拾麻四拾五布トシ佛貨ハ英貨壹磅ニ付最底率ヲ貳拾五法ト定メ交付ノ時ニ於ケル英佛間ノ爲替相場ニ依ルモノトス

第十一條　本命任書ニ規定シタルモノノ外本公債ニ關スル事務ハ明治三十三年七月三日附命任書第一章通則第二章四分利付英貨公債取扱方ノ例ニ準シ及明治三十二年三月二十九日附命任書ニ依リ之ヲ取扱フヘシ

第六款　償還及支拂

(一)　元　金

本公債の元金は明治六十四年（昭和六年）一月一日に於て、額面金額を以て償還すべく、但し据置期限

十五箇年を經過せる明治五十四年（大正十年）一月一日以後は政府の都合に依り、何時にても六箇月前の新聞廣告を以て、其の全部又は一部を償還することを得るものとす。而して政府は大正末年迄遂に其の償還を爲すことなかりしが、右据置年限に關係なき國債證券買入銷却法に依りては明治四十二年四月以後年々若干額の買入を實行し、合計九十四萬七千五百六十磅（邦貨換算額九百二十五萬千二十八圓二十八錢）を銷却したり。

斯くて昭和元年度末未償還現在額は二千四百五萬二千四百四十磅、此の換算額二億三千四百八十二萬三千九百七十一圓七十二錢なりとす。

（二）利　子

本公債の利率は年四分にして、毎年一月一日及七月一日の二回に、各、其の前六箇月分を支拂ふものとす。但し第一回利子は發行後未だ六箇月を經過せざりしも、曩に條件改善のため妥協せし所に依り、全半箇年分を支拂ふこととし、又第二回利子は全額拂込後一箇月餘なれども、前例の如く之れ亦全額を支拂へり。本公債發行以後、昭和元年度末迄に支拂ひたる利子の年度別額は左表の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治三八	四、八八一、五〇〇・〇〇〇円	明治四四	九、七五二、二二五・五三五円	大正六	七、九六七、五六四・七六七円
三九	九、五七八、八六七・〇〇〇	大正元	九、七三五、二四五・七二六	七	九、五六四、五二六・〇一三
四〇	九、八二六、三九七・四七九	二	九、七三八、六四三・二五六	八	一三、〇二六、一五七・七七四
四一	九、七二〇、〇四〇・八五〇	三	四、八一〇、二一八・三七四	九	一〇、二九四、二八六・八二九
四二	九、七五五、一二一・二四三	四	一二、九五五、一三三・八九九	一〇	？
四三	九、七三五、一九一・〇四九	五	八、八六七、〇二八・〇〇一	一一	？

（備　考）大正十、十一兩年度は調査資料燒失の爲め不明。

大正一二	九、六九六、四五七・三三四	大正一四	九、八〇九、五一三・九五七
一三	九、七四五、二四八・九〇一	昭和元	九、六八二、三〇二・九二二

第七節　五分利付英貨公債

第一款　起　債

明治三十七年五月及同年十一月、英國倫敦及北米合衆國に於て募集したる六分利付英貨公債二千二百萬磅は戰時公債中第四回、第五回發行國庫債券と共に最も高利なるものに屬し、而も關稅擔保の如き我に不利なる條件を以て成立したるものなれば、政府は戰後國債整理の一著手として速に之を低利に借換へんことを企圖し、前記兩國庫債券の償還に充つるものと併せて四分利付英貨公債五千萬磅を外國市場に於て募集するの議を決し、明治三十八年十一月勅令第二百四十一號を公布し、之に依つて先づ兩國庫債券償還に充つる分二千五百萬磅を募集したることは既に前節に詳說したる所なり。而して該勅令第二條に於て殘部の二千五百萬磅は六分利付英貨公債の引換又は償還に充用する爲め發行すること及其の引換の方法と時期とは大藏大臣之を定むべきことを明示し、又該公債募集契約書第十二條に依れば右は明治三十九年三月十五日以後に於て之を行ふべき規定なり。然るに右兩六分利付英貨公債の据置滿限は何れも明治四十年四月五日にして、其の六箇月前豫告の最先時期は三十九年九月なるを以て、大藏大臣は明治三十九年八月一日閣議の內諾を得、尋いで同年八

月二十一日左記の如き具體案を提して閣議の決定を得たり。其の決定事項は卽ち豫て內命を與へたりし高橋是清を財政代理人（韓派財政委員）に任命すること、右任命に當りては左の條項を訓示することにして、蓋し右は從來の經驗に鑑み特に財政委員より內々希望し出でたるものなり。

『　財政代理人に對する訓示要旨決定の爲大藏大臣より總理大臣への稟議

曩者首相閣下より日本銀行副總裁高橋是清に六分利付英貨公債償還資金調達の爲渡歐せしむべき旨內命ありたるに、高橋是清は切に他に適任者の撰定を請ひ、而して首相より尙懇篤說話せられたる結果、同人は受命の意を決するに當り、其任務を遂行する爲に必要なる財政上の事情に付政府の方針及決心の在る所を知悉するの必要を感ずると雖、又一方に於ては其言はんと欲する所或は憚躇に涉るの虞なき能はざるを以て、頗る顧慮し、先づ井上伯に事を開陳したるに、同伯は是れより先き本件に關し首相及本官の依賴を受け居られたるを以て、高橋に忌憚なく言はんと欲する所を開陳すべき旨を勸告せられたり。是に於て高橋は井上伯に對し書面を以て所思を稟陳し、伯は松尾日本銀行總裁及高橋と共に仔細に其陳情事項を研究せられ、猶本官及大藏次官も會合に列し、一同胸襟を開き談議を凝らしたる結果、此際何人を派遣するも募債の任務を果たさしむるには、大體に於て該事項を明確にすることの緊要なることを認めたり。本官固より同感を懷くに依り、先きに決定相成候閣議に本づき、玆に左記の各事項を決定する爲め閣議を稟請し、併せて之が大體に付て奏上あらんことを請望する所以に有之候。

一、政府將來の財政方針に關すること

日露戰役は財を費すこと約二十億圓の巨額に達し、其の大部分は之を外債に仰ぎ、依て以て財政上の破綻を見ざりしと雖、其整理は實に至難の業にして、一步を謬れば國家を苦境に陷るゝの虞なしとせず。豈恐れて而して愼まざるべけんや。故に政府は此際政費節約の方針を採り、歲計上收支の均衡を維持し、以て公債の整理を謀り、財政の基礎を鞏固にすることを力めざるべからず。

明治三十九年度の歲計は、現況に於て通常歲入は既定經費以上の好結果を得るの見込なり。但公債の將來募集を要するもの尙約一億三千萬圓を存するも、之は公衆に訴へず漸次預金部・日本銀行其他重もなる金融機關と熟談して處辨するの見込なりと雖、預金部及日本銀行は現在既に多額の公債を所有し居るのみならず、行賞賜金公債の賣物ある場合に於て之を吸收するの作用を爲さゞるべからざるを以て、此事決して容易の業にあらざることを覺悟せざるべからず。

明治四十年度に於ては鐵道・電話・製鐵所の如く、其性質生產的事業にして、創設當初は一時收支相償はざることあるも、結局益金を以て資金の元利償還財源を自ら供すべきものの經費に限り、相當の程度に於て公債支辨に求め、其他の政費に付ては三十八年度剩餘金等（臨時軍事費剩餘及捕虜給養費償還金共）を以て支辨の方法を定め、新に公債を起し又は新稅を課することは之を避くるの方針を要す。

四十一年度以後は大體四十年度に準ずべきも、距離遠きを以て之を論ずるは稍や空想に涉るべし。但し眞に豫想に過ぎざれども前途稍や有望なる事項なきにあらず。試に左に記述すべし。

海關稅は明治四十三年に至り協定稅率滿期の上は、現行國定稅率の儘にても其收入增加するならん（但本件は條約上の問題に屬するを以て條約國の感情もあり、公言は見合す方可ならん）、南滿洲鐵道會社及鴨綠江森林會社事業を開始するに至れば、政府は大株主として相當の配當を受くることを得べし。

烟草其他專賣收入は消費の增進と共に其收入を增加すべく、設備完成の上は更に多くの增收を得べき見込なり。

臺灣の收入は漸次增加し、將來同島軍事費の幾部分を負擔し得るの狀況に達するならん。

天津、北京の駐屯軍費用は將來減少し得べき見込。

韓國に於ては其歲入目下約八百萬圓なるも、貨幣の整理、金融機關の開設、其の他諸般改革の結果、國力の發達に伴ひ將來歲入增進すべき見込なり。而して同國は軍備外交に經費を要すること少なきを以て、帝國が現在同國の爲めに支出する經費は逐年減額すべきものと見込む。

然しながら各省經費にして官吏增俸其の他近き將來に於て多少增加を必要とすべきものあることは、之を記憶せざるべからず。

要するに政府は斷乎たる決心を以て政費の節約を爲さざるべからず。且つ第六項に記述する如く、國債整理基金法の計畫を確實に實行し、公債の信用を保て其の價格を內外市場に維持し、內地農工業を發達せしめ、輸入を防ぎ輸出を增加し、又は各地の產金を吸收する等、正貨準備の維持を計ること併せて戰後財政の根本方針と爲さゞるべからず。

二、諸般の施設に付對外財政信用を顧慮すること

諸般の施政上特に外交上に於て要務を決定遂行するに當り、政府は海外に於ける國家の財政的信用に對し惡影響を及ぼさざる樣、最も愼重なる注意を爲すことを要す。

現今の如く我外債の增加し、且將來に於ても外國資本に依るべき必要少なからざる場合に於ては、諸般政務の間には聯絡を保ち、特に財政上に及ぼす影響に付ては常に愼重なる注意を爲さゞるべからず。募債の必要に迫りたるときにのみ頻りに外國資本家の協力を求め平生其我邦に對する好意と信用とを培養することを怠るが如きことあるべからず。故に常に有力なる財政代理人を海外に派遣し、我財政經濟の事情を正確に海外資本家及公衆に了得せしむると同時に、新聞雜誌等の誤惑を打消すことに力めしむべく、又我外交官等にして駐在國に於ける有力なる資本家との間に親交を結びたる者を、他に轉任せしむるが如き場合に當りては、其財政の經畫に及ぼす影響の如何なるべきかをも顧念し、愼重なる考慮を加ふることを必要とす。

三、財政代理人に對する通信竝に諮問のこと

財政代理人出張中財政に關する要件は速かに之に通報し、且海外市場に影響を及ぼすべき事柄は、政府に於て決定する以前に於て成るべく財政代理人の意見を徵し、外國の事情を參酌することを要す。

通信諮問は政府の方針と財政代理人の言動とを一致せしむる所以にして、之に依りて始めて財政代理人は政府の行動と齟齬することなく、能く資本家の信賴を博すべき言動を爲すことを得べきものとす。

四、公債引受の申込に關すること

內地に於て公債引受の申込を爲す者あるも政府は直接之を受付けず、始めより其の事柄を財政代理人に知照するものとす。

諸方面より交渉を受くるの途を開き、自ら撰擇者の地位に立つこと一見利益あるに似たりと雖、資本家等の間には微妙の關係あるが故に、其事情を熟知して操縱宜きを得ざれば却て事を破るの虞あり。而して既に外財政代理人を派遣しあるに拘はらず、內亦直接交涉を開くが如きあらば、之が爲め出張者は談判に際し充分堅固の地歩を占むる能はざるに立至るべし。故に內地に於て公債引受に關し希望を申出づる者あるも、政府當路者は公私共に之に向て期待する所あらしむべき何等の言をも爲さゞることを要す。

五、海外資金の運用に關すること

海外資金の運用方法は之を財政代理人に委託するものとす。

公債募集金收納の爲め募集地に於ける金融市場を攪亂せらるゝは、歐米資本家の甚しく懸念する所にして、此の點に付て彼等に安心を與へざれば募集の成功を期し難し。素より募入金の處分に關し政府を束縛するの約束を結ぶことは之を避けざるべからずと雖、政府の仕拂に差支へざる限り、募入金を確實に運用し、市場に放出するは單に利殖上有利なるのみならず、外債政策として必要とする所なり。故に海外資金の取扱方は之を財政代理人に委託し、直接政府の指揮を受け政府の不利益とならざる範圍內に於て資本家の滿足すべき運用方法を採らしむるを要す。

六、國債の整理に關すること

既往及將來の國債は左の方針に依り之を整理處辨するものとす。

日露戰役前の既定經畫に屬する我國債に對しては、其の元利償却の爲めに從來一般歲入より約三千六百萬圓（年に依り增減あり）を取除き、償却資金に充用せり。今後も尙右金額を特別會計に移して該資金に充つる計畫なり。而して右公債中には既設官有鐵道等に使用せし資金を含有するが故に、今後と雖既設官有鐵道より生ずる純益金は總て一般歲入に繰入るべき方針なり。

明治三十七八年事件の爲發行せし內外國債及其借換の爲めに發行する國債約十九億八千萬圓に對しては、年々一億千萬圓を下らざる金額を一般會計より特別會計たる國債整理基金に繰入し、之を以て其元利償還其他取扱手數料等の費用に充つること（其計數に關する別紙第一號表は之を公示して差支なし）。

私設鐵道買收の爲發行する公債約四億二千萬圓に對しては、買收鐵道の益金の內を以て之が元利の償還を爲すこと。

將來新に經畫すべき公債に付ては、之を以て支辨する事業の收支を考へ、創設當初一時は一般會計又は募集公債金の內より其利子を仕拂ふことあるべきも、結局は事業より生ずる益金を以て公債の元利償還を爲すことを得べき見込ある場合に於て、程度を計り之が計畫を爲すこと。

明治三十九年度國債整理基金豫算施行の現況は別紙第一號表の通りなり。

七、私設鐵道の買收に關する件

政府は本年七月一日に於て京釜鐵道を買收し、尙本年十月より十二月に渉り左の六鐵道を買收せんとす。

北海道炭礦鐵道株式會社所屬鐵道
甲武鐵道株式會社所屬鐵道
日本鐵道株式會社所屬鐵道
岩越鐵道株式會社所屬鐵道
山陽鐵道株式會社所屬鐵道
西成鐵道株式會社所屬鐵道

買收豫定の鐵道にして前記以外のものは、今後市場の景況により時機を見て買收するの經畫なり。私設鐵道の買收濟に係るものは特別會計として經營するものにして、其收支計算は全部の買收を了したる後に於て別紙第二號表の通となる見込なり。買收鐵道に對し交付すべき公債證書は、買收後五ヶ年內に之を交付すべきものなり。而して國債整理資金を以て國債の償還を爲すことを得べき金額年々三千萬圓なるを以て、政府は其償還する國債の金額に考へ、國債總額の大に增加することなき樣注意して、公債證書を鐵道會社に交付すべきが故に、市場に及ぼすべき影響は極めて少なき見込にして、其利子拂及償還は買收鐵道より生ずる益金の內を以て之を支辨することを得るの計算なりとす。

又買收鐵道の修繕保存は營業費中に於て之を支出し、其改良は益金の內より買收公債の利子

拂及償還に充當したる殘額の範圍內に於て之を實施する見込にして、右改良の外尙ほ擴張を必要とする場合には、從前の官設鐵道と同じく財政の許す程度に於て之が經畫を立つべきものにして、此財源は時に公債に依ることあるべきものとす。

前項に依り募集することあるべき公債は、鐵道の益金中より其元利償却の途を立つべきものにして、從前の減債基金を傷けざる樣計畫を要す。

八、外資輸入に關すること

外資輸入は經濟上極めて必要のことなりと雖、其條件又は借入先の如何に依りては獨り借主の迷惑するのみならず、特に一國の信用にも關し國債に影響すること尠なからざるものなり。故に政府は或る程度までは之に干涉し、一般信用社會の秩序を維持するを勉めざるべからず。政府は從來此方針を持し、地方公共團體が外資を輸入せんとする企圖を生ずるに當り、必ず先政府に內議せしめ、又私設會社にして外國に於て公衆に向て社債を發行せんとする場合に於ても、政府は成るべく內議を受くることを期し、之をして內外資本の共同に成り、外資輸入には最も適當の機關たる日本興業銀行に就て商議せしむるの手段を執りたり。日本興業銀行は其株主中に英佛米獨諸國の有力なる資本家を有し、外資輸入機關としては最も信賴すべき適當のものなるが故に、今後に於ても外資の輸入は成るべく同行に依らしむることを一層勉むるを以て、政府の方針とし同行の株主となりたる外國資本家の期待を損せざるを期するを要す。

日本興業銀行總裁は外國株主との關係もあり、兼て歐米へ出張せしむる筈の處、諸種の便利上

高橋が英國滯在中に出張する樣準備を命ずべし。

九、南滿洲鐵道及鴨綠江森林の經營に關すること

南滿洲鐵道は日清兩國政府及日清兩國人より成る株式會社を設立し、之をして其經營に當らしむるの經畫にして、資本金總額を二億圓とし、內一億圓は日本政府の持株とし、左の財產を以て日本政府の出資と爲すものとす。

一、既成の鐵道

二、其鐵道に付屬せる一切の財產、但租借地內の財產にして政府の指定したるものは之を除く

三、撫順及煙臺の炭坑

本會社は大連に於ける海陸運輸の連絡に必要なる設備を爲すべく、又鐵道の便益の爲め左の附帶事業を營むことを得るものとす。

一、鑛業特に撫順及煙臺の炭鑛採掘

二、水運業

三、電氣業

四、倉庫業

五、鐵道附屬地に於ける土地家屋の經營

六、其他政府の許可を受けたる營業

南滿洲鐵道の軌道は四呎八吋半とし、營業開始後三年內に改築せしむるものとす。

本會社資本金額二億圓の內、日本政府の持株一億圓を除き、他の一億圓に付ては、先づ其五分の一卽二千萬圓の株式を募集し、殘餘の八千萬圓は社債を募集して之に充つるものにして、此社債は外國に於て調達するの見込なり。

外國に於て本會社の社債を募集せんとするときは、政府は德義上先づ以て第一にシッフ氏に相談すべき事情あり。而して該社債に付ては、政府は元利償還の保證を與ふべきを以て、別に擔保を提供するの要なしと認むと雖、若し資本家にして政府の元利償還保證の代りに會社より擔保を提供することを希望するに於ては、南滿洲鐵道を擔保として提供するも差支なかるべし（此一項は極めて秘密を要するが故に高橋の心得までに止め公言を憚ること）。每營業年度に於ける本會社の利益配當が個人持株に對し年六分の割合に達せざるときは、日本政府は會社設立登記の日より起算し、十五ヶ年を限り之を補給するものとす。但補給金は拂込金に對し年六分の割合を超過することなきものとす。又每營業年度に於ける會社の利益配當が、個人持株に對し年六分の割合を超過せざるときは、日清兩國政府の持株に對しては配當を爲すを要せざるものとす。

政府の補給したる金額は年六分の割合の利子を付し、會社の債務と爲し、利益配當が年一割の割合を超過するに至りたるときは、其超過額は此債務の償還に充つべきものとす。

鴨綠江森林の伐藏事業は本會社をして之を營ましめず、別に日清合同の株式會社を設け、資本金二百五十萬圓を以て營業せしむるものとす。此資本は日清兩國にて均分すべきものにして、日本の出資すべき百二十五萬圓は日本政府全然之を引受くるの內意なり。目下計算する

所に依れば、此事業は年々約百五十萬圓の純益を生ずべき見込なり。』

（別紙省略）

斯くて翌八月二十二日高橋是清は正式に特派財政委員に任ぜられ、尋いで九月六日三度英國に渡航したり。

特派財政委員は英國に着するや直ちに折衝を開始し、市場の趨勢を窺ひしに、時會、歐米一般の金融頗る逼迫し、到る處金利の昂騰を傳へざるはなかりき。其の淵源する所を繹ぬるに、必しも經濟狀態に憂ふべきもの伏在するに非ずして、全く一般に涉り事業熱の旺盛、從つて資金需要の繁劇を加へたる餘響に外ならず。此の勢は米國にも及び其の農產物の豐作、有價證券の昂騰と相俟て金融梗塞を告げたれば、列國共將來の見据更に着かず、何れも汲々として金塊の吸收に之れ努め、競うて自國金融界の基礎を鞏固にせんと圖りつつあるの情態なりき。卽ち英蘭銀行は遂に最低割引歩合を五分に引上げたるが、更に奏功する所なからんか之を六分にまで引上ぐるの決意を示し、獨逸帝國銀行亦三十九年十月公定割引歩合を年五分より六分に引上げたるに、近隣各國直ちに相響應して、丁抹銀行は年六分、瑞典銀行は五分半に引上げ、佛蘭西銀行のみは尙ほ三分の低利を維持せしと雖、英蘭銀行の一度六分に引上げんか必然又若干の引上げを避くる能はざるの情勢を示したり。

一方戰時中一時に大膨脹せる我外國債は今や歐米市場に氾濫し、佛國の一部を除きては未だ眞の投資者の手に落ちつかず、其の程度こそ異なれ下落の趨勢は之を否むを得ざりき。例へば我が第二回四分利付英貨公債の如き列國市場は何れも八十五六磅に下落し、巴里市場のみ辛うじて九十一磅を保ちたるが、其の差實に五磅を示せり。蓋し佛國に於ては我公債も比較的眞の投資者の手に落ちて浮動するもの少きのみならず、市場に賣物現はるる時は、從つてロッチルド家は其の財力を利用して之を買上げて市價の維持を圖ると共に、他方同國株式取引所に於ても隔水房（ウオータータイト、コムパートメント）の障壁を牢くして、他國にて發行せる證券を公定相場表に登載せしめずして以て國內相場の安定を圖るなり。然れども今回各國共通に新公債を募集するに當りては各國市價を一定せしむること絕對に必要なるを以て、高橋は第一著手として佛國官民特にロッチルド家に對して、佛國以外の國に於て發行せる四分利付英貨公債を巴里市場に於て取引するを許可し、且つ取引市場の公定相場表揭載方を勸說せしかども、佛國當局及ロ家の意嚮は右は忽ち國外より證券の大流入を促し、公債市價を攪亂するものとして、絕對に之を容るるの模樣なく、各國共通發行の難礁は旣に玆に始まりたり。

此の間に處して我這個の公債募集を如何にすべきか。不利をも顧みず四分利を以て英佛共同發行をなすべきか、四分利を以て比較的有利なる佛國市場のみにて發行すべきか、將亦佛國を四分利とし、英國を五分利として別々に發行すべきかは財政委員の最も苦心せし所にして、資本家の意見亦好期來らざるに藉口して我に利あらず、相次で到る財政委員の報告は爲に頗る悲觀的ならざるを得ざりき。

高橋特派財政委員は明治三十九年十月二十二日以來佛國に渡ること前後三回に及びしが、其の第一回渡佛の時たるや佛國政府當局竝に資本家の大に歡迎する所となり、佛國の南支發展策と微妙なる牽聯を以て頗る有利に展開したるに拘らず、其の十二月二十日、前回公債に關し挨拶旁、交歡の爲め

伯林を訪問し、次いで又巴里に歸來するや一夜にして佛國の態度急變し、高橋をして人心の恃み難きに堕然たらしめたり。蓋し高橋の訪獨は擂らずも謂れなき誤解と嫉視を佛國に買ひたるものの如く、加ふるに露國は我國が戰後頻りに公債を發行するを見て其の何らかの野心を抱藏するかに疑ひ同盟國佛蘭西をして之に應ぜしめざらんと牽制に努めし證跡あり。高橋は百方努力して誤解を釋き蒙を啓きしと雖も、公債發行に就ては荏苒彌久問題は些の進展をも見ず、或は諒解を得たるが如く、或は得ざるが如く、或は好望に向ひ或は絶望に陷り、商議何日纏まるか殆んど逆睹すること能はざりき。

越へて翌四十年に入るや佛國の情勢幾分好轉し、解決の曙光見えたるを以て、一月十一日高橋は三週日後の再渡佛を約して一應倫敦に歸來せり。

高橋は歸來倫敦の發行銀行と會商する所あり、更に倫敦ロスチャイルド家を通じて巴里ロ家の決心を促せしに尚ほ要領を得ざりしが、斯くて遷延に遷延を重ぬるに於ては徒らに時機を逸する惧れあるを以て、佛國の態度決せざるに於ては新に英・米獨を相手として折衝を開始せんとの意を示したり。然るに此等諸國に於ては四分利を以て發行することは到底不可能に屬し、又四分半利は既に六千萬磅を發行し市場に横溢するを以て採るべからず、此の際は寧ろ五分利となして名を棄て實を採らんと試みたり。

其の後巴里の情勢又稍〻好望に見えしを以て、高橋は其の進捗を圖らんとて二月十一日再び巴里を訪れ、政府當局に質して政治的故障、特に露國に關する障害の無根なる旨を宣明せしめ、又巴里ロ家に對しては日本銀行より三百萬磅の買入資金を備へて四分利付英貨公債の巴里流入を豫防するを條件として、公定相場表掲載を經濟的に差障なしと言明せしむるを得たれども、ロ家は相場表掲載と同時に新公債を募集するは宛も二個の公債を同時に發行すると同じと主張し、別に案を建つるか或は他日適當の機會を待たれたしと提唱し、佛國藏相は又相場表上掲を容るるを欲せざりし爲め商議再び停頓せり。玆に於て二月十六日、高橋は最後の訪問をロ家に致して、其の所信を披瀝して決心を促せしも、尚ほ要領を得ざりしを以て其の遂に談ず可からざるを覺り、翌十七日左の如き一通の覺書を送致し、之によりても反省せざるに於ては全く佛國を見限り、新なる方策を建てんと欲して倫敦に歸り、直ちに五分利付英貨公債を英米市場に募集するの計畫を發表せり。

「　覺　書

一、千九百五年四分利付英貨公債の英國に於て發行せられたる分六百五十萬磅を直に巴里取引所公定相場表に掲載すること。

一、巴里銀行家は右相場表掲載の後三週間若しくは一ヶ月内に倫敦と共同して四分利付公債を發行するの約束をなす事、但し不可抗の故障を生じたる場合には此約束は解除せらるる事。

一、發行價格は未定とし出來得るだけ速に其協定に著手する事、但し日本政府と總ての關係銀行家が發行價格に付同意する能はざる時は双方共行動の自由を有する事。』

高橋は歸來直ちに英米資本家に對して五分利付公債發行の折衝を開始したるが、我は平價を主張せしに米國側は九十七半以上にては不可能なりと稱して到底歸一を期し難かりしのみならず、適〻前同四分利付公債五千萬磅の殘額を五分利付公債として發行するは明治三十九年勅令第二百四十一號の趣旨に反し、四分利付公債の所有者は之に關して損害賠償の請求權ありとの法理論佛國邊にて

唱へられ、發行銀行亦大に遲疑するに至り交渉又一時行惱みたり。財政委員は頻りに此の法律論の根據なき所以を說明し、英國法律家の意見も亦玆にありしかば、疑團は幸にして自ら氷釋したり。加ふるに曩に意あるが如く無きが如く容易に其の態度を決せざりし佛國は、尙ほ思ひを斷つ能はざりしか、財政委員に書を送りて、下引受に巴里市場を除外せざらんことを懇請し來れり。仍つて高橋は必ずしも其の不信を責めず(一)發行價格は平價とし(二)時期は三月上旬(三)發行手數料は四分以內等の條件を提出し、英國側資本家の贊同を得、且つ帝國政府の承認もあらば其の加入を承諾すべき旨を傳へたり。

米國、獨國は如上の條件にては參加不可能なる旨を通じ來りたれば、結局英佛兩國に於て募集することとなり、尙ほ折衝の結果左の如き條件を以て落着することを得たり。

一、發行總額　二千三百萬磅（二億二千四百五十四萬九千圓）
一、募集地　英國倫敦及佛國巴里（各一千百五十萬磅宛）
一、發行價格　九十九半
一、政府手取額　九十五半
一、利率　年五分
一、拂込方法　六箇月月賦
一、据置年限　十五箇年
一、償還年限　四十箇年

久しく難問題たりし本公債發行も斯くて纏まるに至りたるを以て、高橋財政委員は佛國側の懇請を容れて三月二日三度巴里を訪れ、細目の協定を爲し且つ璽を交して、同四日假契約書に調印を終へ卽日歸英せり。假契約書の調印を了するや、高橋は直ちに勅令案を具して之を電報したるを以て、大藏大臣は同五日前記條件を以て刻下の情況に於て何れも適當なるものと認め閣議を請ひ其の決定を得たり。斯くして發行勅令は同年三月八日左の如く公布せられ、又同日大藏省告示第三十九號を以て第一回、第二回六分利付英貨公債償還の件發表せられたり。

勅令第二十三號（明治四十年三月八日）

第一條　政府ハ明治三十七年五月及同年十一月英國倫敦及北米合衆國紐育ニ於テ募集シタル六分利付英貨公債二千二百萬磅ヲ整理償還スル爲明治三十七年法律第一號及同三十八年法律第十二號ニ依リ五分利付英貨公債二千三百萬磅ヲ募集ス

第二條　本公債ハ英國倫敦及佛國巴里ニ於テ引受人ヲ定メ引受發行セシム

第三條　本公債ノ元金ハ明治八十年三月十二日ニ於テ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス但シ明治五十五年三月十二日以後ハ政府ノ都合ニ依リ何時ニテモ六箇月前ニ新聞紙ヲ以テ廣告シ其ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

一部償還ノ場合ニハ橫濱正金銀行倫敦支店ニ於テ慣例ニ從ヒ抽籤ヲ執行シ當籤シタル公債證券ノ記番號ハ元金仕拂ノ期日ヨリ一箇月前ニ新聞紙ヲ以テ廣告スヘシ

第四條　本公債ノ利子ハ毎年三月十二日及九月十二日ニ於テ前六箇月分ヲ仕拂フヘシ

第五條　本公債ノ證券ハ無記名利札附トシ英貨ヲ以テ其ノ金額ヲ記載シ二十磅、百磅及二百磅ノ三種トス

第六條　英貨ト佛貨トノ換算率ハ英貨一磅ニ付佛貨二十五法二十五參トス

本公債ノ元利金ヲ北米合衆國紐育ニ於テ仕拂フ場合ニ於テハ其ノ仕拂期日ニ於ケル紐育ノ倫敦爲替相場ニ依ル

第七條　本公債ノ發行價格ハ額面百磅ニ付九十九磅十志トス

第八條　本公債ノ元金ハ明治四十年三月ヨリ八月マテニ拂込ムヘシ

前項公債募集金ニ對シテハ明治四十年九月十二日ニ於テ全半箇年分ノ利子ヲ仕拂フヘシ

第九條　明治三十七年五月及同年十一月英國倫敦及北米合衆國紐育ニ於テ募集シタル六分利付英貨公債ノ證券ハ額面計算ヲ以テ前條ノ拂込金ニ充用スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年勅令第二百四十一號中明治三十七年五月及同年十一月英國倫敦及北米合衆國紐育ニ於テ募集シタル六分利付英貨公債二千二百萬磅ノ引換又ハ償還ニ充用スル爲發行スヘキ四分利付英貨公債二千五百萬磅ニ關スル規定ハ其ノ效力ヲ失フ

第二款　募　集

本公債二千三百萬磅、此の邦貨換算額二億二千四百五十四萬九千圓は既述の如く英佛兩國に於て等分に募集せられ、卽ち英國分は、橫濱正金銀行・バース銀行・香港上海銀行・倫敦エス・エム・ロスチャイルド・エンド・サンズの組織するシンヂケートに依つて、佛國分は巴里ロッチルド・フレールに依つて引受發行せらるることとなれり。

斯くして倫敦に於ては明治四十年三月八日午後四時目論見書を發表し、翌九日より申込受理を開始し、巴里に於ては同地の慣例に依り募集開始十日前卽ち二月二十八日之を所轄管廳に届け出でたり。兩地に於ける目論見書の原文及全譯文左の如し。

PROSPECTUS OF THE IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT 5% STERLING LOAN OF MARCH 1907 IN LONDON.

The List of Applications will be closed on or before 14th March 1907.

IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT 5% STERLING LOAN OF 1907 FOR £23,000,000.

Created under the authority of Law No. 1 of 1904, and Law No. 12 of 1905, and of Imperial Ordinance No. 23 of His Majesty the Emperor, promulgated 8th March 1907. This Ordinance cancels the unissued balance of £25,000,000 of the 4 Per Cent. Loan of £50,000,000, which was authorized by Imperial Ordinance No. 241, promulgated 25th November 1905, and created the present Loan in lieu thereof.

Proceeds to be applied to the redemption of the Imperial Japanese Government 6% Sterling Loans issued in London and New York on 11th May and 14th November 1904, for £10,000,000 and £12,000,000 respectively.

SUBSCRIPTION PRICE 99¼ PER CENT.

Repayable at par on 12th March 1947, but the Imperial Japanese Government reserves the right to redeem at par all or part of the whole Loan of £ 23,000,000 on, or at any time after 12th March 1922, on giving six months' previous notice by advertisement.

The Loan will be in Bonds to bearer of £ 20, £ 100, and £ 200, divided into 46 series of £ 500,000 each, distinguished by consecutive numbers, with half-yearly coupons attached, payable 12th March and 12th September.

The Bonds and Coupons will be payable as follows:—In London at the Office of the Yokohama Specie Bank Limited, 120 Bishopsgate Street Within, E. C., in Sterling; in Paris at Messrs. de Rothschild Frères, at the fixed exchange of *Frcs.* 25.25 per £ 1 Sterling; and in New York at the Agency of the Yokohama Specie Bank, Limited, at the current rate of Exchange on London on due dates.

A full half-yearly Coupon payable on the 12th September next will be attached to the Scrip Certificates.

Parr's Bank Limited; The Hongkong and Shanghai Banking Corporation; The Yokohama Specie Bank, Limited, and Messrs. N. M. Rothschild & Sons. are authorized by the Imperial Japanese Government to receive subscriptions for £ 11,500,000 of the above Loan, payable as follows:—

£ 5.	0.0	per cent. on Application.
£ 15.	0.0	per cent. on Allotment.
£ 20.	0.0	per cent. on 29th April 1907.
£ 20.	0.0	per cent. on 28th May 1907.
£ 20.	0.0	per cent. on 20th June 1907.
£ 19.	10.0	per cent. on 29th July 1907.
£ 99.	10.0	

Subscriptions must be for £ 100 nominal or any multiple thereof.

Payment in full in cash may be made on allotment under discount at the rate of 3 % per annum, or in Bonds of the Imperial Japanese Government 6 % Loans referred to above.

Subscriptions from holders of the Imperial Japanese Government 6 % Bonds who signify their intention to pay in full on allotment in such Bonds will receive favourable consideration. A special form for such applications accompanies this Prospectus.

If payment in full is made in Bonds, the Bond must bear all unmatured Coupons except the Coupon payable 5th April 1907, which should be retained by the holder for payment at due date.

Allottees who pay in full in 6 % Bonds will receive for each £ 100 of 6 % Bonds:—

1. £ 100 Fully-paid Scrip of this 5 % Loan, with Coupon for £ 2.10.0, payable 12th September 1907, attached.
2. A cash payment of £ 1.10.0 representing:
   a. £ 0.10.0, the difference between the issue price of the present Loan and the redemption of the 6 % Loan at par.
   b. £ 1.0.0, being equivalent to the advantage obtained by the cash subscribers who pay by instalments.

The cash deposit made on application will also be returned.

The Loan is repayable at par on the 12th March 1947, but the Imperial Japanese Government reserves the right to redeem, at par, all or any of the Series of the Bonds, on or at any time after the 12th March, 1922, on giving six months' previous notice by advertisement. Partial redemption to be effected by drawings of complete Series in the usual manner at the Office of the Yokohama Specie Bank, Limited, London, and notice of the distinctive number or numbers of Series drawn will be given by advertisement in two newspapers in each place where the Coupons are payable.

Scrip Certificates to bearer, with Coupon attached for a full half-year's interest payable on the 12th September, 1907, will be delivered as soon as possible in exchange for the Allotment Letters and Bankers' Receipts, and Bonds will, in due course, be delivered in exchange for the Scrip Certificates.

All applications must be made on one of the enclosed forms, accompanied by a deposit of 5 per cent. in cash, and it is stipulated that any Applicant having elected to pay either in cash or in Bonds cannot alter his engagement at to the mode of payment.

If no allotment be made, the deposit will be returned in full, and if only a portion of the amount applied for be allotted, the balance of the deposit will, in the case of subscriptions for payment in cash, be appropriated towards payment of the amount due on allotment.

Failure to pay any of the instalments when due by cash Subscribers will render all previous payments liable to forfeiture, and failure by Subscribers in Bonds to deliver the Bonds will render the deposit paid on application liable to forfeiture.

An Issue, for cash only, will be made simultaneously of £ 11,500,000
in Paris, by Messrs. de Rothschild Frères.

Certified translations of the Laws and Ordinance creating and authorizing the issue of this Loan may be seen at the Offices of any of the issuing Bankers and at the Offices of Messrs. Alfred Bright & Sons, Solicitors, 15 George Street, Mansion House, London, E. C., and of Messrs. Stephenson, Harwood & Co., Solicitors, 31 Lombard Street, London, E. C.

An Official settlement and quotation on the London Stock Exchange will be applied for in due course.

Prospectuses and forms of application may be obtained from the issuing Banks, viz.: Parr's Bank, Limited, 4 Barthoromew Lane, London, E. C., and Branches; The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, 31 Lombard Street, London, E. C.; The Yokohama Specie Bank, Limited, 120 Bishopsgate Street Within, London, E. C.; Messrs. N. M. Rothschild & Sons, New Court, London, E. C.; and from Messrs. Panmure Gordon & Co., Hatton Court, Threadneedle Street, London, E. C.

9th March 1907.

英貨公債募集文書譯見
第一號千九百五年法律第十二號及千九百七年第十一號ヘシルニ依リ千九百五年十一月十四日ノ勅令ニ依リ成セラレタル本公債ハ千九百四年法律第十三號ニ依リ起シテ千九百四年五月十一日及十一月十四日倫敦及紐育ニ於テ發行シタル額面二千三百萬磅ノ日本帝國政府五分利付英貨公債ノ內未タ發行ニ至ラサル但シ

證書及利札ハ次ノ如ク支拂フモノトス卽チ倫敦ニ在リテハ「イー・シー・ビシヨプスゲート・ストリノト・ウキズイン」百二十番横濱正金銀行支店ニ於テ英貨壹磅ニ付弐拾五法弐拾五參ノ確定換算率ニ依リ、紐育ニ在リテハ「ロツチルド」商會所ニ於テ支拂期日ニ於ケル倫敦宛爲替相場ニ依ルモノトス

假證書ニハ來ル九月十二日拂全半箇年分利札ヲ附ス

「バース」銀行、香上銀行、横濱正金銀行及「ロスチヤルド」商會ハ本公債ノ內千五百拾萬磅ニ對スル應募申込ヲ受理スルコトヲ日本帝國政府ヨリ承認セラレタリ其ノ拂込左ノ如シ

應募申込ノ際	百磅ニ付	五	磅
公債割當ノ際	同	拾五	磅
千九百七年四月二十九日	同	弐拾	磅
同　年五月二十八日	同	弐拾	磅
同　年六月二十日	同	弐拾	磅
同　年七月二十九日	同	拾九磅拾	志
合　計	同	九拾九磅拾	志

應募申込ハ額面百磅又ハ其ノ倍數タルコトヲ要ス

割當ノ際現金ヲ以テ全額拂込ヲ爲ストキハ一箇年三分ノ割合ヲ以テ割引ヲ爲シ又前記日本帝國政府六分利付公債證券ヲ以テ全額拂込ヲ爲スコトヲ得

日本帝國政府六分利付公債證券ノ所有者ニシテ應募申込ヲ爲シ割當ノ際該證券ヲ以テ全額拂込ヲ爲スノ意思ヲ表示スルモノハ便宜ヲ受クルモノトス該申込ニ關スル特別ノ書式ハ本目論見書ニ添附ス

證券ヲ以テ全額拂込ヲ爲スニハ其ノ證券ニ支拂期未到達利札ノ全部ヲ附屬セシムルヲ要ス但シ千九百七年四月五日拂ノ利札ハ滿期日ニ於テ支拂ヲ受クル爲所有者ニ於テ保管スヘシ

募入者ニシテ六分利付公債證券ヲ以テ全額拂込ヲ爲スモノハ六分利付公債證券額面百磅ニ付左ノ如ク受領スルモノトス

一、千九百七年九月十二日拂弐磅拾志ノ利札ヲ附シタル本五分利公債ノ全額拂込濟百磅假證券

二、現金壹磅拾志ノ支拂卽チ

(イ)本公債發行價格ト六分利付公債ノ額面價格償還額トノ差額ナル拾志

(ロ)現金應募者ニシテ割拂ヲ爲スモノノ得ル利益ト同額ナル壹磅

應募申込ノ際提供セル保證金ハ之ヲ返還ス

本公債ハ千九百四十七年三月十二日額面價格ヲ以テ償還ス但シ日本帝國政府ハ廣告ニ依ル六箇月前ノ豫告ヲ以テ千九百二十二年三月十二日若ハ其ノ以後何時ニテモ本公債證券ノ全組又ハ若干組ヲ額面價格ヲ以テ償還スルノ權利ヲ留保ス一部償還ノ場合ニハ橫濱正金銀行倫敦支店ニ於テ慣例ニ從ヒ若干組ニ付テ（一組ヲ分割セスシテ）抽籤ヲ行ヒ當籤シタル組ノ番號ハ各利札支拂地ニ於ケル二種ノ新聞紙ニ廣告シテ之ヲ通知スルモノトス

千九百七年九月十二日拂ノ全半箇年分利札附無記名假證券ハ割當通知書及銀行家ノ領收證ト引換ニ出來得ル限リ速ニ交付シ且本證券ハ假證券ト引換ニ遲滯ナク交付スヘシ

應募申込ハ百磅ニ付五磅ノ保證金ヲ添ヘ別紙書式ヲ以テ爲サルヘキモノトス而シテ申込者ニシテ現金若ハ證券ヲ以テ拂込ヲ爲スヘキコトヲ選擇シタルトキハ拂込方法ニ關スル契約ヲ變更スルヲ得サルモノトス

全部割當ナキトキハ保證金ハ全部之ヲ返還ス若シ申込金額ノ一部分ノ割當アリタルトキハ現金ニ依ル申込ニ係ル場合ニハ保證金ノ殘額ヲ割當ノ際拂込マルヘキ拂込金ニ充當ス

現金ニ依ル申込者カ期日ニ割拂金ノ拂込ヲ怠ルトキハ其ノ以前ノ拂込金ヲ總テ沒收シ證券ニ依ル申込者カ證券ノ交付ヲ爲ササルトキハ申込ノ際拂込マレタル保證金ヲ沒收ス

現金ノミノ發行カ之ト同時ニ巴里ニ於テ「ロツチルド」商會ノ手ニテ爲サルヘク其ノ額千百五拾萬磅ナリトス

本公債發行ニ關スル法律及勅令ノ證明譯本ハ諸發行銀行營業所及倫敦「イ！シ！マンシオンハウス・ジョージ」街十五番狀師「アルフレツド・ブライト」商會事務所「倫敦「イ！シ！ロムバート」街三十一番狀師「ステフエンソン・ハーウツド」會社事務所ニ就テ閲覧スルコトヲ得

倫敦株式取引所ニ於ケル受渡及公定相場ニ登載ノ件ハ適當ノ時機ニ於テ之ヲ請求スヘシ

目論見書及申込用紙ハ發行銀行卽チ倫敦「イ！シ！バーソロミユー」街四番「バース」銀行及其ノ支店「倫敦「イ！シ！ロンバート」街三十一番香上銀行「倫敦「イ！シ！ビショツプスゲート」街「ウキズイン」百二十番横濱正金銀行「倫敦「イ！シ！ニユーコート」「ロスチヤイルド」商會及倫敦「イ！シ！スレツドニードル」街「ハツトン・コート」「バンミユーア・ゴルドン」商會ヨリ受取ルコトヲ得

千九百七年三月九日

AVIS D'ÉMISSION DE L'EMPRUNT LIVRES STERLING 5 % DU GOUVERNEMENT IMPÉRIAL DU JAPON (À PARIS)

Paris, le 7 Mars 1907.

EMPRUNT JAPONAIS 5 % DE 1907 de £ 23 millions de capital

ÉMISSION EN FRANCE DE Fr. 290.375.000 de capital nominal

M.....

Nous sommes chargés par le Gouvernement Impérial du Japon de l'Émission d'un Emprunt en Rente 5 % Japonaise en livres sterling dont £ 11.500.000 ou Fr. 290.375.000 sont réservés au marché français.

Ce montant de £ 11.500.000 fait partie d'un Emprunt total de £ 23 millions de capital 5 % créé en vertu de lois existantes, et d'une Ordonnance Impériale promulguée pour cet objet. Il est destiné au remboursement des Emprunts 6 % sterling de 1904 émis à Londres et à New-York, s'élevant ensemble à £ 22 millions de capital. En conséquence, et en vertu de l'Ordonnance Impériale précitée, sont annulés les £ 25 millions de capital nominal non émis de l'Emprunt 4 % de 1905, dont la création avait été autorisée en vue de rembourser ces £ 22 millions de capital des mêmes Emprunts 6 %.

L'Emprunt est émis en Rente 5 % en livres sterling, au change fixe de 25 fr. 25 c. par livre sterling pour les intérêts et le capital, avec coupons semestriels au 12 Mars et au 12 Septembre, payables à notre Caisse à ce change de 25 fr. 25 c., à Londres en livres sterling, et à New-York en dollars or au change

du jour. Il est divisé en 46 séries de chacune £ 500.000 ou Fr. 12.625.000.

L'Emprunt ne pourra être converti ou appelé au remboursement ni en totalité ni en partie avant le 12 Mars 1922.

A partir de cette date, le Gouvernement Impérial Japonais se réserve le droit de rembourser au pair, avec un préavis de six mois, tout ou partie de l'Emprunt, en ne procédant pour ces remboursements que par séries entières. Tout ce qui restera de l'Emprunt, en circulation, sera appelé au remboursement pour le 12 Mars 1947.

Pour les 290.375.000 francs émis en France, il sera délivré des certificats provisoires, sans numéros de séries, de 505 francs, 2.525 fr. et 5.050 francs, munis d'un coupon semestriel du 12 Septembre 1907, qui seront émis par notre Maison sous la responsabilité du Gouvernement Impérial Japonais et échangés ultérieurement contre des titres définitifs.

Nous resevons les demandes, soit sous forme d'Obligations entièrement libérées à l'émission, soit sous forme d'Obligations non libérées.

Le prix d'émission est fixé à Fr. 502.50 par Obligation de 505 francs de capital, jouissance 12 Mars 1907, ressortant à 99½ % et est payable comme suit :

Pour les Obligations ENTIÈREMENT LIBÉRÉES à l'émission :

Fr. 200 le 12 Mars au plus tard.
302.50 du 20 au 25 Mars courant.

Pour les Obligations NON LIBÉRÉES le porteur aura la faculté de verser le solde de Fr. 302.50 par Obligation à toute époque à partir du 1er Mai prochain et avant le 30 Juin 1907 en y ajoutant les intérêts courus au taux de 5 % l'an sur ladite somme de Fr. 302.50 depuis le 12 Mars 1907 jusqu' à la date du versement (en compensation des intérêts correspondant au versement différé de 302.50, compris dans le coupon au 12 Septembre 1907).

Les demandes devront être accompagnées de Fr. 200 par Obligation comme cautionnement, qu'il s'agisse d'Obligations libérées ou non libérées.

Les titres provisoires qui n'auraient pas été libérés au 30 Juin 1907 pourront être vendus à la Bourse sans aucune mise en demeure, à partir du 1er Août 1907, pour le compte et aux risques et frais du retardataire.

Dès que nous le pourrons, nous vous fixerons sur le nombre d'Obligations du nouvel Emprunt que nous serons en mesure de réserver à votre demande. Vous voudrez bien alors nous remettre immédiatement, s'il s'agit d'Obligations libérées intégralement à l'émission, le complément de la somme nécessaire à la libération.

Les demandes devront nous parvenir sur l'une des formules d'engagement jointes à la présente, et soigneusement distinctes pour les titres libérés et les non libérés.

La cote officielle de la Bourse de Paris sera demandée.

Agréez, M....., nos salutations empressées et les non libérés.

DE ROTHSCHILD FRÈRES

Déclaration faite au Timbre le 28 Février 1907.

第三章　外國債　第七節　五分利付英貨公債

千九百七年三月七日巴里

貳千參百萬磅ノ千九百七年五分利付日本帝國政府公債募集目論見書

貳億九千參拾七萬五千法ノ佛國募集

當家ハ今般其ノ發行ヲ佛國市場ニ留保セラレタル千百五拾萬磅即チ貳億九千參拾七萬五千法

五分利付英貨公債巴里目論見書譯文

ノ五分利付日本公債ノ募集ヲ日本帝國政府ヨリ委囑セラレタリ

右金額千百五拾萬磅ハ現行法律及本公債發行ノ爲ニ公布セラレタル勅令ニ準據シテ起成セラレタル五分利付公債總額貳千參百萬磅ノ一部ニシテ千九百四年倫敦及紐育ニ於テ募集セル六分利付公債貳千貳百萬磅償還ノ爲發行ヲ確約セラレタル千九百五年四分利付公債ノ未募集額貳千五百萬磅ハ無效ニ歸スルモノトス

本公債ハ英貨壹磅ニ付元利金共佛貨貳拾五法貳拾五參ノ確定換算率ヲ以テセル五分利付公債トシテ發行シ每年三月十二日及九月十二日拂ノ每半箇年分利札ヲ附ス當家ノ金庫ニ於テハ貳拾五法貳拾五參ノ換算率ニ依リ、倫敦ニ於テハ英貨磅ニテ、紐育ニ於テハ時ノ爲替相場ニ依リ米貨弗ニテ支拂ハルルモノトス

本公債ハ各五拾萬磅卽チ千貳百六拾貳萬五千法ヨリ成ル四拾六組ニ分ツ

本公債ハ千九百二十二年三月十二日以前ニ於テ其ノ全部又ハ一部ヲ借換又ハ償還スルコトヲ得ス右期日以後ニ於テハ六箇月前ノ豫告ヲ以テ日本帝國政府ハ本公債ノ全部又ハ若干組ヲ（一組ヲ分割セスシテ）額面金額ヲ以テ償還スルコトヲ得ルモノトス殘存スルモノハ千九百四十七年三月十二日ヲ以テ全部之ヲ償還ス

佛國ニ於テ發行セラルル貳億九千參拾七萬五千法ニ對シテハ組ノ番號ヲ附セサル五百五法、貳千五百貳拾五法及五千五拾法ノ假證券ヲ交付シ之ニ千九百七年九月十二日拂ノ利札一枚ヲ附シ日本帝國政府責任ノ下ニ當家ヨリ之ヲ發行ス此假證券ハ後日本證券ト引換ヘラルルモノト

ス

應募申込ハ一時拂込ト遞次拂込トノ二方法ノ一ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

發行價格ハ額面五百五法券一枚ニ對シ五百貳法五拾參卽チ百分ノ九十九半トシ千九百七年三月十二日ヨリ利子ヲ附ス其ノ拂込左ノ如シ

一時拂込證券

遲クモ三月十二日　貳百法

三月二十日ヨリ二十五日マテ　參百貳法五拾參

遞次拂込證券

千九百七年五月一日ヨリ六月三十日マテノ間ニ證券一枚ニ對シ參百貳法五拾參ト之レニ

千九百七年三月十二日ヨリ拂込期日迄一箇年五分ノ割合ニテ參百貳法五拾參ニ對スル利子ヲ付シテ拂込ヲ爲スコトヲ得（參百貳法五拾參ノ拂込延滯利息ハ千九百七年九月十二日拂ノ利札ニ含マレタル利金ト相殺ス）

申込ハ一時拂込ト遞次拂込トヲ問ハス五百五法券一枚ニ付貳百法ヲ保證金トシテ差出サルヘシ

千九百七年六月三十日迄拂込マレサル假證券ハ申込人ニ催告ヲ爲スコトナク千九百七年八月一日以降株式取引所ニ於テ賣拂フヘシ其計算、危險、費用ハ總テ延滯者ノ負擔トス

「ロツチルド」商會ハ出來得ル限リ速ニ申込ニ對シ割當テ得ヘキ新公債證券ノ數ヲ定ムヘシ依テ一時拂込ノ申込ナレハ所定ノ金額ヲ直ニ當家ニ拂込マレタシ

申込ハ別紙契約書式ニ依リ一時拂込ト遞次拂込トヲ明記セラルヘシ
本公債ハ巴里株式取引所ノ公定相場ニ登載方ヲ請求セラルヘシ

殿

「ロ　ツ　チ・ル　ド」商　會

（千九百七年二月二十八日官廳届出）

倫敦に於ける受付最初の日は恰も土曜日なりしと、加ふるに株式市場に於て米國物の急暴落に原因して、コンソル公債初め手堅き有價證券相伴うて下落し、人氣大いに沮喪したる爲め我公債も亦從來の例に反し人氣昂らず、整々十一日に及びても申込甚だ緩慢を呈せり。十二日に至りても應募高未だ全額に滿たざりしが、剩す所僅少にして別に成算ありしかば、同日午後四時斷然現金申込を締切り、整十三日を以て六分利付公債證書による申込をも締切りたるに、却て遲疑し居たる申込を促し、應募總額一千三百二十六萬五千二百磅に及べり。即ち現金申込六百三十四萬五千磅、六分利付公債證券申込六百九十二萬二百磅なりき。斯くの如く株式市場混亂の際、殆んど最高限の價格を以て發行したるに拘らず右の成績を擧げたるは先づ成功に庶幾しと云ふべく、十三日のタイムス紙は『目下金融の狀況極めて險惡なる時に斯くの如き成功を收めたるは、日本公債が英國投資者に人氣あることと、其發行當事者の熟練と思慮ある判斷とを證して餘りあるもの』と稱讃し、スタンダード紙は『應募申込の始終を通じて格別の增打を生ぜざりしは（增打は兩地とも二分の一パーセント位なりき）或意味に於て從前のものより一層成功せるもの』と評せり。蓋し發行價格の最高限度を以て成功せるを賞讃せしものなり。佛國に於ては英國と異なり、同地近年の慣習は、發行銀行或は下引受銀行が其の得意先の預金主に目論書を配付して利廻の良好を說きて應募を勸誘し、或は勝手に銀行手許に於て振替ふることもあり、此の度もロッチルド、クレヂ・リオネー、バンク・ド・パリー等各〻其の預金者に目論見書を配付して申込を促せしに、三月十一日に至り其の定額に滿ちたるを以て之を締切りたり。

尙ほ玆に英國團體各銀行取扱の應募高竝に割當額を表示すれば左の如し。

取扱銀行	現金		證券		合計
應募地	申込	割當	申込	割當	申込割當
パース銀行	二、八三五、三四〇磅	一、九八五、三〇〇磅	二、四八〇、七〇〇磅	二、四八〇、七〇〇磅	五、三九六、〇四〇磅
香港上海銀行	一、一九六、九〇〇	八四二、七〇〇	一、三三四、四〇〇	一、三三四、四〇〇	二、七二二、三〇〇
橫濱正金銀行	一、三二七、〇〇〇	九八七、六〇〇	一、四七五、一〇〇	一、四七五、一〇〇	二、八〇二、一〇〇
倫敦ロスチヤイルド商會	三四四、四八〇	二四三、九〇〇	七九三、三〇〇	七九三、三〇〇	一、一三七、七八〇
紐育	九二、四〇〇	六四、〇〇〇	三八五、〇〇〇	三八五、〇〇〇	四七七、四〇〇
瑞西	四八四、八〇〇	三八六、九〇〇	二四二、一〇〇	二四二、一〇〇	七二六、九〇〇
漢堡	九〇、六〇〇	八〇、〇〇〇	一〇、六〇〇	一〇、六〇〇	一〇一、二〇〇
合計	六、三四〇、三一〇	四、七九九、八〇〇	六、九三〇、一〇〇	六、九三〇、一〇〇	一三、二七〇、四一〇

斯くて募集の事務略〻完了したるを以て、高橋は殘務を神野書記官に託し、三月二十七日倫敦を出發し歸朝の途に上りたり。

第三款　收　支

本公債募集金は倫敦に於ては明治四十年三月より七月に至る六回に之が拂込をなさしめたり。

其の拂込期日及百磅に對する每拂込金額は左表の如し。

募集地	拂込期日	拂込額
倫敦	應募申込の際	五・〇〇磅志
	割當の際	一五・〇〇
	明治四十年四月廿九日	二〇・〇〇
	同　年五月廿八日	二〇・〇〇
	同　年六月二十日	二〇・〇〇
	同　年七月廿九日	一九・一〇
計		九九・一〇

巴里發行の分は額面五百五法（二十磅相當）に付拂込額は五百二法五十參にして、一時拂込のものは三月十二日（申込の際）二百法、三月二十日より二十五日の間に三百二法五十參、一時拂込にあらざるものは、申込の際二百法、五月一日より六月三十日までの間に、三百二法五十參を拂込むものとし、但し三月十二日より拂込期日迄年五分の割合にて三百二法五十參に對し利子を附したり（拂込延滯利息は千九百七年九月十二日拂の利札に含まれたる利金と相殺す）。

又英國發行銀行は契約書第八條の規定する所に依り、發行額一千百五十萬磅の拂込額一千百四十四万二千五百磅の內手數料を差引たる一千九十八萬二千五百磅を、左の期日（應募者拂込後十四日）に日本帝國政府の勘定に於て、英蘭銀行若くは日本帝國政府の隨時指定する他の銀行會社、商會又は個人に拂込むべきものとす。

拂込期日	額面百磅に付拂込金額
割當後十四日	一六・〇〇磅志
一九〇七年五月十三日	一、八四〇、〇〇〇磅
同　年六月十一日	二、三〇〇、〇〇〇
同　年七月四日	二、三〇〇、〇〇〇
同　年八月十二日	二、二四二、五〇〇
計	一〇、九八二、五〇〇

又巴里に於ては、ロッチルド・フレールは倫敦と同一期日に、一磅に付二十五法二十五參に換算したる金額を準備すべきものとす。

拂込期日	英貨額	佛貨換算額
割當後十四日	一、八四〇、〇〇〇磅	四六、四六〇、〇〇〇法
一九〇七年五月十三日	二、三〇〇、〇〇〇	五八、〇七五、〇〇〇
同　年六月十一日	二、三〇〇、〇〇〇	五八、〇七五、〇〇〇
同　年七月四日	二、三〇〇、〇〇〇	五八、〇七五、〇〇〇
同　年八月十二日	二、二四二、五〇〇	五六、六二三、一二五
計	一〇、九八二、五〇〇	二七七、三〇八、一二五

本公債發行總額二千三百萬磅、此の邦貨換算額は二億二千四百五十四萬九千圓にして、其の實收總額二千二百八萬磅、此の換算額二億一千二百五萬九十四圓三十錢五厘なりとす。卽ち左の如し。

募集地	實收外國貨幣	同上邦貨換算額
英　國	三、九九三、〇九八磅	三八、五二六、三七二・六六二圓
英　國（證券代用）	六、九二〇、二〇〇法	六七、五六一、九一二・六〇〇
英　國（六分利付公債代用）	一〇、八〇九、〇四三	一〇五、九六一、八〇九・〇四三
佛　國	二七七、三〇八、一二五	二一二、〇五〇、〇九四・三〇五
計		

（備　考）一、換算相場は一圓に付二志〇片八分の七。
一磅に付九圓七十六錢三厘。
同上に付二十五法二十五參。
二、代用拂込に對する交付金は百磅に付一磅十志、總額十萬三千八百三磅なり。

大藏大臣は起債の目的に從ひ、右公債收入金を以て第一、第二兩回六分利付英貨公債の償還に充つることとし、明治四十年三月七日大藏省告示第三十九號を以て同年九月十日に於て之を償還すべき旨發表せり。而して此の六分利付英貨公債證書は勅令第二十三號の定むる所に依り、額面計算を以て五分利付英貨公債の應募拂込金に代用することを得るものなれば、政府はシンヂケートより其の代用證券の納付を受けたるときは額面百磅に付九十四磅半（額面額より發行價格の差、シンヂケート手數料及繰上げ拂込に對する割引額を控除したるもの）の割合を以て募集金の受入を爲し、同時に額面計算を以て償還を爲したるものとして之を整理せり。

其の實際代用拂込を受けたる六分利付英貨公債證書の額面高は、第一回分二百八十七萬七千五百磅、第二回分四百四萬二千七百磅、合計六百九十二萬二百磅にして、外に燒損證券に對する代證券交付に代ふる便宜處分として同年二月中買入銷却したるもの第一回分六百磅、第二回分九百磅合計千五百磅ありたるを以て、償還期日たる同年九月十日以後に於て支拂ひたる高は第一回分七百十二萬千九百磅、第二回分七百九十五萬六千四百磅、合計一千五百七萬八千三百磅に止まりたり。此の現金支拂高の換算額は一億四千七百二十萬九千四百四十二圓九十錢なるを以て、之を前揭五分利付英貨公債現金實收額一億四千四百四十八萬餘圓に對比すれば、二百七十二萬千二百六十一圓十九錢五厘の超過となるも、此の超過額は國債整理基金特別會計に於ける他の收入金を以て支辨せられたるものとす。而して此の借換の效果として見るべき國庫負擔額の減少は左表の如し。

第一、第二回六分利付英貨公債

	利子年額	八、六六九、二九〇・九〇二圓
現金償還高	一四四、四八八、一八一・七〇五圓	四、〇五三、七一四・七五六
代用拂込額	六七、五六一、九一二・六〇〇	一二、七二三、〇〇五・六五八
合　計（負擔減少）	同　上	

五分利付英貨公債

	利子年額	一一、二二七、四五〇・〇〇〇圓
起　債　額	二二四、五四九、〇〇〇・〇〇〇圓	三一二、四七二・六四二
起債額と償還額の差	一二、四九八、九〇五・六九五	一一、五三九、九二二・六四二
合　計（負擔增加）	平分年額（四十年）	一、一八三、〇八三・〇一六
差　引（負擔減少）		

第四款　起債費

曩に四分利付英貨公債五千萬磅發行の計畫成るや、之が證券製造を倫敦ウォーターロー會社に委

託したるが、既述の如く殘額二千五百萬磅發行は之を中止し、新に五分利付英貨公債二千三百萬磅を發行することとなりたるを以て、右相當額證券は半製品の儘之を燒却したり。

尋で本公債證券の製造方も之をウォーターロー會社に命じたるが、同社は同年三月二十六日之が製造費見積高を一萬一千九百三十二磅十二志一片と計上提出せり。此の邦貨換算額十一萬六千四百九十八圓一錢四厘なるを以て證券製造費單價は二十錢七厘弱に當れり。今起債費の內譯を表示すれば左の如し。

費目	金額
證券製造費	一一六、四九八・〇一四
印紙稅	一、四七八、六三六・〇〇〇
募集取扱費	一七二、七四六・七〇四
電報料	二八、一九三・八九九
遞送費及廣告料	一五、四二〇・〇二九
計	一、八一一、四九四・六四六

第五款　事務取扱

明治四十年三月十三日大藏大臣は日本銀行に令達して、本公債の拂込等に關する取扱方は初期の利子に關する事項を除くの外、明治三十八年十一月二十九日達四分利付英貨公債の例に準據し、且つ五分利付英貨公債拂込金の代用として發行銀行より納付したる六分利付英貨公債證書は、額面百磅に付九十四磅半の割合を以て受入、同時に償還を爲したるものとして整理すべきにより、其の相當金額の支出請求及之に對する募集金納付の手續を爲すべき旨を命じたり。

尋いで同年四月二十二日大藏省達往第六二六六號を以て本公債に關する事務取扱方に關し左の通り日本銀行に命任せり。

五分利付英貨公債事務取扱命任書

第一條　明治四十年三月英國倫敦及佛國巴里ニ於テ募集シタル五分利付英貨公債ハ之ニ關スル法律、命令、目論見書及契約等ノ條項ヲ遵守シ之ヵ取扱ヲ爲スヘシ

第二條　前項公債ニ關スル事務ハ其行倫敦代理店、其行紐育代理店及其行巴里複代理店ニ於テ之ヲ取扱フヘシ

第三條　本公債元金償還方ハ該公債據置年限經過後政府ノ都合ニ依リ償還期日ヲ豫定シ期日ニ先チ其償還金額ヲ其行ニ通達スヘキニ付倫敦代理店、紐育代理店及巴里複代理店ハ償還期日ヨリ六箇月前ニ當該地三種以上ノ主ナル新聞紙ヲ以テ三日間廣告スヘシ

第四條　本公債ノ抽籤ハ償還期日ヨリ二箇月前ニ倫敦代理店ニ於テ帝國政府ハ大藏省代表者、公證人及代理店役員立會ノ上之ヲ執行スヘシ但公債所有者ニシテ抽籤ニ臨席ヲ望ム者アルトキハ時宜ニ依リ之ヲ許スコトヲ得

前項抽籤ノ方法手續等ハ倫敦ノ慣例ニ依リ取扱フヘシ

第五條　本公債ノ抽籤期日ハ倫敦代理店ニ於テ之ヲ定メ其期日ヨリ十五日前ニ倫敦、紐育及巴里ニ於ケル三種以上ノ主ナル新聞紙ヲ以テ二日間之ヲ廣告スヘシ

第六條　第四條ノ抽籤執行濟ノ上ハ當籤證書ノ金高、種類、記號、番號及仕拂期日ヲ本大臣ニ報告シ且當籤證書ノ記番號ヲ元金仕拂ノ期日ヨリ一箇月前ニ倫敦、紐育及巴里ニ於ケル二種ノ主ナル新聞紙ヲ以テ二日間之ヲ廣告スヘシ

第七條　本公債ノ利子ハ仕拂期日ニ至リ倫敦代理店、紐育代理店及巴里複代理店ニ於テ之カ仕拂ヲ爲スヘシ

第八條　本公債ノ利子仕拂ハ仕拂期日ヨリ十五日前ニ倫敦、紐育及巴里ニ於テ三種以上ノ主ナル新聞紙ヲ以テ二日間之ヲ廣告スヘシ

第九條　本公債ノ元利仕拂基金ハ仕拂期以前ニ其行ニ交付スヘシ

第十條　前條元利仕拂基金交付ノ場合ニ於ケル貨幣換算相場ハ英貨ハ壹磅、米貨ハ四弗八拾七仙、佛貨ハ弐拾五法、弐拾弐參奇零壹ニ對シ金九圓七拾六錢參厘トス

倫敦ニ於ケル國庫保有金ヲ以テ紐育及巴里ニ於ケル元利仕拂基金ニ振替交付スル場合ニ於ケル貨幣換算相場ハ英貨壹磅ニ對シ佛貨ハ弐拾五法弐拾五參ノ確定率ニ依リ米貨ハ仕拂期日紐育ニ於ケル倫敦宛爲替相場ニ依ルモノトス

第十一條　本命任書ニ規定シタルモノノ外本公債ニ關スル事務ハ明治三十三年七月三日附命任書第一章通則四分利付英貨公債取扱方ノ例ニ準シ及明治三十九年六月二日附國債事務命任書ニ依リ之ヲ取扱フヘシ

第六款　償還及支拂

(一)　元　金

本公債の元金は明治八十年(昭和二十二年)三月十二日に於て、額面金額を以て償還すべく、但し据置期限十五箇年を經たる明治五十五年(大正十一年)三月十二日以後は、政府の都合に依り何時にても六箇月前の新聞廣告を以て、其の全部又は一部を償還することを得るものとす。然れども政府は大正末年迄未だ此の權利を行使するに至らず、單に据置年限に關係なき國債證券買入銷却法に依り、明治四十二年十一月以來大正十五年三月迄に二十餘回に亙り、合計十七萬六千九百六十磅、此の換算額百七十二萬七千六百六十圓四十八錢を買入銷却したり。

卽ち昭和元年度末現在未償還高は二千二百八十二萬三千四十磅、此の換算額二億二千二百八十二萬一千三百三十九圓五十二錢となれり。

(二)　利　子

本公債利率は年五分にして毎年三月十二日及九月十二日に於て各前六箇月分を支拂ふものにして、第一回利子支拂期日は明治四十年九月十二日なりき。又元利金の支拂場所は倫敦に於ては橫濱正金銀行支店、紐育に於ては同行出張所、巴里に於ては ロッチルド・フレールの營業事務所なりとす。

明治四十年九月第一回の支拂以降昭和元年度末に至る利子支拂額は左表の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治四〇	一〇、二七一、六九六、二三四圓	明治四三	一一、三五〇、七二七、三九二圓
四一	一一、一六六、七二四、一四九	四四	一一、二一三、四九三、七八五
四二	一一、一二九、三一二、三一二	大正元	一一、一七八、四四九、四九四
大正二	一一、一九六、二三七、六八三圓	四	一四、二〇七、三三二、三八一
三	六、二八〇、八六〇、〇七二		

大正五	一〇、四二四、三一一・四四二円	大正九	一二、三一六、六九三・二五九円	大正一三	一一、二二八、一〇八・九九六円
六	一〇、九五六、五七〇・六七八	一〇	？	一四	一一、二七〇、二九一・一三四
七	一〇、九一〇、〇二五・五七五	一一	？	昭和元	一〇、九五九、一六三・〇七九
八	一二、七三五、六一三・八二七	一二	一一、二一五、三五八・五一九		

（備　考）大正十、十一兩年度分は震災のため調査資料燒失せしに由り明かならず。

第八節　四分利付佛貨公債

第一款　起　債

戰後に於ける我財政整理の實は漸く擧がり、其の眼目たる國債の借換償還も著々實行せられしと雖も、明治四十三年首に於ては未償還內外公債額の六割三分餘を占め、內據置期限の經過せる五分利付內國債五億九千五百萬圓に上れり。右の內には往年裏書を爲して外國に賣出したるもの九千三百萬圓あり、又約六千七百萬圓は裏書なくして外國に輸出せられたりと認められたり。

政府は此等の五分利公債の整理を企て、先づ內地に於ては明治四十三年二月及三月の二回に亙り四分利公債を發行すると共に、外國に流通する公債の償還財源は之を外國市場に求むるの方策を建て、尙ほ其の餘裕あらば之を內地に於ける分の償還に充てむとせり。卽ち大藏大臣は明治四十三年二月、特派財政委員大藏次官水町袈裟六に內命して、英佛兩國共通に若くは別々に四分利付外國債を募集すべき旨傳へたり。

當時歐洲に於てはモロッコ問題も獨佛の融和に依りて解決し、巴爾幹問題も平和裡に解決するの曙光見へ、又英皇エドワード七世の伯林訪問ある等の平和的空氣は經濟界にも好影響を與へ、大陸投資家は競うて英國のコンソル公債を購入せしため價格の大騰貴を見たり。此の間に於て南滿洲鐵道株式會社社債の發行が一旦議に上り、而して中止に立到るや、倫敦の金融家は頗る之を遺憾とせし程なりき。

倫敦の市況緩慢は二三月を最頂として資金潤澤金利低下を示せしが、必ずしも資金の需要少きにあらず、寧ろ資金は英蘭銀行に集中して他の銀行は之に反して窮乏を呈する狀態なりき。偶〻護謨企業熱勃興して旺盛を極め、英蘭銀行も漸く金準備の補塡策を講ずるに至れり。卽ち曩に南滿洲鐵道會社社債の中止に遺憾を表したる金融家も、今五分利內國債整理のため外債募集の提議に接するや其の總額、其の性質に於て前者とは大いに異なり、且つ政界、金融界も次第に不安の域に進みつつありと稱して、輒く我が要求に應ずるの色なかりき。然れども彼等も我借換政策の已むを得ざるを諒し若し佛國の共同あらば一部を引受くるの意を示せしと雖も、時機の到來及發行價格に就ては確信なきものの如く、追て講究の上確答すべく約したり。水町財政委員は斯くては日を曠うするのみにて倫敦のみならず佛國市場に於ても時機を逸するの虞れあるを以て、四月五日英國資本家の參集を求め、席上市場探究を名として渡佛の意志を漏したるに、彼等資本家は早晩佛國に於て事の成立すべきを察知し、結局倫敦が其の最も不利なる時期に於て佛國と共同せざるべからざるを悟り、水町の渡佛を一時猶豫せむ事を求めたり。仍て水町は彼等に考慮の餘地を與ふるため一週間の延期を承諾せ

しに、倫敦金融家は協議の結果、佛國に於て成立すべき時機に於て斷然倫敦も之を引受くるに一決し而して其の發行價格は發行當時に於ける現在四分利付の價格より一點の差を以てせむことを提議して、水町の渡佛に對する異議を撤回せり。玆に於て財政委員は利落九十四を以て發行價格の最下限とすべきこと、現在の四分利付價格を之に相當すべき樣常に價格維持に努むべきことを諒解せしめ、尙ほ諸般の準備を打合せたる上、四月十七日書記官森賢吾を伴ひ佛國に渡りたり。

財政委員は渡佛の翌日直にロ家を始め佛國金融家と會見せしに、ロ家は我が政府の計畫に大に贊意を表し、佛國に於ける起債額を一億六千萬圓とすることにも、適當なる額として同意したりしが、英國との共通發行は從來の經驗に鑑みて頗る不便なりと稱して輒く贊成する模樣なく、十九日再訪したる水町に對して、仲間銀行と協議したる結果を報告し、募集の成功上必要なる條件として左の如く提議せり。

一、巴里發行は全く倫敦と獨立とし別々發行たるべきこと。

一、佛貨公債なるべきこと。

一、發行總額は四億五千萬法、卽ち千八百萬磅を超えざること。

一、發行價格は利落九十五、政府手取額は九十一とすること。

一、發行時期は五月九日若くは十日たるべきこと。

一、印紙稅は前例の如く政府負擔たるべきこと。

財政委員は之に對して、右條件は大體之を承認するも、發行價格に就ては英國の相場は尙ほ上騰の形勢ある事、英國に於ける發行最下限は九十四なるを以て、印紙稅に於て一%¾方高き佛國發行分は政府の實收夫れだけ減ずべきを以て、發行價格を高めて之を補ふべき所以を主張したれどもロ家は英國に於ては九十四以上の發行困難なること、英國分の印紙稅の廉なるは純然たる借換の結果にして偶然の現象に過ぎずと稱して敢て肯んぜず、但し九十五¼迄は讓歩すべきの意を示せり。又發行期日に關しては英國を先にする時は或は不成功の累を及ぼすべき惧れあるを以て、可成同時に發行すべきに意見一致せり。

然るに四月二十日頃に至り、倫敦側は好機來れりと稱して頻りに發行を促し、巴里發行期日たる五月初旬迄待つ能はざる旨申來りしかば、財政委員は其の成功の確實なるを信じ、倫敦發行を先にすること及佛國の發行價格を九十五¼に引上ぐべきことを更にロ家に交涉したるに、ロ家は第一問は容易に之を容れたれども、第二問に關しては輒く應ぜず、僅に仲間銀行と協商して發行價格九十五½政府手取八十九½迄は實現に努力すべく言明せり（但し前記倫敦先發行の件は其の後發行銀行間に意見の不一致を見たる爲め一旦中止し、五月五日改めて契約書の調印をなせり）。

墅二十一日ロ家は仲間資本家との協議の結果を齎したるが、ロ家は發行日より第一利拂期（十一月十五日と假定）に至る全額利子を支拂ふべき旨を主張し、財政委員は本公債は分割拂込なるを以て日本政府は未だ拂込を受けざる公債金に對しては利子を支拂ふの理なしと稱して讓らず、之に對してロ家は『當家は日本政府より公債全額を買取りしものなれば、公衆拂込の如何に拘らず收入金に對しては全責任を負擔するが故に、日本政府に於ても本公債を賣拂ひたる當日より全額に對して利子を支拂ふ事當然なり』と强辯して兩者相下らざりき。頓て彼は別に一案を示して曰く、『當家は公債金の分納を廢止し、一時に卽ち五月十二日頃直ちに全公債收入額を日本政府の勘定に移し、卽日より右金額

に對して年一分の預金利子を附すべきに依り、日本政府も亦第一回利子は全額を以てせられたきこと、但し右は當家にとりて最大の讓歩なるを以て、其の代りに曩に實現すべく內約したる九十五½發行は之を取消し、九十五¼に止められたし』と希望せり。之に對して財政委員は『其の前半の條件は容れざるにあらざるも、之と發行價格を九十五半となすこととは全然別個の問題に屬す。卽ち曩に貴家が發行價格を九十五½と內約せしは公衆の應募能力の玆に在るを認めし結果に外ならず、公衆の應募能力の玆に在る以上吾には讓歩の餘地更にあることなし。もし貴家にして之を容るるなければ、我國は借換整理のために不利なる條件を忍びて迄も公債發行の要なきを以て、談判は一應中止すべし』と頗る强硬の態度を以て應酬し、結局當日は纏る所なくして分れたり。其の後若干の駈引的交涉を爲へしが、ロ家も遂に讓歩の已むなきを悟り、二十三日に至り第一回利子支拂の件はロ家提案の如く、又發行價格は九十五½となすに決定し、問題は玆に落著したり。仍て二十四日契約草案を精修し、二十五日契約書に調印を了したり。

右契約成るや大藏大臣は四月三十日大藏省令第十九號を以て左の如く發行規程を公布したり。

大藏省令第十九號（明治四十三年四月三十日）

第一條　政府ハ國債整理基金特別會計法第五條ニ依リ五分利付內國債整理償還ノ爲佛國ニ於テ佛貨公債四億五千萬法ヲ發行ス

第二條　本公債ノ利子ハ一箇年百分ノ四トシ毎年五月十五日及十一月十五日ニ於テ前六箇月分ヲ仕拂フ

第三條　本公債ノ元金ハ明治百三年五月十五日ニ於テ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス但シ政府ハ六箇月前ノ豫告ヲ以テ明治五十三年五月十五日以後何時ニテモ其ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ償還期日ハ利拂期日ト同一タルヘシ

前項但書ニ依ル一部償還ハ抽籤ヲ以テス

第四條　本公債ノ證券ハ無記名利札附トシ五百法、二千五百法及五千法ノ三種トス

第五條　本公債ノ發行價格ハ額面百法ニ付九十五法五十參トス

第六條　本公債ノ元金ハ明治四十三年五月十六日ニ全部ヲ拂込ムモノトス

第七條　本公債ノ利子ハ明治四十三年五月十五日ヨリ之ヲ起算ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二款　募　集

本公債は全然佛國ロッチルド兄弟商會をして引受發行せしめたるものにして、我國佛貨公債の嚆矢なりとす。賣出目論見書は四月二十五日所管廳に届出でられ、尋いで五月五日公衆に發表せられたるが、其の原文及譯文左の如し。

AVIS D'ÉMISSION DE L'EMPRUNT EN RENTE 4 %
JAPONAISE EN FRANCS.

Emprunt
du
Gouvernement Impérial du Japon 4 % de 1910

Paris, le 5 Mai, 1910.

de

Fr. 450 Millions de capital nominal.

M.....

Nous sommes chargés par le Gouvernement Impérial du Japon de l'émission d'un Emprunt en Rente 4 % Japonaise en Francs de Fr. 450 Millions de capital nominal, exclusivement réservé au marché français.

Cet emprunt est créé en vertu des lois japonaises existantes et d'une Ordonnance du Ministre des Finances du Japon promulguée pour cet objet. Il est destiné au remboursement de Dettes intérieures du gouvernement Japonais contractées au taux de 5 %.

L'emprunt est émis en Obligations 4 % de Fr. 500, Fr. 2.500 et Fr. 5.000 de capital, avec coupons semestriels au 15 Mai et au 15 Novembre.

Il est divisé en 45 séries de chacune 10 millions de francs de capital.

L'Emprunt ne pourra être converti ou appelé au remboursement, ni en totalité, ni en partie, avant le 15 Mai 1920. A partir de cette date, le Gouvernement Impérial du Japon se réserve le droit de rembourser au pair, avec un préavis de 6 mois, tout ou partie de l'emprunt en ne procédant à ces remboursements que par séries entières. Tout ce qui restera de l'emprunt en circulation sera appelé au remboursement pour le 15 Mai 1970.

Les coupons échus et les titres amortis seront payables à notre Caisse.

Ils seront également payables :

A Londres et à Bruxelles, au change du jour sur Paris ; au Japon, à la Banque du Japon, en *Yens* or, sur la base de 100 *Yens* or pour 258 francs.

Comme pour les Emprunts Japonais 4 % de 1905 et 5 % de 1907, les Titres et Coupons du présent Emprunt sont à tout jamais exempts de tout impôt japonais présent et futur, sauf le cas où ils appartiendraient à des japonais ou à des Etrangers résidant au Japon.

Il sera délivré des certificats provisoires sans numéros de séries de 500, 2.500, 5.000 francs de capital, munis d'un coupon semestriel au 15 Novembre 1910, qui seront émis par notre Maison sous la responsabilité du Gouvernement Impérial du Japon et échangés ultérieurement contre des titres définitifs.

Nous recevrons les demandes du 6 au 9 Mai, soit sous forme d'Obligations entièrment libérées à l'émission, soit sous forme d'Obligations à libérer par versements successifs :

1° Les Obligations Entièrement Libérées à l'émission sont émises au prix de :
95½ %, soit Fr. 477.50 par Obligation de Fr. 500 jouissance 15 Mai 1910.

Payable { Fr. 100.00 le 9 Mai,
Fr. 377.50 le 20 Mai.

2° Les Obligations non libérées à l'émission sont émises au prix de :
95¾ %, soit Fr. 478.75.

Payable { Fr. 100.00 le 9 Mai,
Fr. 200.00 le 20 Juin 1910,
Fr. 178.75 le 19 Septembre 1910.

Les porteurs de titres non libérés à l'émission auront la faculté, à partir du 20 Juin, d'effectuer par anticipation le dernier versement, sous escompte au taux de 1½ % l'an.

A l'appui de chaque demande, il devra être remis, en la transmettant, 100 francs par obligation, qu'il s'agisse d'obligations libérées ou non libérées.

Les versements en retard seront passibles d'un intérêt de 4½ % l'an.

Les titres provisoires sur lesquels les versements n'auraient pas été effectués pourront être vendus à la Bourse sans aucune mise en demeure un mois après l'échéance du terme dû, pour le compte et aux risques et frais du retardataire.

Dès que nous le pourrons, nous vous fixerons sur le nombre d'obligations du nouvel emprunt que nous serons en mesure de réserver á votre demande.

Vous voudrez bien alors nous remettre pour le 20 Mai, s'il s'agit d'obligations libérées intégralement à l'émission, le complément de la somme nécessaire à la libération.

Les demandes devront nous parvenir sur l'une des formules d'engagements jointes à la présente et soigneusement distinctes pour les titres libérés et les non libérés.

La Cote officielle de la Bourse de Paris sera demandée.

Agréez, M.....,　nos salutations distinguées.

de Rothschild frères.

(Déclaration faite au Timbre, le 25 Avril 1910).

四分利付佛貨公債巴里募集目論見書譯文

千九百十年五月五日巴里

四億五千萬法ノ千九百十年日本帝國政府四分利付公債

當商會ハ今般其ノ金額四億五千萬法ニシテ全部佛國市場ニ於テ引受ク（キ四分利付日本公債ノ募集ヲ日本帝國政府ヨリ委囑セラレタリ

本公債ハ日本ノ現行法律及本公債發行ノ爲ニ公布セラレタル大藏大臣ノ命令ニ準據シテ發行スルモノニシテ五分利付日本內國債ノ償還ニ充テラルルモノトス

本公債ハ五百法、貳千五百法及五千法ノ四分利付證券トシテ發行シ五月十五日及十一月十五日拂ノ每半箇年分利札ヲ附ス

本公債ハ各壹千萬法ヨリ成ル四十五組ニ分ツ

千九百二十年五月十五日以前ニ於テハ本公債ノ全部又ハ一部ヲ借換又ハ償還スルコトヲ得ス右期日後ニ於テハ日本帝國政府ハ本公債ノ全部又ハ若干組ヲ（一組ヲ分割セスシテ）額面金額ヲ以テ償還スルコトヲ得ルモノトス但シ六箇月以前ノ豫告ヲ要ス

殘餘ハ千九百七十年五月十五日ヲ以テ全部償還セラルヘキモノトス

本公債ノ滿期利札及償還證券ノ支拂ハ當商會ノ金庫ニ於テ之ヲ行フ

又本公債ノ元利金ハ倫敦及「ブラッセル」ニ在リテハ時ノ巴里宛爲替相場ニ依リ、日本ニ在リテハ日本銀行ニ於テ貳百五拾八法ニ付百圓ノ割合ノ圓金貨ニ依リテ同樣ニ之カ支拂ヲ爲ス

本公債ノ證券及利札ハ千九百五年四分利付日本公債及千九百七年五分利付日本公債ノ如ク日本ノ現在又ハ將來ニ於ケル一切ノ租稅ヲ永久ニ課セラレサルモノトス但シ日本人又ハ日本ニ居住スル外國人ニ屬スル場合ハ此限ニ在ラス

組ノ番號ヲ付セサル五百法、貳千五百法及五千法ノ假證券ヲ交付シ之ニ千九百十年十一月十五日拂ノ利札一枚ヲ附ス假證券ハ日本帝國政府責任ノ下ニ當商會ヨリ之ヲ發行シ後日本證券ト引換ヘラルルモノトス

應募申込ハ五月六日ヨリ九日迄當商會ニ於テ之ヲ受ケ左ニ示ス如ク一時拂込又ハ分割拂込ノ方法ニ依ルコトヲ得ルモノトス

（一）一時拂込證券ノ發行價格左ノ如シ

百分ノ九十五半卽チ五百法券一枚ニ對シ四百七拾七法五拾參

千九百十年五月十五日ヨリ利子ヲ付ス

拂込　五月九日　百法
　　五月二十日　三百七拾七法五拾參

（二）分割拂込證券ノ發行價格左ノ如シ

百分ノ九十五、四分ノ三即チ五百法券一枚ニ對シ四百七拾八法七拾五參

百法

拂込　五月九日　貳百法
　　千九百十年六月二十日　百七拾八法七拾五參
　　千九百十年九月十九日

分割拂込證券ノ所持人ハ六月二十日以後ニ於テ最終ノ拂込ノ前拂ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ年一分五厘ノ割合ニテ割引ヲ爲ス

申込者ハ一時拂込ト分割拂込トヲ問ハス五百法券一枚ニ付百法ノ保證金ヲ差出スヘキモノトス

拂込遲滯者ハ年四分五厘ノ利息ヲ徵收セラルヘシ

拂込期日後一箇月ヲ經テ假證券ニ對スル拂込ナキ場合ニ於テハ申込ニ遲滯ノ催告ヲ爲スコトナク之ヲ株式取引所ニ於テ賣拂フヘシ其ノ計算、危險、費用ハ總テ延滯者ノ負擔トス

「ロッチルド」商會ハ出來得ル丈ケ速ニ申込ニ對シ割當テ得ヘキ新公債證券ノ數ヲ定ムヘシ一時拂込ノ申込ノ場合ニハ五月二十日ニ所定ノ金額ヲ相違ナク當商會ニ拂込マレタシ

申込ハ別紙契約書式ニ依リ一時拂込ト分割拂込トノ區別ヲ明記セラルヘシ

本公債ハ巴里株式取引所ノ公定相場ニ登載方ヲ請求セラルルモノトス　敬具

殿

「ロッチルド」商會

（千九百十年四月二十五日官廳届出）

詳細に亙る應募狀況は固より之を知る能はずと雖、引受者たるロ家を首め、ソシエテ・ゼネラル、グレヂ・リオネー、バンク・ド・パリ等同國の大銀行に於て、關係資本家の希望に應じ、賣出に先だち夫々割當をなしたるに、早くも一パーセント以上の打歩を生じ、九日正式に賣出を開始するや直ちに募集額に達し、豫期以上の好成績を收めたり。

第三款　收　支

本公債四億五千萬法、此の邦貨換算額一億七千四百十五萬圓は契約に依り、九十一・½の價格を以て（即ち發行價格九十五½より手數料四分を控除し）巴里ロッチルド・フレールが其の全責任に於て之を買受けしものにして、同家は之が代金として四億一千百七十五萬法（邦貨換算額一億五千九百三十四萬七千二百五十圓）を、千九百十年（明治四十三年）五月十六日に帝國政府の預金勘定に記入し、之に對して當日より逐次引出の期日迄年一分の利子を附することとせり。

本公債應募者の發行者に對する拂込は、一時拂込にありては額面五百法につき四百七十七法五十參（百分の九十五半の割合）として百法、五月二十日に三百七十七法五十參を拂込み、遞次拂込の方法は、同じく額面五百法につき四百七十八法七十五參（百分の九十五・四分の三の割）を、五月九日迄に申込金百法、六月二十日二百法、九月十九日百七十八法七十五參を拂込むものとす。但し六月

二十日以後に於ては年一分五厘の割合にて割引し、最終の拂込の前拂を爲すことを得るの規定なり。

帝國政府は金融市場への壓迫を避くる爲め、右預金を引出すに就ては期日竝に金額に於て左の如き制限を受けたり。

一九一〇年五月三十一日以後		六七、五〇〇、〇〇〇法
同	年七月九日以後	六七、五〇〇、〇〇〇
同	年八月九日以後	六七、五〇〇、〇〇〇
同	年九月九日以後	六七、五〇〇、〇〇〇
同	年十月十日以後	六七、五〇〇、〇〇〇
同	年十一月十八日以後	七四、二五〇、〇〇〇
計		四一一、七五〇、〇〇〇

本公債は本公債に依りて償還せらるべき五分利付內國債の所屬せし所に從つて、左の諸會計に分配せられたり。

一般會計	一二八、八一六、四三三・〇〇〇圓
帝國鐵道會計	二八、一八七、三三八・五〇〇
臺灣總督府特別會計	一七、一四六、二二八・五〇〇
計	一七四、一五〇、〇〇〇・〇〇〇

次いで政府は起債の目的に從ひ同年五月六日、大藏省告示第七十一號を以て、整理公債全部、軍事公債（裏書附のものを除く）全部、臺灣事業公債（臺灣事業公債法第三條第一項に依る分）全部及据置期限の經過せる五分利公債（裏書附のものを除く、即ち以號、ほ號、ふ號、ほ號、を號、せ號、ち號、て號、ぬ號、ほ號）の償還を企て、五月三十日乃至七月三十日に於て之を償還せり。其の償還高の概數左の如し。

整理公債	約八千六百萬圓
軍事公債（裏書附のものを除く）	約五千四百萬圓
臺灣事業公債	約九萬圓
五分利公債（裏書附のものを除く）	約五千萬圓
合計	約壹億九千九萬圓

第四款　起債費

本公債の募集取扱費及電報料等は固り之を分析辨知すべからざれども、證券製造費・運送費・印紙稅等に就きて之を示せば左の如し。

費目	外國貨	邦貨換算額
證券製造費	一三、五三七・一〇・一磅志片	一三二、一六六・六六〇圓
竝包裝費	六・一七・一〇	六七・二七〇
保險料	一〇〇・九・三	九八〇・七九〇
運送料	九、〇〇〇、〇〇〇・〇〇法	三、四八三、〇〇〇・〇〇〇
印紙稅	一三、六四四・一七・二磅志片	三、六一六、二一四・七二〇
計	九、〇〇〇、〇〇〇・〇〇法	

（備　考）一、換算率は一磅に付九圓七十六錢三厘、一法に付三十八錢七厘とす。
二、尙ほ參考のため證書製造費の內譯を示せば左の如し。

一、原版製造費		
一、證券印刷費（一枚に付四片半の割合にて六十七萬二千七百五十枚分）	三七五・〇〇	壹片
一、組番號印刷費（千枚に付七志二片の割同上）	二四一・一四	志片
一、第一號利札（四十三年十一月十五日支拂の分）切取竝打拔代	一五九・〇〇	
一、見本證券及損傷證券に對する新證券印刷代	〇・〇〇	
一、紙箱及荷造手間賃（印刷會社より正金銀行迄）	六四・〇〇	
一、外箱及包裝費（倫敦正金銀行より口商會へ送付のため）	八四・七六	
合　計	一三、五三七・一〇一	

第五款　事務取扱

本公債に關する事務は、明治四十三年七月二十六日大藏省達往第八六四一號）を以て左記の如く日本銀行に命任したるが、一二特別事項以外は凡て明治三十三年七月三日附、竝に同三十九年六月二日附命任書に準ずることとなれり。

四分利付佛貨公債事務取扱命任書

第一條　明治四十三年五月佛國巴里ニ於テ募集シタル四分利付佛貨公債ハ之ニ關スル法令、目論見書及契約等ノ條項ヲ遵守シ之カ取扱ヲ爲スヘシ

第二條　本公債ニ關スル事務ハ外國ニ在リテハ其行巴里複代理店、倫敦代理店及「ブリユクセル」複代理店ニ於テ之ヲ取扱フヘシ

第三條　本公債元利仕拂基金交付ノ場合ニ於ケル貨幣換算相場ハ佛貨一法ニ對シ金三十八錢七厘トス但內地拂ノモノニ付テハ佛貨二百五十八法ニ對シ金百圓トス

在倫敦國庫保有金ヲ以テ倫敦又ハ「ブリユクセル」ニ於ケル元利仕拂基金ニ振替交付スル場合ノ貨幣換算相場ハ倫敦又ハ「ブリユクセル」ニ於ケル各巴里宛爲替相場ニ依ル

第四條　本命任書ニ規定シタルモノノ外本公債ニ關スル事務ハ明治三十三年七月三日附命任書第一章、第二章及明治三十九年六月二日附國債事務命任書ニ準シ之ヲ取扱フヘン

第六款　償還及支拂

（一）元　金

本公債の元金は明治百三年（昭和四十五年）五月十五日に於て、額面金額を以て之を償還すべく、但し十箇年の据置期限を經過したる明治五十三年（大正九年）五月十五日以後に於ては、六箇月前の豫告を以て何時にても其の全部又は一部を償還することを得るものとす。而して償還期日は利拂期日たるを要し、又一部償還は抽籤の方法に依り、且つ契約書所定の組（シリーズ）を以てするの制限あり。

然るに政府は大正末年迄右の償還權を行使するに至らず、唯據置年限に關係なき國債證券買入銷却法に依り、明治四十四年以來大正末年に至る迄數十回に亙り合計九百八十萬八千五百法、此の邦貨換算額三百七十九萬五千八百八十九圓五十錢を買入銷却したり。卽ち昭和元年度末に於ける未償還現在額は四億四千十九萬一千五百法、此の邦貨換算額一億七千三十五萬四千百十圓五十錢なりとす。

（二）利　子

本公債の利率は年四分にして、毎年五月十五日及十一月十五日に於て前六箇月分を支拂ふものなり。支拂場所は、巴里に於てはロッチルド・フレール商會、倫敦に於ては横濱正金銀行支店、ブリュクセルに於てはロッチルド家の指定する銀行、內地に於ては日本銀行とす。日本に於ては二百五十八法に付百圓の確定換算率に依り、倫敦及白耳義に於ては支拂期日に於ける巴里宛爲替相場に依るものとす。

今明治四十三年度以降昭和元年度に至る各年度別利子支拂額を表示すれば左の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治四三	三、四八三、〇〇〇・〇〇円	大正五	六、〇七〇、九三二・〇八〇円
四四	六、八九一、八〇八・二三〇	六	六、〇一七、五九四・六三〇
大正元	六、九五七、二八八・六三〇	七	六、一八三、二一八・八四〇
二	六、九六二、四一六・三八〇	八	一〇、六四二、六二六・八七〇
三	三、三五四、一四〇・六一〇	九	七、一一二、二八七・九三〇
四	九、〇二四、一〇八・〇五〇	一〇	？
		大正一一	六、八六一、〇四九・六四〇
		一二	六、八〇六、四二八・一九〇
		一三	七、〇〇三、九一四・四〇〇
		一四	六、七一五、二〇二・九五〇
		昭和元	？

（備　考）大正十、十一兩年度は調査資料燒失の爲め明かならず。

第九節　第三回四分利付英貨公債

第一款　起　債

第三回四分利付英貨公債の起因は、全然第一、第二回四分利付英貨公債に同じければ爰に再敍するを要せず。唯本公債は据置期限を經過せる五分利付內國債中、往年裏書を爲して倫敦市場に賣出したる軍事公債及帝國五分利公債合計九千三百萬圓を償還するため、特に同地に於て發行せられたるものとす。

初め本公債は佛國巴里市場と共同に發行せられんとせしも、佛國市場の强硬なる反對に遭ひ、各〻獨立に發行するの已むなきに至りたるは前節に述べたる所の如し。之より先水町財政委員の巴里に赴かんとするや、倫敦資本家は條件を提出して、發行價格は發行當時に於ける現在四分利公債の價格より一パーセント安とし、其の最下限を利落九十四とせんことを乞へり。財政委員は之を諒して巴里に渡りしが、同地に於て折衝最中倫敦側は頻りに好機來を稱して發行を促し來れり。然るに四月末に至り從來の發行銀行團たるパース・香港上海・横濱正金の三行と、新に參加したる倫敦ロスチャイルド家との間に意見の相違を來して相讓らず、五月三日目論見書發表の當初の豫定は失敗に歸し、折衝は一旦中止の形式を採らざるを得ざりしが、次いでロ家を除外したる三銀行のみにて改めて談を進むることとし、三日午後に至り發行銀行團と財政委員との間に議纏まり、其の條件も政府當局の承認する所となり、他方ロ家との間も圓滿に解決したるを以て、五月五日に契約書の調印を了せり。今發行條件の主なるものを擧ぐれば左の如し。

一、發行總額　一千一百萬磅（一億七百三十九萬三千圓）
一、發行價格　百に付九十五
一、政府手取額　同上に付九十一

一、利　率　年四分、但し初期利子（六月一日渡）は一パーセント、十二月一日渡全額

一、据置期限　十箇年

一、償還期限　六十箇年

一、利拂期日　六月一日、十二月一日

之を佛貨公債と比較するに、兩者の條件は略ゝ逕庭なきが如きも、發行價格と初期利子竝びに公債金の納付方法に就ては可なり重大なる相違あり。卽ち發行價格に於て英貨は九十五、佛貨は九十五半、初期利子に就ては佛貨が十一月十五日に第一回のフル・クーポンを與へたるに對し、英貨は六月一日に額面百磅に付一磅、十二月一日に全半箇年分を與ふることとせり。又公債金の政府納入に就ては佛貨が五月十六日に於てロ家より全手取高を支拂はれ、且つ同日より逐次引出期日迄年一分の利子を附せらるるに拘らず、英貨は五月より八月に至る數回に分納せられ、之に就て勿論利子を與へらるることなし。斯くの如く發行條件は佛貨公債の方稍ゝ優れるが如きも、單に發行價格印紙稅手數料の三點より觀察せば、結局政府純手取金は英貨百に付九十、佛貨八十九半、之を利廻より見れば英貨の四分四厘九毛に對し、佛貨は四分五厘二毛に相當するを以て、此の觀點よりする時は英貨公債を勝れりとなすべく、畢竟するに兩公債の條件には必ずしも大なる逕庭なきなり。

五月五日倫敦に於て契約書の調印あるや、政府は直ちに之を容れ、大藏大臣は翌六日省令第二十四號を以て、左の如く發行規程を公布せり。

大藏省令第二十四號（明治四十三年五月六日）

第一條　政府ハ國債整理基金特別會計法第五條ニ依リ倫敦株式取引所ニ登錄セラレタル五分利付內國債ヲ整理償還スル爲英國ニ於テ英貨公債千百萬磅ヲ發行ス

第二條　本公債ノ元金ハ明治百三年六月一日ニ於テ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス但シ明治五十三年六月一日以後ハ政府ノ都合ニ由リ何時ニテモ六箇月前ニ新聞紙ヲ以テ廣告シ其ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

一部償還ノ場合ハ橫濱正金銀行倫敦支店ニ於テ慣例ニ從ヒ抽籤ヲ執行シ當籤シタル國債證券ノ番號ハ元金仕拂ノ期日ヨリ一箇月前ニ新聞紙ヲ以テ廣告スヘシ

第三條　本公債ノ利子ハ一箇年百分ノ四トシ毎年六月一日、十二月一日ニ於テ各前六箇月分ヲ仕拂フ

第四條　本公債ノ證券ハ無記名利札附トシ英貨ヲ以テ其ノ金額ヲ記載シ二十磅、五十磅、百磅、及二百磅ノ四種トス

第五條　本公債ノ發行價格ハ額面百磅ニ付九十五磅トス

第六條　本公債ノ元金ハ明治四十三年五月ヨリ八月迄ニ拂込ムヘシ

前項公債募集ニ對シテハ明治四十三年六月一日ニ於テ額面百磅ニ付一磅ノ利子ヲ仕拂ヒ同年十二月一日ニ於テ全半箇年分ノ利子ヲ仕拂フ

第七條　明治二十八年、同二十九年發行軍事公債、明治三十四年同三十五年發行帝國五分利公債ニシテ倫敦株式取引所ニ登錄セラレタル證券ハ額面計算ヲ以テ前條ノ拂込金ニ充用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ證券額面千圓ニ付十志ノ割合ヲ以テ拂込金ノ割引ヲ爲スモノトス」

前項ノ場合ニ於ケル換算率ハ英貨一磅ニ付金九圓七十六錢三厘トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二款　募　集

本公債は前述の如く明治四十三年五月五日契約書を締結し、翌六日目論見書を發表するの豫定なりしが、此の時に當り不幸にして英國皇帝陛下崩御の事ありしかば、シンヂケートは一時目論見書の發表を見合はせ、五月十二日に至り漸く之を發表せり。其の原文及全譯文左の如し。

PROSPECTUS OF THE IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT 4 % STERLING LOAN. (THIRD SERIES.)

The List of applications will be closed on or before 18th May, 1910.

IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT 4 % STERLING LOAN OF 1910 FOR £ 11,000,000.

Created under the authority of Law No. 6 of 1906 and of Ordinance No. 24 of the Finance Department of the Imperial Japanese Government, promulgated 6th May, 1910.

Proceeds of this Loan will be aplied exclusively to the conversion and to the redemption of the *yen* 43,000,000 Imperial Japanese Government 5 % War Loan Bonds of 1895–6, and the *yen* 50,000,000 Imperial Japanese Government 5 % Bonds of 1901–2, which are endorsed payable in London at the fixed rate of exchange of 2/0½ per *yen* and officially quoted on the London Stock Exchange.

SUBSCRIPTION PRICE 95 PER CENT.

Repayable at par on 1st June, 1970, but the Imperial Japanese Government reserves the right to redeem at par all or part of the Loan on or at any time after 1st June, 1920, on giving six months' previous notice by advertisement.

The Loan will be in Bonds to bearer of £ 20, £ 50, £ 100, and £ 200, with half-yearly Coupons attached, payable 1st June and 1st December.

A Coupon for £ 1 per £ 100 Bond payable on 1st June next, and also a full half-year's Coupon for £ 2 per £ 100 Bond payable on 1st December next, will be attached to the Scrip Certificates.

The Bonds and Coupons will be payable, in London at the Office of The Yokohama Specie Bank, Limited, 120, Bishopsgate Street Within, E. C., in Sterling; and, at the current rate of exchange on London, in Japan at the Office of the Bank of Japan, Tokyo, and in France and Switzerland at Agencies to be appointed by the Yokohama Specie Bank, Limited.

Parr's Bank, Limited, the Hongkong & Shanghai Banking Corporation, and the Yokohama Specie Bank, Limited, are authorised by the Imperial Japanese Government to receive subscriptions for the above Loan, payable as follows :—

£ 5 : 0 : 0 per cent. on Application.
25 : 0 : 0 per cent. on Allotment.
25 : 0 : 0 per cent. on 3rd June, 1910.
20 : 0 : 0 per cent. on 4th July, 1910.
20 : 0 : 0 per cent. on 3rd August, 1910.

£ 95 : 0 : 0

Subscriptions may be made in Cash or in the endorsed Bonds of the 5 % Loans of 1895–6 and 1901–2 referred to above.

Subscriptions in Bonds will receive allotments in full.

Payment in full on allotment by cash Subscribers may be made under discount of 2½ % per annum.

Subscriptions will also be received on behalf of the London Issuing Banks by their appointed Agents in Switzerland, Belgium and Holland.

Holders of the endorsed Bonds of 1895–6 Loan, who convert, must lodge their Bonds with all Coupons attached, except the Coupon due 1st June 1910, and will receive in exchange for each Bond of *yen* 1,000:—£ 100 fully-paid 4 %. Scrip with Coupons attached as aforementioned, and a Cash payment of £ 7 11s. 8d. being 10s. Bonus, and £ 7 1s. 8d. the difference between the issue price of the present Loan and £ 102 1s. 8d., the par value of *yen* 1,000 at the exchange of 2/0½ per *yen*. The Coupon on the 5 % Bonds due 1st June 1910 must be retained and will be paid as usual on that date.

Holders of the endorsed Bonds of 1901–2 Loan, who convert, must lodge their Bonds with all unmatured Coupons attached, and will receive in exchange for each Bond of *yen* 1,000:—£ 100 fully-paid 4 % Scrip with Coupons attached as aforementioned. They will also receive a Cash payment of £ 8 15s. 8d. representing (*a*) 10s. Bonus (*b*) £ 7 1s. 8d. the difference between the issue price of the present Loan and £ 102 1s. 8d. the par value of *yen* 1,000 at the exchange of 2/0½ per *yen* (*c*) £ 1 4s. 0d. interest at 5 % to 1st June 1910 (after deduction of income tax) on the Bond surrendered.

Holders of Bonds of *yen* 500 and *yen* 5,000 each will on conversion receive the proportionate amounts of Bonds and Cash.

In lieu of Cash differences, Subscribers in convertible Bonds can elect to have 4 per cent. Bonds at the issue price, the fractional surplus only being settled in Cash, but this option must be exercised when subscribing.

As notified by the Minister of Finance of the Imperial Japanese Government, all the above-mentioned Bonds of the 1895–6 and 1901–2 Loans not presented for conversion will be repaid at their par value on the 1st of July 1910, at The Yokohama Specie Bank, Limited, London, or at the Bank of Japan, Tokyo.

This Loan is repayable at par on 1st June, 1970, but the Imperial Japanese Government reserves the right to redeem, at par, all or any part of the Loan, on or at any time after 1st June, 1920, on giving six months' previous notice by advertisement. Partial redemption to be effected by drawings in the usual manner at the office of The Yokohama Specie Bank, Limited, London.

Scrip Certificates to Bearer, with Coupon attached for £ 1 per £ 100 Bond, payable on 1st June 1910, and also a full half-year's Coupon for £ 2 per £ 100 Bond payable on 1st December 1910, will be delivered as soon as possible in exchange for the Allotment Letters and Banker's Receipts, and Bonds will, in due course, be delivered in exchange for the Scrip Certificates.

Application must be made on one of the forms provided herewith, accompanied by the deposit of £ 5 per cent. in cash, or at least an equivalent amount of convertible Bonds, and it is expressly stipulated that any Applicant having elected to pay either in cash or in Bonds cannot alter his engagement as to the mode of payment.

Subscribers in convertible Bonds are invited to deposit the whole of their Bonds when making application, in which case they should be listed on the back of the Application Form. Separate forms for listing the Bonds may also be obtained from the above-mentioned Banks.

In the case of subscriptions in cash if no allotment be made the deposit will be returned in full, and if only a portion of the amount applied for be allotted the balance of the deposit will be appropriated towards payment of the amount due on allotment.

Failure to pay any of the instalments when due by cash subscribers will render all previous payments liable to forfeiture, and failure by subscribers in endorsed Bonds to deliver the Bonds when the Scrip is ready to be given in exchange will also render the deposit on application liable to forfeiture.

Certified translations of the Law and Ordinance creating and authorizing the issue of this Loan may be seen at the Offices of any of the issuing Banks and at the Offices of Messrs. Alfred Bright & Sons, Solicitors, 15, George Street, Mansion House, London E. C.

Prospectuses and forms of application may be obtained from the following:—Parr's Bank Limited, 4, Bartholomew Lane, London, E. C., and Branches; The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, 31, Lombard Street, London, E. C.; The Yokohama Specie Bank, Limited, 120. Bishopsgate Street Within, London, E. C.; and Messrs. Panmure Gordon & Co., Hatton Court, Threadneedle Street, London, E. C.
6th May, 1910.

Copy of Letter.

From The Vice-Minister of Finance and Financial Commissioner of the Imperial Japanese Government.

London, 6th May, 1910.

Gentlemen,

I have pleasure in informing you that under the Special Authority given to me by the Imperial Japanese Government I approve of the above Prospectus.

I am, Gentlemen,
Your obedient Servant,
(Signed) K. Mizumachi,
Vice-Minister of Finance and Financial
Commissioner of the Imperial
Japanese Govermment.

To Parr's Bank Limited,
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, and
The Yokohama Specie Bank, Limited,
London.

第三回四分利付英貨公債募集目論見書譯文

應募申込簿ハ千九百十年五月十八日以前ニ之ヲ締切ルヘシ

壹千壹百萬磅ノ千九百十年日本帝國政府四分利付英貨公債

本公債ハ千九百六年法律第六號及千九百十年五月六日公布大藏省令第二十四號ニ準據シテ起サルルモノトス

本公債募集金ハ全部千八百九十五—六年ニ發行シタル日本帝國政府五分利付軍事公債四千參百萬圓及千九百一—二年ニ發行シタル日本帝國政府五分利付公債五千萬圓ノ借換及償還ニ充當ス兩公債ハ倫敦ニ於テ壹圓ニ付貳志〇片1/2ノ確定換算率ヲ以テ元利金支拂ノ裏書ヲ爲シ且倫敦株式取引所ノ公定相場ニ登載セラレタルモノトス

應募價格ハ九十五「パーセント」

本公債ハ千九百七十年六月一日額面金額ヲ以テ償還ス但シ日本帝國政府ハ廣告ニ依ル六箇月前ノ豫告ヲ以テ千九百二十年六月一日以後何時ニテモ額面金額ヲ以テ本公債ノ全部又ハ一部ヲ償還スルノ權利ヲ留保ス

本公債證券ハ無記名式ニシテ額面貳拾磅、五拾磅、百磅及貳百磅ノ四種トシ六月一日及十二月一日ニ支拂ハルヘキ毎半箇年分利札ヲ附ス

假證券ニハ六月一日ニ支拂ハルヘキ百磅ニ付壹磅ノ利札及十二月一日ニ支拂ハルヘキ百磅ニ付貳磅ノ全半箇年分利札ヲ附ス

證券及利札ハ倫敦ニ於テハ「ビショツプスゲート・ストリート・ウキジン」百二十番横濱正金銀行支店ニ於テ英貨ヲ以テ支拂ヒ日本ニ於テハ日本銀行本店、佛蘭西及瑞西ニ於テハ横濱正金銀行代理店ニ於テ各時ノ倫敦宛爲替相場ニ依リテ之ヲ支拂フ

「パース」銀行、香上銀行及横濱正金銀行ハ日本帝國政府ヨリ本公債ノ應募受理ヲ承認セラレタリ其ノ拂込左ノ如シ

應募申込ノ際	百磅ニ付	五磅
公債割當ノ際	同	貳拾五磅
千九百十年六月三日	同	貳拾五磅
千九百十年七月四日	同	貳拾磅
千九百十年八月三日	同	貳拾磅
合計	同	九拾五磅

應募者ハ現金又ハ前記千八百九十五——六年及千九百一——二年發行ノ五分利付裏書公債ヲ以テ申込ヲ爲スコトヲ得

乘換應募者ハ全部ノ割當ヲ受クルモノトス

公債割當ノ際現金ヲ以テ拂込ヲ完了スル者ニ對シテハ年二分五厘ノ割引ヲ爲ス

瑞西、白耳義及和蘭ニ於テハ倫敦發行銀行ノ代理店ヲシテ申込ヲ受理セシム

千八百九十五——六年發行ノ裏書公債所有者ニシテ乘換ヲ希望スル者ハ千九百十年六月一日ニ支拂ハルヘキ利札ヲ除ク外總テノ利札ノ附屬セル公債證券ヲ提供スルコトヲ要ス右乘換申込者ハ各千圓券ニ對シ前記ノ利札ヲ添付セル百磅ノ拂込濟假證券及七磅拾壹志八片ノ現金ヲ交付セラルヘシ內拾志ハ割增ニシテ七磅壹志八片ハ本公債ノ發行價格ト五分利付公債ノ額面百貳磅壹志八片（額面千圓ヲ壹圓ニ付貳志〇片½ノ率ニテ換算シタル額）トノ差額トス千九百十年六月一日ニ支拂ハルヘキ五分利付公債ノ利札ハ同日之ニ對シ支拂ヲ爲スヘキヲ以テ所有者ニ於テ之ヲ保有スヘシ

千九百一——二年ニ發行シタル裏書公債ノ所有者ニシテ乘換ヲ希望スル者ハ支拂期未到達ノ利札全部ノ附屬セル證券ヲ提供スルコトヲ要ス右乘換申込者ハ各千圓券ニ對シ前記ノ利札添付セル百磅ノ拂込濟四分利付假證券及八磅拾五志八片ノ現金ヲ交付セラルヘシ內(イ)拾志ハ割增(ロ)七磅壹志八片ハ本公債ノ發行價格ト五分利付公債ノ額面百貳磅壹志八片（額面千圓ヲ壹圓ニ付貳志〇片½ノ率ニテ換算シタル額）トノ差額(ハ)壹磅四志〇片ハ乘換公債ニ對スル千九百十年六月一日迄ノ五分ノ利子ヨリ所得稅ヲ控除シタル額トス

五百圓券、五千圓券ヲ以テ乘換ヲ爲ス者ニ對シテモ前記ノ割合ヲ以テ證券及現金ヲ交付ス

乘換應募者ハ前記差金ノ支拂ヲ受クル代リニ發行價格ヲ以テ四分利付公債ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニハ端數ノミ現金ヲ以テ之ヲ支拂フ但シ此特權ハ申込ノ際之ヲ行フコトヲ要

ス

前記千八百九十五――六年及千九百一――二年ニ發行シタル公債ニシテ乘換ニ提出セラレサルモノハ日本帝國政府大藏大臣ノ告示ニヨリ千九百十年七月一日倫敦ニ於テハ橫濱正金銀行、東京ニ於テハ日本銀行ニ於テ夫々額面金額ヲ以テ償還ヲ行フヘシ

本公債ハ千九百七十年六月一日額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス但シ日本帝國政府ハ廣告ニ依ル六箇月前ノ豫告ヲ以テ千九百二十年六月一日以後何時ニテモ本公債ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ行フノ權利ヲ留保ス

一部償還ハ橫濱正金銀行倫敦支店ニ於テ普通ノ方法ニ依ル抽籤ヲ以テ之ヲ行フ

假證券ハ無記名式ニシテ千九百十年六月一日ニ支拂ハルヘキ百磅券ニ對シ一磅ノ利札及千九百十年十二月一日ニ支拂ハルヘキ百磅券ニ對シ二磅ノ全半箇年分利札ヲ附シ割當通知書及銀行領收證ト引換ニ出來得ル限リ速ニ之ヲ交付ス本證券ハ遲滯ナク假證券ト引換ニ之ヲ交付ス」

申込ハ目論見書ニ附シタル書式ニ從ヒ且百磅ニ付五磅ノ保證金又ハ少クトモ同額ノ代用證券ヲ提供スルヲ要ス申込者ハ現金拂込又ハ證券拂込ノ何レヲ以テ申込ヲ爲スカヲ選擇シ申込後再ヒ拂込ノ方法ヲ變更スルヲ許サス

乘換應募者ハ申込ノ際可成證券全部ヲ提供セラルヘク且申込書ノ裏面ニ之ヲ列記スヘシ記入ヲ爲サムト欲スル者ハ發行銀行ニ就キ記入用紙ヲ請求スヘシ

現金申込ノ場合ニ於テ割當ナキトキハ保證金ハ全部之ヲ返還スヘク若シ一部ノミ割當アリタルトキハ保證金ノ殘額ハ割當額ニ達スル迄之ヲ拂込ニ充當ス

現金應募者拂込ヲ怠リタルトキハ既納ノ拂込金額ハ之ヲ沒收ス裏書公債ヲ以テ應募セル者假證券交付ノ際公債證券ヲ提供スル能ハサルトキハ申込ノ際提供シタル保證金ハ之ヲ沒收ス

本公債發行ニ關スル法律及省令ノ證明譯文ハ各發行銀行營集所及倫敦「マンシオンハウス・ジョージ」街十五番狀師「アルフレッド・プライト」商會事務所ニ就テ閱覽スルコトヲ得

目論見書及申込書式ハ倫敦「バーソロミユー・レーン」四番「バース」銀行、同「ロンバード」街三十一番香港上海銀行、同「ビショップスゲート・ウキジン」百二十番橫濱正金銀行及同「スレッドニードル」街「ハツトン・コート」「バンミユーア・ゴルドン」商會ヨリ受取ラルベシ

千九百十年五月六日

日本帝國政府特派財政委員大藏次官ノ書狀寫

小官ハ日本帝國政府ヨリ賦與セラレタル特別權限ニ基キ上述目論見書を承認致候

千九百十年五月六日倫敦ニ於テ

日本帝國政府特派財政委員大藏次官

水　町　袈　裟　六（署名）

倫敦

バース銀行

香上銀行　御中

橫濱正金銀行

本公債は最大限度の發行條件なりと稱せられしに拘らず、契約締結當初は內景氣意外に良好なりしを以て、此の分にては巴里に劣らざる成績を擧ぐべしと豫想せられしが、英國皇帝の崩御に因りて市場痛く沈衰したる結果、本公債にも影響する所尠からず、五月十八日の締切日に至るも應募額は募集額に達せず、爲に約四分の一は發行銀行の負擔に歸したり。卽ち應募總額は凡八百萬磅にして內五分利公債證券代用申込は軍事公債二千一百七十九萬一千圓、帝國五分利公債二千六百十九萬一千圓、計四千七百九十八萬二千圓の額面なりき。

我が外國債が從來海外市場に於て募集額を滿たす能はざりし例は唯一回卽ち明治三十二年六月第一回四分利付英貨公債ありしのみにて、爾來每回異常の盛況を以て迎へらるるを常とせしが、揣らずも今回又此の如き不成功を經驗せり。されば本公債市價は締切早々四分の一乃至半磅の下落を示せしが、同月二十六日に至り發行價格に復するを得たり。

第三款　收　支

本公債一千一百萬磅、此の邦貨換算額一億七百三十九萬三千圓は前記の如く公衆の應募額は所要額に滿たざりしも、引受三銀行の負擔に依り滯りなく發行するを得たり。

應募者は發行銀行に對して百磅に付申込の際五磅、割當の際及六月三日各〻二十五磅、七月四日及八月三日各〻二十磅、合計九十五磅を拂込むものにして、此の拂込金額は各拂込期日後十四日目に發行銀行より發行手數料を控除して、日本帝國政府の勘定に於て英蘭銀行若くは帝國政府の隨時指定する銀行等に拂込むべきものとす。各回拂込額及び期日は次表の如し。

納付期日	收入期日	金額 英貨	金額 邦貨換算額
明治四十三年五月二十七日	明治四十三年五月三十一日	四、五三四、二九九・〇〇（磅）志	四四、二六八、三六一・一三七（円）
同　年六月二日	同　年六月九日	一、四二〇、五四〇・〇〇	一三、八六八、七三二・〇二〇
同　年六月十七日	同　年六月二十三日	一、五五〇、四五〇・〇〇	一五、一三七、〇四三・三五〇
同　年七月十八日	同　年七月二十五日	一、二四〇、三六〇・〇〇	一二、一〇九、六三四・六八〇
同　年八月十七日	同　年九月十五日	一、二三八、四七四・一四	一二、〇九一、二二八・四九六
計		九、九八四、一二三・一四	九七、四七四、九九九・六八三

（備　考）一、第一回（五月二十七日拂込は五分利付裏書公債證券を以て代用拂込みたるもの、第二回以下は現金拂込なり。
二、收入期日は取扱銀行より國庫に納入したる日付とす。

次に本公債金は佛貨公債と同一理由に依り左の如く一般會計・帝國鐵道會計・臺灣總督府特別會計に繰入れられしが、各所屬會計の公債負擔額は左の如し。

一般會計	七〇、七二二、三九〇・九六〇（四）	
帝國鐵道會計	三六、一九九、六四一・九二〇	
臺灣總督府特別會計	四七〇、九六七・一二〇	
合　計	一〇七、三九三、〇〇〇・〇〇〇	

本公債實收金九千七百四十七萬四千九百九十九圓六十八錢三厘は起債の目的に從ひ、明治二十八年・同二十九年發行裏書付軍事公債四千三百萬圓及び明治三十四年・同三十五年發行裏書付帝國五分利公債五千萬圓の全額を償還することに決し、大藏大臣は明治四十三年五月六日告示第七十二號を

以て之を公示し、次で同年七月一日全部の償還を實行せり。但し是より先軍事公債は第一回四分利內國債の拂込に代用せられたるもの二萬六千五百圓、第二回四分利內國債に代用せられたるもの一千五百圓、第三回四分利付英貨公債に代用せられたるもの二千一百七十九萬一千圓、及び四十二年度以前に於て買入銷却せられしもの八千五百圓、新規登錄等に因り非裏書付となりたるもの一萬六千五百圓ありたるを以て、七月一日に實際償還せられし額は二千一百十五萬六千圓なりき。又帝國五分利公債の方は第三回四分利付英貨公債の拂込に代用せられたるもの二千六百十九萬一千圓、曩に非裏書付となりたるもの二千圓ありしを以て、七月一日に於て實際償還せられたる額は二千三百八十萬七千圓なりき。尙ほ以上裏書付五分利公債を償還したる殘額は更に五分利付內國債の償還資金に充當せられたり。

第四款　起債費

本公債の起債費も四分利付佛貨公債と同樣不分明に屬するもの多く、其の判然せるは證券製造費及印紙稅額なりとす。證券は倫敦に於て製造せられたれば別に運送費、保險料等の支出なし。又印紙稅は新發行にかかる分は額面の一パーセント、五分利公債證券引替分は四分の一パーセントを納付すべきものとす。

費目	英貨	邦貨換算額
證書製造費	三、二四七・一一・六 磅	三一、七〇六・七四〇 圓
印紙稅	六一、三九〇・〇〇	七一八、二三九・五〇二
同（引替の分）	一二、一七七・一〇〇	七四九、九四六・二四二
計	七六、八一五・一・六	

（備　考）證書製造費中には明治四十三年十二月一日渡第一號利札切取及打貫費用、及印刷會社より橫濱正金銀行支店迄の運搬荷送費を包含す。

第五款　事務取扱

本公債に關する事務は明治四十三年八月一日大藏省達（往第八八〇九號）を以て日本銀行に左の如く命任せられたるが、其の要領は全く四分利付佛貨公債に同じく、何れも特別なる規定なし。

第三回四分利付英貨公債事務取扱命任書

第一條　明治四十三年五月英國倫敦ニ於テ募集シタル第三回四分利付英貨公債ハ之ニ關スル法令、目論見書及契約等ノ條項ヲ遵守シ之カ取扱ヲ爲スヘシ

第二條　本公債ニ關スル事務ハ外國ニ在リテハ其行倫敦代理店、巴里及瑞西複代理店ニ於テ之ヲ取扱フヘシ

第三條　本公債元利仕拂基金交付ノ場合ニ於ケル貨幣換算相場ハ英貨壹磅ニ對シ金九圓七十六錢三厘トス

在倫敦國庫保有金ヲ以テ巴里及瑞西ニ於ケル元利仕拂基金ニ振替交付スル場合ノ貨幣換算相場ハ各仕拂地ニ於ケル倫敦宛爲替相場ニ依ル

第四條　本命任書ニ規定シタルモノノ外本公債ニ關スル事務ハ明治三十三年七月三日附命任書第一章、第二章ニ準シ及明治三十九年六月二日附國債事務命任書ニ依リ之ヲ取扱フヘシ

第六款　償還及支拂

(一)　元　金

本公債の元金は明治百三年(昭和四十五年)六月一日に於て額面金額を以て償還すべく、但し据置期限十箇年を經過せる明治五十三年(大正九年)六月一日以後は六箇月前の新聞廣告を以て、其の全部又は一部を償還することを得るものとす。一部償還に方りては横濱正金銀行に於て慣例に從ひ抽籤を以て之を行ふものたる外、本公債には別に組(シリーズ)の制限あることなし。而して政府は据置期限經過後と雖も、大正末年迄未だ其の償還權を行使するに至らず、唯据置年限に關係なき國債證券買入銷却法に依り、大正三年以後十數回に亙り合計十九萬四千九百二十磅、此の換算額百九十萬三千三圓九十六錢を買入銷却したり。卽ち昭和元年度末未償還現在額は一千八十萬五千八十磅、此の邦貨換算額一億五百四十八萬九千九百九十六圓四錢なりとす。

(二)　利　子

本公債利子は年四分にして、毎年六月一日及十二月一日に於て各前半箇年分宛を支拂ふべきものとす。但し第一回利子は明治四十三年六月一日に於て額面額の一パーセントを支拂ひ、同年十二月一日より定額の利拂をなせり。支拂場所は倫敦に於ては横濱正金銀行倫敦支店、佛蘭西及瑞西に在りては正金銀行の指定する銀行、日本に在りては日本銀行とす。又英國以外の支拂地に於ては何れも支拂期日に於ける英國宛爲替相場に依り、其の國の貨幣を以てするものなり。今明治四十三年六月以來昭和元年度末に至る各年度別利子支拂額を表示すれば左の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
	円		円
明治四三	三、二二一、七九〇・〇〇〇	大正五	四、一九一、一六八・八八五
四四	四、二八六、二一八・六九一	六	四、二一二、〇三六・四三九
大正元	四、二九二、八八二・八六〇	七	四、一八五、二四九・九六〇
二	四、二九〇、七二九・一五〇	八	四、六〇二、九九六・八二〇
三	三、八四六、〇四四・〇二四	九	四、三六九、四一七・三二二
四	四、五六九、五九一・八二〇	一〇	?
		大正一一	
		一二	四、二六四、三九六・四四八
		一三	四、二〇五、九八四・三四五
		一四	四、四一九、六二一・五四一
		昭和元	四、二〇四、二一八・五七六

(備　考)　大正十、十一兩年度は調査資料燒失の爲め不明。

第十節　第一回英貨鐵道證券及英貨鐵道債券

第一款　起　債

英貨鐵道債券及同證券は共に帝國鐵道特別會計に屬する短期負債償還整理の目的を以て發行せられたるものとす。大正元年十二月末の現計に於て同會計に屬する短期負債は、大日本帝國政府鐵道證券五千五百萬圓(明治四十五年三月十五日發行三千萬圓、同年四月十五日發行二千五百萬圓、割引日歩は何れも一錢五厘)及鐵道事業費借入金三千七百五十萬圓(內一千萬圓は融通證券、二千七百五十萬圓は預金部よりの借入金)、合計九千二百五十萬圓を存したり。而して前者の償還期日は大正二年三月十四日及四月十四日にし

て、後者も亦大正元年度末（融通證券は三月十四日）なりしを以て、政府は夙に之が償還資金の調達に就き考慮したりしが、當時內地市場に於て之が資金の募集を爲すの適せざるを認め、寧ろ之を海外に求めんと欲し、大正二年一月十一日大藏大臣若槻禮次郎は倫敦駐劄財務官森賢吾（當時財務官心得にして、財務官に任命せられしは同年六月十二日なれども、便宜上以下財務官と稱す）に對して正式の命令を發し、英佛兩國に於て長期若くは短期公債を以て約一億圓を調達すべく命じたり。然るに是より先き同財務官は大臣の內意を承けて豫め巴里ロッチルド家の意を叩きたるに、ロ家は當時內外の情勢と日本公債市價下落の原因とを繰返し述べて、日本政府の急務は寧ろ專ら國力を養ひ國際信用を高むるに在りとなし、切に政府が募債計畫を中止せんことを希望したり。茲を以て右募債の命に接するや財務官はロ家の意既に斯くの如くなる以上は寧ろ先づ英國側を承諾せしめ、然る後巴里ロ家に蔭むに若かずと爲し一月十六日一應倫敦に歸著、從來關係を結びし英國の諸金融家と內談を開始せり。時恰も歐洲に於ては巴爾幹問題紛糾して市場一般不安の空氣に蔽はれ、一方本國に於ては前年末二箇師團問題の爲めに西園寺內閣總辭職したる前後より政局紛亂し、我國の政治經濟情勢に關する東京通信は英佛一般公衆の人心を彌〻不安に導き、殊に新聞雜誌の論評は著く不良の印象を與へ居るの際なりしを以て我國に同情を寄する金融家は齊しく公債發行の時期に非ざるを指摘し、極力其の延期を勸告したり。

財務官は第三次桂內閣の政綱發表を機とし、努めて評論界の筆鋒を改めしめたるも、尙ほ少數識者の理解を得たるに止まり、未だ以て公衆を相手とする長期公債發行の素地を作るに至らざりき。英國の情勢斯くの如きなりしを以て、再び活路を佛國に求むるの已むなきに至りしかば、財務官は一月二十九日再度巴里に渡り、翌日ロ家を訪れたり。卽ち新內閣の政綱を詳述して財政整理の方針を諒解せしめ、此の方針の結果として短期鐵道負債の整理を行ふべき所以を說きたりしに、ロ家は新內閣の方針を賞讚し大に其の意を得たるの態度を示したり。然れども當面の問題たる外債新募集の點に至りては、極めて婉曲なる辭令を構へて其の眞意を捕捉するに苦しましめしが、結局彼の意向は四月迄は動く能はず、而も四月に入りて引受くるとせば五箇年期限五分利國庫債券ならんと云ふに在りたり。茲に於て財務官は之れ以上ロ家を追究するも何等の效なく、唯日本の窮狀を露はすに過ぎざるを以て、ロ家との折衝は一應四月迄留保し、從て當面の資金調達も之を四月に延期するか、或は延期不可能ならば英國に於て短期債を發行するも亦已むを得ずと決心し、若し後者の場合に於てロ家の採るべき態度如何を質したるに、ロ家は二三月中に英國に於て一部分を先に調達する場合に於ては同家は之に參加する能はざるも、右債券が一年若くは二年の短期債なるに於ては、同家が四月に引受くべき國庫債券の發行に影響なしと信ずる旨の言質を與へたり。

仍て財務官は政府に對して全部の資金調達を四月迄保留し得べきや、若くは三月十四日滿期の鐵道證券償還の爲めには如何なる手段を講じても一部の資金を調達すべきやに付經伺したるに、二月四日の訓電は、三月十四日滿期の鐵道證券竝に融通證券四千萬圓、四月十四日滿期の鐵道證券二千五百萬圓償還の爲には是非とも資金調達の要あるを以て、一年若くは一年半の短期證券發行に依るも融通の途を講ずべき旨を命令せり。茲に於て財務官は愈〻短期債の發行を計畫したるが、三月中に於ける短期債の發行は巴里市場は之に適せず、倫敦市場に求むるの外なきを以て、二月六日一旦英國に歸り、直にバンミュア・ゴルドン商會のコッホと交涉を開始せしに、コッホは一個人の意見として之が發行を引受くるの意志を示したるが、發行總額に關しては、短期債券の性質上公衆を相手とするもの

にあらざれば自ら制限ありと稱して、始め二百萬磅を最高限となしたるも、折衝の結果之を三百萬磅に上すことに折合ひたり。二月八日財務官は此の旨本國政府に報告したるに、政府よりは同月十日に交渉を進むべき旨返電來りしが、同日の東京通信は、帝國議會の第三回停會及都下の騷擾、次で桂内閣の總辭職を報じたれば、交渉は玆に一頓挫せざるを得ざりき。

尋で二月二十日に至り第一次山本權兵衞内閣成立し、高橋是清大藏大臣となるに及び、新大臣は翌二十一日改めて募債の進行を命じ、玆に交渉再開の運びに入りたり。然るに同週に於ける金融市況頗る不良にして、此の形勢は翌週に至るも好轉すべき見込なく、殊に二月十日の政變以來日本に對する倫敦一般の人心は益〻不安の色を濃くし、高橋新大臣の倫敦に於ける信望も輙く此の不安を一掃する能はず、加ふるに金融市場は更に一段の逼迫を示せり。之と共に引受人の態度俄に豹變して、最早三百萬磅の發行は不可能とし、利率に就ても一層の高率を主張し、時期に關しては明言を避くるに至れり。財務官は之を頗る不快とし一方紐育に於て發行交渉をなし（二月二十四日在紐育日本銀行監督役柿内常次郎に書翰を發して、正金銀行支配人一宮鈴太郎と共同してクーン・ロエブ商會のヤコブ・シッフと折衝せしめ、二箇年期限五分利米貨證券五百萬弗乃至一千萬弗を、發行價格九十九を以て同商會に引受けしめんとす）、他方東洋拓殖株式會社社債促進を兼ねて二月二十六日佛國に渡り、以て引受人の態度を牽制せり。財務官の著佛するや否や果してゴルドン商會より電報臻りて、三月初旬に好機到來するやも量られずとて、其の歸英の都合を問合せたり。仍て財務官は急遽東拓社債の契約を了し二十八日倫敦に歸著し、翌三月一日コッホの訪問を受けたるが、彼は『金融市場の不良なるは依然たるも、東歐問題解決に關する吉報は必ずや來週の金融に一時の小康を與ふべく、此の機會を捉ふるにあらざれば、本件は何時解決せらるべきやを期すべからず』と稱し、卽ち發行條件を呈示して速かに之が決定を促したり。右の條件は財務官の豫定したる所に比すれば稍〻不利なるを免れざりしと雖も、鐵道證券償還期は旬餘に迫り、若し此の一週間を空費し、次の一週間中に再び市況惡轉するに於ては遂に解決の機を失ひ、政府の計畫に齟齬を來さしむるの虞ありしを以て、財務官は此の條件を以て政府の承認を求むるの已むなきを認め、卽日之を報告し三月三日迄に返電あらむことを希望せり。其の後三日間は果して市場小康を得たるを以て機會を窺へる諸種の公債の發行計畫動き始めんとし、セイント・ポール公債も亦調印せられんとするの形勢なりしかば、關係者一同返電を鶴首せしに、三日夜半に至り承認の電報到れり。之より先き橫濱正金銀行・バース銀行・香港上海銀行の三行は各二十萬磅を引受くるの豫約ありしが、愈〻發行契約の確定するや翌四日何れも之を確約し、英蘭銀行も亦コッホの勸誘に應じて同額を申込みたり。是よりコッホは諸有力家を歷訪して勸誘に努めたる結果、全部の賣却を豫約することを得たり。斯くて發行條件は左の如く確定するに至れり。

一、廣告若くは目論見書の配付を爲さず、Private Placementとし、バンミュア・ゴルドン商會を主たる周旋人となして諸金融家と買取の約束を爲さしめ、バース銀行・香港上海銀行・橫濱正金銀行をして右商會を後援せしむ。

二、總額中の一半百五十萬磅は一年償還のビルとし、左の條件にて賣出す。

(イ)　割　引　率　　額面百磅に付五磅十志

(ロ)　政府手取額　　同上に付九十三磅十五志

(ハ)　印　紙　稅　　同上に付一志政府負擔

三、殘額百五十萬磅は償還期限二箇年のノートとし、左の條件にて賣出す。

（イ）利　率　年五分

（ロ）發行價格　額面百磅に付九十九磅

（ハ）政府手取額　同上に付九十八磅五志

（ニ）印　紙　稅　同上に付五志政府負擔

四、右ビル及ノートの證券日附竝に受渡は三月十三日とするも、ノートの一部額面四十五萬磅は四月七日の受渡とす。從て三月十三日より四月七日に至る二十五日分に對する利子は、五分半の割合を以て證券讓受人より政府之を取立つ。

五、契約印紙稅及證券製造費政府負擔。

證券の形式

甲、鐵道證券

（イ）名　稱　Imperial Japanese Government Bill

（ロ）額　面　英貨何磅

（ハ）日　附　一九一三年三月十三日

（ニ）償還期日　一九一四年三月十三日

（ホ）支拂場所　横濱正金銀行倫敦支店

（ヘ）帝國政府は日附後十二箇月に此手形引換に何磅を支拂ふことを約すと記載したる指圖式とし

（ト）一九〇九年法律第六號（帝國鐵道會計法）第三條に依ること竝に帝國政府の特別委任あることを示し財務官自署す。

（チ）種　類　一千磅券　二百枚　二千五百磅券　百二十枚　五千磅券　二百枚

乙、鐵道債券

（イ）名　稱　Imperial Japanese Government 5 % Note

（ロ）額　面　甲に同じ。

（ハ）日　附　甲に同じ。

（ニ）償還期日　一九一五年三月十三日　利拂期日　九月十三日、三月十三日

（ホ）支拂場所　甲に同じ。

（ヘ）無記名利札附（半箇年分利札四枚）にして、政府は三箇月前の豫告を以て何時にても償還するの權利を留保す（償還期は必ずしも利拂期と同日なるを要せず）。

（ト）甲に同じ。

（チ）種　類　五百磅券　三百枚　一千磅券　千三百五十枚

斯くて三月十二日に至り大藏省令第五號及第六號を以て右證券竝に債券の發行規程を左の如く公布したり。

大藏省令第五號（大正二年三月十二日）

第一條　政府ハ帝國鐵道會計法第三條ニ依リ英國ニ於テ英貨鐵道證券百五十萬磅ヲ發行ス

第二條　本證券ハ割引ノ方法ニ依リ之ヲ發行シ割引歩合ハ一箇年百分ノ五半トス

第三條　本證券發行ノ日附ハ大正二年三月十三日トシ仕拂期日ハ大正三年三月十三日トス

第四條　本證券ハ橫濱正金銀行倫敦支店ニ於テ仕拂フモノトス

第五條　本證券ハ千磅、二千五百磅及五千磅ノ三種トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第六號（大正二年三月十二日）

第一條　政府ハ帝國鐵道會計法第三條ニ依リ英國ニ於テ英貨鐵道債券百五十萬磅ヲ發行ス

第二條　本債券發行ノ日附ハ大正二年三月十三日トシ發行價格ハ額面百磅ニ付九十九磅トス

第三條　本債券ノ利子ハ一箇年百分ノ五トシ每年三月十三日及九月十三日ニ於テ之ヲ仕拂フモノトス

第四條　本債券ノ元金ハ大正四年三月十三日ニ於テ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス但シ政府ハ三箇月前ノ豫告ヲ以テ何時ニテモ償還スルコトヲ得

第五條　本債券ノ元利仕拂場所ハ橫濱正金銀行倫敦支店トス

第六條　本債券ハ無記名利札附トシ五百磅及千磅ノ二種トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

尙ほ紐育に於ける短期證券發行交涉に關しては曩に一言したるが、其の後に至り倫敦の談判急速に進行し、他方クーン・ロエブよりも同市場現今の狀勢を以てしては到底成功覺束なしとて辭退し來れるを以て、財務官亦之を撤回したり。

第二款　收　支

本證券及債券の實收金は帝國鐵道特別會計に歸屬し、其の總額は二百八十八萬磅（邦貨換算額二千八百十一萬七千四百四十圓）にして、此の內證券百五十萬磅の實收額は百四十萬六千二百五十磅（邦價換算額千三百七十二萬九千二百十八圓七十五錢）、債券百五十萬磅の實收額は百四十七萬三千七百五十磅（邦貨換算額千四百三十八萬八千二百二十一圓二十五錢）なりき。右收入金に就ては、之より先財務官は政府の意を承けて、三月十四日期限到來の鐵道證券三千萬圓、融通證券千萬圓、合計四千萬圓の償還に資すべき旨發表したりしが、後に至り政府より右の收入金を以て三月十四日滿期の證券償還には千五百萬圓を充當し、殘額は預金部よりの借入金二千七百五十萬圓の中九百五十萬圓を償還することとし、從つて英貨債券中四月七日受入るべき四十五萬磅分の收入金は、四月十四日償還期限の鐵道證券の償還財源に繰入るることとなりたる旨通知ありしを以て、財務官は三月十日內國市場の都合上此の手段に出でざるを得ざるの事情を說明して關係者の諒解を得たり。

第三款　起　債　費

債券證券共に其の證書は倫敦ウオーターロー會社に製造を依賴せしに、三月十日之が調製を終りたれば、財務官は十一日英國租稅局に提出して印紙稅の押印を得、十三日午前中に全部（四月七日受渡分

を除き）受渡を了せり。證券製造費・印紙稅額左の如し。

費目	證券	計
證券製造費	二五・〇〇磅	
印紙稅	三、七五〇・〇〇	一一九・〇〇磅
契約書印稅	二・〇〇	四、五〇〇・〇〇
合計	三、七七七・〇〇	二・〇〇
		四、六二一・〇〇

第四款　償還及支拂

（一）英貨鐵道證券

英貨鐵道證券百五十萬磅（一千四百六十四萬四千五百圓）は、五分五厘の歩合を以て割引發行せられたるを以て、利子支拂のことなし。此の元金は證券面に記載する如く一年の期限なりしかば、翌大正三年三月英貨鐵道短期證券二百五十萬磅を發行し、之を償還したり。

（二）英貨鐵道債券

本債券百五十萬磅（一千四百六十四萬四千五百圓）の利率は年五分にして、三月十三日・九月十三日に於て各半箇年分を支拂ふべき契約なり。卽ち之に基き大正二年度に七十二萬八百七十五圓五十一錢二厘、大正三年度に七十四萬三千五百七十四圓四十八錢七厘を支拂ひたり。而して其の元金は大正四年二月英貨鐵道證券三百萬磅（二千九百二十八萬九千圓）を以て之を借換へたり。

第十一節　佛貨國庫債券

第一款　起　債

前節に於て述べたるが如く、大正二年一月三十日財務官は帝國政府鐵道證券及鐵道事業費借入金の償還資金の調達の爲め、巴里ロッチルド家を訪れて募債交渉を開始せしが、ロ家は辭を構へて四月迄の留保を乞ひ、四月に入らば五箇年期限五分利國庫債券を引受くることあるべきの言質を與へたりしを以て、財務官亦之を容れて談を暫く保留し、當面の資金需要に對しては前述の如く三月十三日英貨鐵道證券竝に債券を發行して之に充て、以て四月の至るを待ちたり。

斯くして三月末となりたるを以て、財務官は二十七日ロ家に書を送りて、東歐の風雲も稍〻小康を得たるを以て渡佛交涉再開の機到れりと信ずる旨を告げしに、四月二日に至りロ家の返書到著したり。曰く『日本政府の爲めに用を爲すは最も好む所にして、其機會を捉ふるを怠らずと雖も、現狀尙ほ不安定且微妙なり、然れども相互に談話を交はすは妨げなく、又必ずや興味あるべし、故に貴下若し旅行の勞を惜むなくんば喜びて會談せん。而して佛國政府は近々一億法の鐵道公債を發行せんとし、其他時機を待てる發行計畫頗る多きことを承知し置かれたし云々』と。辭令巧みにして眞意の捕足に苦しむ所なりしと雖も、一日には政府より對佛國交涉著手の督促あり、最早猶豫すべからざるを以て、財務官は斷然三日を以て巴里に渡り、翌日ロ家と會見したるに、ロ家は事情の募債に非なることを反覆し、大に躊躇の色を示したるが、結局發行の內容に觸るるを得、各種の發行形式に就き討議をなすの運

びに至れり。卽ち個人の意見としてロ家の提示したる條件左の如し。

一、發行總額　一億五千萬法以內
一、利　　率　年五分
一、償還期限　五箇年
一、發行價格　九十八
一、政府手取　九十四
一、印　紙　稅　政府負擔

ロ家は短期の國庫債券に非ざれば引受難く、否寧ろ仲間銀行の共同を得難しとて初めより長期公債に耳を傾けざりしが、財務官は短期公債に依るとするも、五箇年の國庫債券に對し長期公債と同額の手數料を要求することの不當なること、及發行價格の低きに過ぐることを極論し、ロ家は之に應へて、發行家の費用は其の長期たると短期たるとに負擔の輕重なきこと、特に發行困難なる時機に於ては少くとも從來と同額の手數料を以てするにあらざれば引受け難しと主張し、又發行價格にありては前回の日本公債（明治四十三年四分利付佛貨公債）の發行價格既に高きに過ぎ、今日其の所有者をして莫大の損失を蒙らしめ居るが故に、此の過誤を再びするを欲せず、且つ佛國に於ける日本五分利付公債の市價は平價を超ゆと雖も、英國に於ては辛うじて九十九を維持するの現狀なり、卽ち今回發行に當りては英國相場より少くも一點の餘裕を置くに非ざれば、到底成功を期すべからずと稱して之亦讓る所なかりき。茲に於て財務官は手數料問題は姑く措き、總額を一億七千五百萬法、償還年限を十箇年、發行價格は少くとも英國の現在相場卽ち九十九を以てせむことを要求せり。ロ家は之に對して頗る躊躇の色を示せしが、兎も角も仲間銀行に相談し、其の承諾を得る樣盡力すべしと答へ、午後の再會を約して一旦別れたり。午後五時ロ家は相談の結果を報告したりしが、要するに發行價格に就ては九十八を以て既に高きに過ぐとなして、九十九に對しては一切耳を傾けず、償還期限を十箇年とすることに就ては、中間償還の場合は相當の割增を附するの條件の下に大體異議なく、又發行總額を一億七千五百萬法に增加する件は未定に屬すれども、ロ家は其の實現に期待すべきを以て、他の條件の確定する迄暫らく保留したしと云ふにありたり。

翌五日に至り、本國政府より發行總額を二億法に上すべき命令來りしかば、財務官は之をロ家に通じたるに、彼は前記の額すら成否不明なるを以て、二億法に增額する事は一段困難ならんも尙ほ考慮し置くべく約したり。然るに八日に至り重ねて政府より、募債の半額は今秋に延期しても可なるを以て、先づ其の半額を發行することとして、其の條件の改善を圖るべく命じ來れるに因り、財務官は又之をロ家に交涉する所ありしが、彼は『(一)日本政府が同年內に屢〻起債をなすは國の信用上有害なり、從て第二回に成功を得るや否や保し難し(二)目下の情勢に於ては之以上條件改善の餘地なし(三)佛國銀行家は支那公債發行の準備の都合上ロ家が日本公債問題を速かに解決せむことを要求して止まず』と稱して斷然之を拒絕せり。仍て財務官は事情已むを得ざるものと認め、事情を具してロ家の提出する條件を以て進行すべきか、又は一應交涉を中絕すべきかに付き政府の裁斷を仰ぎしに、十日政府より右の條件にて進行すべきこと、但し總額は二億法、割增償還の約定を除き相當の据置年限を設けて之に代へ、又償還期限は可成十箇年以上となすことを希望すとの入電ありしかば、財務官は翌十一日ロ家を訪ひ政府の希望を縷述し、折衝に努めたり。然るにロ家は發行總額を二億法になすこと

は之を承諾したれども、据置期限を置き且つ償還期間十年以上に亙るは、最早國庫債券の本質を失ふものにして、公衆を誘引するの力なしと云ひ、日本政府の十年を以て滿足せむことを希望し、又割賦償還の件は政府の隨意償還權と相殺して之を撤去すべく申出でたり。

財務官は如上の條件を以てしては尙ほ盡く滿足するに至らざりしと雖も、當時宛もカリフォルニヤに於ける日本人排斥問題發生し、又東歐スクタリの問題漸く紛糾するの徵候見えたりしを以て、之以上談判を遷延するの不利を悟り、斷然此の程度を以て確定するに決し、直ちに諸般の細目協定に入り同月十四日を以て契約書の調印を了することを得たり。

四月十四日巴里に於て契約の調印せらるるや、大藏大臣は之が發行に關する規程を制定し、四月十七日省令第十號を以て之を公布せり。

大藏省令第十號（大正二年四月十七日）

第一條　政府ハ帝國鐵道會計法第三條ニ依リ帝國鐵道會計ノ負擔ニ屬スル短期證券及借入金償還ノ爲佛國ニ於テ國庫債券二億法ヲ發行ス

第二條　本國庫債券ノ利子ハ一箇年百分ノ五トシ毎年五月一日及十一月一日ニ於テ前六箇月分ヲ仕拂フ

第三條　本國庫債券ノ元金ハ大正十二年五月一日ニ於テ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス

第四條　本國庫債券ハ無記名利札附トシ五百法ノ一種トス

第五條　本國庫債券ノ發行價格ハ額面百法ニ付九十八法トス

第六條　本國庫債券ノ利子ハ大正二年五月一日ヨリ之ヲ起算ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二款　募　集

佛國に於ける外國債發行は、印紙稅に關する屆出の手續を爲したる日より十日の期間を要すれども、ロッチルド家は四月八日に於て豫め條件附を以て其の手續を了し置きたるを以て、十八日以後は何時にても賣出狀を公表するを得たるが爲め、十九日附を以て十八日夜より之を發送するに決したり。而して四月二十二日及二十三日は會ゝロ家の祭日に相當せしを以て、申込締切日は二十四日となせり。目論見書及其の全譯文左の如し。

AVIS D'ÉMISSION DE L'EMPRUNT EN BONS DU TRÉSOR
5% JAPONAIS EN FRANCS.

Paris, le 19 Avril 1913.

Gouvernement Impérial
du Japon.
Bons du Trésor 5%
de 1913.

M

Nous sommes chargés par le Gouvernement Impérial du Japon de l'emission d'un Emprunt en Bons du Trésor Japonais 5% à 10 ans, de Fr. 200 millions de capital nominal, exclusivement réservé au marché français.

Cet Emprunt est émis en vertu de l'article 3 de la Loi N° 6 promulguée le 22 mars 1909 (Japanese

Railway Special Account Law) et de l'Ordonnance N° 10 du Ministre des Finances, promulguée le 17 avril 1913.

Il est destiné au remboursement de divers emprunts temporaires contractés par le Gouvernement Impérial du Japon pour les besoins de ses chemins de fer.

L'Emprunt est émis en Bons 5 % de Fr. 500 de capital nominal ou £ 19. 15. 10, munis de coupons semestriels au 1er mai et au 1er novembre. Il est divisé en 20 séries de chacune Fr. 10.000.000 de capital nominal.

Les Bons sont remboursables au pair le 1er mai 1923.

Le Gouvernement Impérial du Japon s'interdit d'effectuer avant cette date aucun remboursement de ces Bons.

Les coupons échus et les Bons remboursables seront payables.

A Paris, à notre caisse pour le montant en francs indiqué sur chacun d'eux.

A Londres, pour le montant en livres sterling indiqué sur chacun d'eux ; à Bruxelles, au change du jour sur Paris : au Japon, à la Banque du Japon, en Yens Or, sur la base de 100 Yens Or pour 258 francs.

Les Bons et coupons du présent Emprunt sont à tout j'amais exempts de tout impôt Japonais présent et futur, sauf le cas oú ils appartiendraient à des Japonais ou à des étrangers résidant au Japon.

Il sera délivré des certificats provisoires, sans numéros de series, de 500 francs de capital, munis d'un coupon semestriel au 1er novembre 1913, qui seront émis par notre Maison, au nom et sous la responsabilité du Gouvernement Impérial du Japon, et échangés ultérieurement contre des titres définitifs sans conformité de numéros.

Les Bons sont exclusivement émis sous la forme de titres Entiérement Libérés et au prix de :

98 %, soit Fr. 490 par Bon de Fr. 500

Jouissance 1er Mai 1913

Payable comme suit { Fr. 100 le 24 Avril au plus tard.
Fr. 390 le 7 Mai prochain au plus tard.

Nous recevrons les demandes jusqu' au

Jeudi 24 Avril inclusivement

Les demandes deveront être accompagnées de Fr. 100 par Bon.

Les versements de libération qui n'auront pas été effectués à leur date d'exigibilité, c'est-à-dire le 7 mai 1913, seront passibles d'intéréts de retard au taux de 5½ % l'an.

Les titres provisoires sur lesquels le versement de libération n'aurait pas été effectué pourront être vendus à la Bourse sans aucune mise en demeure, après le 30 juin prochain, pour le compte et aux risques et frais du retardataire. .

Dès que nous le pourrons, nous vous fixerons sur le nombre de Bons de la présente émission que nous serons en mesure de réserver à votre demande.

Vous voudrez bien alors nous remettre pour le 7 mai le complément de la somme nécessaire à la libération.

Les demandes devront nous parvenir sur la formule d'engagement jointe à la présente.

La Cote officielle de la Bourse de Paris sera demandée.

Agréez, M , nos salutations distinguées.

De Rothschild Frères

(Déclaration faite au Timbre le 8 avril 1913.)

千九百十三年四月十九日巴里

日本帝國政府千九百十三年五分利付國庫債券

當商會ハ今般日本帝國政府ヨリ其ノ金額二億法ニシテ全部佛國市場ニテ引受クヘキ十箇年償還五分利付日本國庫債券ノ募集ヲ委囑セラレタリ

本公債ハ千九百九年三月二十二日公布法律第六號第三條（日本帝國鐵道特別會計法）及千九百十三年四月十七日公布大藏省令第十號ニ準據シテ發行ス

本公債ハ日本帝國政府ニヨリ帝國鐵道ノ爲ニ起サレタル各種短期債ノ償還ニ充テラルルモノトス

本公債ハ額面五百法即チ十九磅十五志十片ノ五分利付國庫債券トシテ發行シ五月一日及十一月一日拂ノ毎半箇年分利札ヲ附シ各千萬法ヨリ成ル二十組ニ分ツ

本國庫債券ハ千九百二十三年五月一日ニ於テ額面金額ヲ以テ償還セラルルモノトス

日本帝國政府ハ此ノ期日以前ニ在リテハ一切本國庫債券ノ償還ヲ行ハス

滿期利札及償還債券ハ左ノ如ク

巴里ニ在リテハ當商會ノ金庫ニ於テ各債券、利札ニ記載セル法貨ノ金額ニ對シ

倫敦ニ在リテハ各債券、利札ニ記載セル英貨ノ金額ニ對シ「ブラッセル」ニ在リテハ時ノ巴里宛爲替相場ニ依リ、日本ニ在リテハ日本銀行ニ於テ二百五十八法ニ付百圓ノ割合ノ圓金貨ニ依リ

支拂ハルヘシ

本公債ノ證券及利札ニハ日本ノ現在又ハ將來ニ於ケル一切ノ租稅ヲ永久ニ課セサルモノトス

但シ日本人又ハ日本ニ住スル外國人ニ屬スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

組番號ヲ付セサル五百法ノ假證券ヲ交付シ之ニ千九百十三年十一月一日拂ノ半箇年分利札一枚ヲ附シ日本帝國政府ノ名義ヲ以テ日本帝國政府ノ責任ノ下ニ當商會ヨリ之ヲ發行ス此ノ證券ハ後日本證券ト引換ヘラルルモノトス但シ番號ハ一致セサルヘシ

本國庫債券ハ全部一時拂込ノ方法ニ依リ之ヲ發行ス其ノ發行價格左ノ如シ

百分ノ九十八即チ五百法券一枚ニ對シ四百九十法

千九百十三年五月一日ヨリ利子ヲ付ス

拂込　遲クトモ　四月二十四日　百　法

　　遲クトモ　五月七日　三百九十法

當商會ハ四月二十四日木曜日（該日ヲ算入）マテ應募申込ヲ受理スヘシ

應募申込ハ五百法券一枚ニ付百法ノ保證金ヲ差出スヘキモノトス

所定ノ期日即チ千九百十三年五月七日ニ拂込ヲ爲ササルモノハ年五分五厘ノ延滯利子ヲ徵收セラルヘシ

「ロツチルド」商會ハ出來得ル丈ケ速ニ申込ニ對シ割當テ得ヘキ本國庫債券ノ數ヲ定ムヘシ

申込者ハ五月七日ニ所定ノ金額ヲ相違ナク當商會ニ拂込マレタシ

申込ハ別紙契約書式ニ依リ爲サルヘシ

本國庫債券ハ巴里株式取引所ノ公定相場ニ登載方ヲ請求セラルルモノトス

殿

當時佛國に於ては過去六箇月の間東歐問題の影響を受け、公衆の資金は死藏の傾向依然として止まず、一般銀行家亦不安の念に驅られて敢て發行を引受くるものなく、最近に終了したる佛國政府の一億法鐵道公債を除く外、過去六箇月間に一億法以上の發行を見たるは本國庫債券を以て最初としたり。されば本公債は一種の冒險的試みにして、若し其の發行條件が幸にして永く壓迫せられたる公衆の投資慾に憩ふるに足らば、本債は非常の成功を博すべく、然らざれば非常の失敗に終るべしと稱せられ、此の點に於てロ家も亦最も苦心したり。然るに發行の結果は果然佛國民の盛なる歡迎を受け、異常の成績を以て募集を了するを得たり。

（千九百十三年四月官廳屆出）

第三款　收　支

本國庫債券二億法、此の邦貨換算額七千七百四十萬圓は、巴里ロッチルド家に依り九十四パーセントの價格を以て引受發行せられ、四月二十五日を以て、同家は右代金を本債券發行の爲め設けられたる日本帝國政府の同家預金勘定に記入したり（契約書第六條）。右收入金の內、同日債務勘定に記入せられたる佛國印紙稅四百萬法を控除したる一億八千四百萬法に對しては、千九百十三年五月十日以降逐次引出の期日まで、一箇年一パーセントの利子を付せらるるものとす（同上第八條一項）。而して右預金は佛國金融市場に急激なる衝動を與ふるを避くる爲め、左の期日の外引出さざるの制限を受けたり（同第二項）。

千九百十三年五月二十日以後	三五、〇〇〇、〇〇〇	法
同　六月　六日以後	三五、〇〇〇、〇〇〇	
同　七月十九日以後	三五、〇〇〇、〇〇〇	
同　八月廿一日以後	三五、〇〇〇、〇〇〇	
同　九月十九日以後	四四、〇〇〇、〇〇〇	

尙ほ右契約面引出期に達したる金額は各期日後二箇月間は之をロ家に預金し置くべきことを別に附帶書翰を以て協定したるが、此の期間中付すべき利子は佛蘭西銀行割引歩合四分の場合には年一分半、四分以下の場合には一分とせり。

本國庫債券は帝國鐵道會計法第三條に依り同會計に所屬するものにして、其の實收額七千二百七十五萬六千圓は、英貨鐵道債券中四月七日受渡分四十五萬磅の實收額四十四萬三千二百五十磅、此の邦貨換算額四百三十二萬七千四百四十九圓七十五錢と共に、主として三月十四日期限到來せし鐵道證券三千萬圓、融通證券千萬圓計四千萬圓中、曩に英貨鐵道證券竝に債券を以て償還せられし千五百萬圓を差引たる二千五百萬圓、四月十四日期限到來の鐵道證券二千五百萬圓計五千萬圓及預金部よりの借入金二千七百五十萬圓（三千七百五十萬圓中前記融通證券一千萬圓を除き）中、曩に償還せられし九百五十萬圓を除きたる殘額千八百萬圓、卽ち總計六千八百萬圓の償還に充てられたり。

本債券發行に關する費用は佛國印紙稅及本證券製造費の二とす。假證券製造費及募集に關する一切の費用は發行銀行之を負擔し、又本證券は巴里に於て製造せられしため運送費及保險料等を要せざりき。印紙稅は額面總額の二パーセント卽ち四百萬法（百五十四萬八千圓）にして、同年四月二十五日之を納付し、本證券製造費（四十萬枚分十萬法（三萬八千七百圓）は同年十二月四日證券製造會社に支拂ひたり。

第五款　償還及支拂

本國庫債券の元金は大正十二年（一九二三年）五月一日に於て額面金額を以て一時に償還すべく、又其の利率は年五分にして、每年五月一日及十一月一日に於て各前六箇月分を支拂ふものとす。而して本國庫債券の元利金の支拂方に就ては、他の外國債と異なり特殊の事情の下に特殊の方法を以て之を爲したるに由り、今之を詳述すべし。

抑〻本債券の元利金の支拂は所持人の選擇に依りて左の場所及方法に依りて行ふものとす（契約書第三條）。

一、巴里ロ家に於て證券及利札面記載の佛貨に依る。

一、倫敦橫濱正金銀行支店に於て證券及利札面記載の英貨に依る（額面五百法に付十九磅十五志十片）。

一ブリュクセルロ家に依りて指定せられたる銀行に於て巴里宛爲替相場の換算率に依る、但し日本政府は之が爲に要する爲替料又は特別手數料を負擔せず。

一、日本に於ても巴里と同一期日に於て百圓に付二百五十八法の確定換算率を以て支拂ふ。

本債券元利支拂資金は、元金にありては遲くとも大正十二年（一九二三年）四月十五日迄に、利子にありては遲くとも各支拂期日前十五日迄に巴里ロ家へ交付するものとす。利子の起算日は大正二年（一九一三年）五月一日を以てし、同年十一月一日に第一回利子支拂をなせり。

元利支拂手數料は共に支拂額の八分の一パーセントを交付する契約なるも、ロ家を通じて本債の借換を爲す場合は元金支拂手數料を交付せざるものとす（契約附帶書翰）。

而して大正三年八月歐洲大戰の勃發するや、戰時戰後に亙り國際經濟の變遷、從つて爲替相場に大變動を來したる結果、本債券の元利金支拂に關し豫期せざる問題を生じたり。卽ち契約書第三條は『滿期利札及償還債券ハ日本ニ在リテモ巴里ト同一期日ニ於テ二百五十八法ニ付百圓ノ割合ニテ圓金貨ヲ以テ仕拂ハルヘシ』と明記し、其の換算は爲替相場に依らずして確定率に從ふものと定められたり。然るに歐洲大戰勃發の結果佛國の對外爲替相場も左表に示す如く漸落の狀勢を示したり。

年次	最高（百圓に付）	最低（同上）	平均（同上）
大正二年	二五五・〇（法）	二五八・〇（法）	二五六・六（法）
三年	二五二・〇	二五六・五	二五四・九
四年	二五二・〇	二九一・五	二六九・七
五年	二九一・五	二九八・五	二九五・三

大正六年	五月	二九三・〇	二九六・〇	二九二・五	七二二・〇
七年	二月	二八六・〇	三〇一・〇	二九六・七	七一七・〇
八年	三月	二七七・〇	四八四・〇	三三九・四	七三二・〇
九年	四月	四七六・〇	八〇〇・〇	六三三・五	七一七・〇
一〇年	五月	五四一・〇	八〇八・〇	六三七・二	七二二・〇
一一年	一月	五〇三・〇	七四七・〇	五八三・四	七二二・〇
一二年	一月	六五二・〇	七七〇・〇	七一八・八	七二二・〇
	二月	七五二・〇	七九七・〇	七八〇・三	七二二・〇
	三月	七三二・〇	八〇二・〇	七七六・〇	七二二・〇
	四月	七一七・〇	七四七・〇	七二八・〇	七二二・〇
	五月	七二二・〇	七三七・〇	七三三・〇	七二二・〇

右の結果佛國に於ける本債券所有者は、利子の支拂を日本に於て受くる方遙かに有利となりしを以て、之が希望者逐年增加し、債券も亦續々本邦に輸入せられたり。仍て日本銀行は大正四年十月二十三日（十月二十九日大藏省認可）、佛國に於て同行の所有する本債券の利子を本邦に於て受くる場合の手續を左の如く定めたり。

『一、利札は本行の委託したる代理人に於て打貫の上、番號・枚數及金額等を詳記したる明細書を作り、利札及明細書は各別便を以て横濱正金銀行里昂支店に送付すること。

二、里昂支店に於て前項の利札及明細書を受取りたるときは、内地駐在の領事官に提出して明細書に檢印を受け、利札は本行、明細書は倫敦代理店に送付し、其金額を本行に電報すること。

三、本行に於ては前項の電報を受取りたる上利子の仕拂を受くること。

四、倫敦代理店に於ては明細書に依り臺帳の消込を爲すこと。』

又五年二月に至り巴里ロ家と相談の結果、戰時中に限りロ家に交付する本債券及四分利付佛貨公債の利拂基金交付額は、常に前二期支拂額の平均額と定めたり（五千法を以て平均額と看做す）。蓋し從來の契約書通り基金交付を實行するに於ては、徒らに交付返納の手數を反覆するの不便あるのみなりしを以てなり。

右に述べたるが如く本債券利子を日本に於て受取る者逐年增加せしと雖も、尙ほ不利を忍びて穩かに巴里に於て支拂を受くる者無きにしもあらざりき。故にロ家は曩に此等の者に對しても、日本に於て受くると同等の利益に均霑せしむべく政府に交涉し來りたるも、當局は手數の煩雜に失するを理由として之に應ぜざりき。此の結果巴里に於て支拂を受くる者殆ど之れ無きに至れり。

然るに元金償還期日も目睫の間に迫りし大正十二年（一九二三年）二月に至り、ロ家は財務官を通じて政府の償還方針を照會し來りしかば、政府は之に對して内國債を以て全部借換する旨傳へたるに、ロ家より重ねて三月二日に至り、該債券の元金償還に就きては曩に利拂に關して提議せると同樣の便宜方法を採られむことを申出でたり。要旨左の如し。

『本債券は契約の規定に依り巴里倫敦又は東京に於て、五百法に付十九磅十五志十片又は二百五十八法に付百圓の割合にて償還せらるべき所、爲替相場の現狀に鑑みるときは圓にて償還を受くること確實なり。若し日本に於て支拂を受けざるときは仲介者に多額の差額を支拂ふことなるべし。右の事情を考慮に入れられ、若し日本政府にとり不便ならざるに於ては、債券所有者の便宜を圖るため巴里に於て該債券を圓對價額にて償還するの方法を採られむことを望む。

之が爲めに倫敦の日本銀行代理店は毎日英貨爲替相場を當家に電報し、當家は之に基き償還をなし、其の償還額に對し代理店宛に直に小切手を振出すべし。』

右の提案は原契約の規定と異なる所多きを以て、政府に於て斯かる便宜方法を採用するの意志あるや否やを確めんと欲し、財務官は三月九日ロ家の提案を報告すると共に左の如き對案を進言せり。

『債券を本邦に於て提示し償還を受くるは、正規の手續にして何等問題を生ぜざれども、債券所有者の便宜を圖り、債券を償還期日に本邦に於て提示せずして、而も本邦に於て提示せられしものと同一の支拂を受くる方法としては、左の二個の場合を想像し得べし。

（一）ロ家にて豫め佛國の債券所有者より債券の提示を受けロ家は之を償還期日迄保管し、他方右債券の確定金額を豫め本邦政府に通知し、此の金額に對し本邦に提示せられしときに支拂はるる邦貨償還金に相當する佛貨を以てロ家に前渡し、支拂を爲さしむ。

（二）同一の方法により豫め巴里にて償還すべき債券の金額を確定し、其債券に對しては五月一日に本邦にてロ家に支拂ひ、債券は後日本邦政府に返還せしむ。

（一）の方法に依るときはロ家は本邦政府の代理者として資金を受け、各債券所有者に支拂をなすものなり。是れ全く巴里に於て政府に債券の提示ありしに對し、政府が本邦に於て債券の提示ありし場合と同一の金額の支拂をなすものにして、此の場合今日の爲替相場より見れば、本邦政府は正規の手續に依り巴里に於て支拂を爲すときに要する佛貨金額の約三倍を要するのみならず、債券の運送其他に要する凡ての費用は政府に於て負擔せざるべからざるを以て、政府は債券所有者に利益（債券を本邦に送付する費用及償還金取寄に要する費用を省かしむ）を與ふるが爲に、政府自身此等の費用を負擔せんとするものなり。斯くの如く我國に採り不利にして且契約書第三條の規定に違反する方法は、此點のみより云ふも、又惡例を貽す點より見るも斷じて採るべからず。

（二）の方法に依る時は、唯支拂當時に證券の提示なかりしのみにして、其他は本邦に於て提示せられし債券に對し正規の手續により償還をなす場合と何等異る所なし、卽ち佛國の債券所有者が各自債券を提示する代りに、ロ家が取纏めて償還請求の委任を受け、本邦政府はロ家の提示を受けたる旨の通知を信用し、ロ家に元金の支拂をなすものなり。此方法も嚴格に云へば原契約に反すること明なりと雖も、其結果政府は財政上何等負擔を增すことなきを以て、ロ家に於て責任を負ひ、本邦政府亦之を信任するに於ては、現在の如く佛國民が財政經濟上窮乏の狀態に在る際、本邦政府が佛國民に對する同情及好意を表示する一端として最も適當なる處置と云ふべし。尤も此方法も亦未だ先例なかりしことにして、唯曾て借替償還の場合舊證券に對し本邦より借替證券を送付せし例を存するのみ。而して此方法に依り便宜的償還をなすとせば、新に政府及ロ家間に契約を締結せざるべからず、ロ家及債券所有者間にも契約を結ぶ要あること亦同じ。』

財務官の此の進言に對し、政府は四月九日略ぼ左の如き要旨を訓電して、ロ家との交涉を再開せしめたり。

『（一）目下の磅相場に鑑み、磅貨を以て普通の方法にて倫敦に於て支拂を受くることとせば、複雜なる方法を用ふることなくして、而も債券所有者の利益を害することなかるべきを以て、此の方法に據らむことを希望す。

（二）然れども政府はロ家從來の盡力を多とし、且つ此際佛國の債券所有者に對して喜んで便宜を計るの意志を有す、依て左の便宜方法を提案せんとす。

（イ）一九二三年五月一日以前に所有者よりロ家に提示せられし滿期債券及その利札の額は、同時に財務官より大藏省に、ロ家より東京日本銀行に電報し、其償還支拂を請求すべし。

（ロ）日本銀行は右の通知を證券及利札の提示と看做し、五月一日に償還支拂の手續をなすべし。卽ち同行は該金額を正金銀行を通じ、其の日の相場に依る電信爲替を以てロ家に送金すべし。

（ハ）償還濟債券は打拔きを施して日本銀行に送付し、而して該債券の番號表は財務官の證明を得て發送すべし。

（ニ）債券の送還費及送金費はロ家之を負擔すべし。

（ホ）此方法實行せらるるに於ては、四月十五日以前に償還資金を前渡するの必要なしと雖ずるも、大藏省は利拂資金の場合と同樣名義的資金を送付することに異存なし。

（三）右の方法實行せらるるに當り、ロ家と債券所持者との間に締結せらるべき契約の內容を、差支へなき限り大藏省に通知あらむことを望む。

財務官は四月十一日此の政府案をロ家に傳へたるに、翌十二日ロ家は三月九日の原案を更に敷衍して左の如き案を提出したり。

『一、倫敦の日本銀行代理店（橫濱正金銀行倫敦支店）は毎夕ロ家に圓對磅の爲替相場を通知し、ロ家をして右相場により、翌日提示せられし證券の支拂をなさしむ。

公衆に對しその所有する債券を寄托することを要求するを得ず、何となれば佛國の慣習上證券提示と同時に元利の支拂をなすものなればなり。毎日午後、ロ家は日本銀行代理店に電報を以て當日の支拂金額を通知し、其支拂金額の拂戻を受くるために日本銀行代理店に英貨の爲替を振出すべし。同代理店は右爲替を賣りて支拂金を償ふべし。

二、此方法によるときは何等ロ家に利益を齎すものにあらざるを以て、從つて之が取扱に要する費用は之を負擔するを得ず。而も其の手數は相當に掛るを以て、之に對する手數料を要求するは不當にあらざるべく、從つて此の費用を支辨するために倫敦の日本銀行代理店は、爲替相場決定に當り小額の差額を取る樣にせられむことを望む（此差額は公衆に可成多額の償還金を支拂ふの目的を以て出來得る限り小額とし、以て危險と經費を補ふに足る程度に止むべきものとす）。

三、五月一日には最後の利札滿期となるを以て、此支拂も元金と同樣になさるべし。從つて債券所有者は額面五百法に付元金百九十三圓七十九錢八厘四毛、利子四圓八十四錢四厘九毛、合計百九十八圓六十四錢三厘三毛の支拂を受け得ることとなるべし。』

此の提案は事日本銀行代理店に關係する所甚大なるを以て、財務官は日本銀行監督役及正金銀行支店長に諮りしに、支拂金額の不明なるものに對し、其の前日にロ家に不利ならざる爲替相場を決定することは、相場變動の危險を日本銀行側にて引受くるものなりとて之に反對し、寧ろ政府案を支持せんとするにありたり。然れどもロ家の提案も無下に斥くべからざるを以て、右監督役及支店長は

更に熟議する所あり、結局四月十九日に至り左の如き案を得て財務官に申出でたり。

『(一)　圓にて支拂はるる關係上債券の償還は日本に於て行はるべく、其送金事務は正金銀行が爲替銀行の資格に於て行ふこととし、ロ家は豫め債券の豫想金額を正金銀行倫敦支店に通知し、之に對し圓對磅の率を決定すること。

(二)　右金額の確定次第ロ家より日本銀行本店に、財務官より本省に、之を電報すること。

(三)　費用はロ家と正金銀行と協議の上決定すること。

(四)　本方法の適用は五月一日より一定の期日（例十五日）迄に提出せられし債券に限ること。

(五)　本案は財務官よりの提案とし、之が實行を正金銀行に指圖する形式を以てロ家と交渉せらるべきこと。』

之と同時に政府よりは本件交渉の進捗に資する目的を以て更に一案を示し來れり。卽ち爲替相場を前以て決定するの困難を避くる爲めロ家の代理人を選定し、之に對し本邦に於て支拂をなすことに依つて、ロ家に對する支拂は完了せるものと爲し、送金の方法等はロ家の任意とせんとするにあり。右は正金銀行が爲替銀行としてロ家と交渉せんとする、日本銀行監督役及正金銀行支店長の提案と趣旨に於て合致し、唯其の適用期間に於て差異あるのみなるを以て、直ちに之をロ家に通じ、若し金額が豫め決定せらるるに於ては、正金銀行はロ家提案に從ひ爲替相場を通知することを得べきを以て、此の原則に同意せられむことを求めたり。

ロ家は之に對し四月二十三日附書簡を以て此の趣旨を諒し、直に細目決定のため銀行部主任を倫敦に派遣する旨を回答し、斯くて二十五、六日の兩日に亙りロ家代表者及正金銀行支店代表者は實行方法に付き詳細の協議を遂げたり。此の際問題となりしは金額を豫め決定すること如何の問題にして、右は爲替相場變動の危險負擔に關係するを以て、正金銀行は豫め決定することを固く主張せるも、ロ家側は提示せらるる債券額を全然豫定し得ざるの理由の下に、豫め決定せる爲替相場により取引せらるべき金額を限定することは不可能なりとし、飽迄不同意を唱へたるを以て、正金銀行側は此の點を讓歩し、豫め決定通知せる爲替相場を以て何程迄も爲替を引受くることとし、若し當該日中に債券償還高が一定の金額（百萬圓）を超ゆる見込なるときは、豫め之をロ家より正金銀行倫敦支店に電報することに折合ひたり。

玆に於て財務官は右協定事項を承認することとし、直ちに此の旨を政府に上申し、其の承認方及日本銀行竝に橫濱正金銀行に對する指圖方を電請せしが、之に對し四月二十九日政府より右契約を承認し、且つ其の手續を了したる旨通知ありたり。

該契約の內容は政府竝に日本銀行と橫濱正金銀行との關係（甲）、及び橫濱正金銀行とロ家との關係（乙）に分つを得べく、其の要領を摘記すれば左の如し。

甲、政府竝日本銀行と橫濱正金銀行との關係

(一)　ロ家は圓貨を以て支拂を受くるために提示せられし佛貨國庫債券及其の利札に關し、日本に於て圓の對價額を受領するの目的を以て橫濱正金銀行を其の代理人と定め、其の旨書面を以て同行（正金銀行）倫敦支店を通じ公債事務取扱店たる日本銀行に通知すべし。

(二)　橫濱正金銀行倫敦支店はロ家より其の支拂へる債券及利札の枚數を通知し來る日々の電報を倫敦財務官事務所に報告すべし。

該電報の寫は㋺家より巴里駐在財務官代理に送附すべし。

（倫敦財務官事務所は右の電報に基き、支拂濟の債券並に利札の枚數を本省に電報するものとす。）

（三）横濱正金銀行倫敦支店は、㋺家の支拂ひし債券及利札の枚數を其の都度日本銀行に電報すべし。

（右電報は横濱正金銀行本店を通じてなさるべく、日本銀行は右電報を以て債券及利札の提示ありしものと看做し、横濱正金銀行に元利金の支拂をなすものとす。）

（四）本方法の適用期間は五月一日より同月十五日迄とす。

（但し此の期間は㋺家の要請に依り五月十六日に至り同月末日迄延長せられたり。）

乙、横濱正金銀行と㋺家との關係

（一）甲（二）の代理契約に基き、横濱正金支行倫敦支店は四月二十八日より五月十五日迄、毎朝十時に日本向圓電信爲替買入相場を㋺家に電報すべし。

（二）此の相場は當日限り有效にして、㋺家が債券及利札に對し支拂へる金額、又は支拂をなすことを約せる金額に對して適用せらる。

（巴里の銀行等が既に買集め所有せる分に就ては、五月一日支拂をなす條件の下に㋺家は纏め此等の銀行と契約せんとす。玆に債券並に利札に對し支拂ふことを約せる金額とは、この契約に基くものを指す。）

（三）横濱正金銀行倫敦支店は日英爲替相場に關する危險を負擔す。㋺家は英佛爲替相場を任意に決定すべし。佛貨にてなす支拂に付ては全く㋺家と債券所有者との間に於て決定すべし。

（四）㋺家は四月二十八日及三十日の兩日に於て、五月一日に支拂をなすことを約せる金額を夫々横濱正金銀行倫敦支店に通知すべし。

五月一日以後は其の日に支拂をなせる債券及利札の枚數を通知すべし。

若し一日の中に支拂額百萬圓に達したるときは、其の日の最後に發すべき電報を待たずして特に之を電報すべし。

（横濱正金銀行倫敦支店は金額に制限なく、毎朝通知する爲替相場により圓電信爲替の買入を約束せるを以て、此の讓歩に對する條件として、金額が多額（百萬圓）に上りたるときは直に㋺家をして同行に報告せしめ、以て資金調達に便宜を得ることとなせり。）

（五）㋺家は支拂濟金額の償還を受くるため、横濱正金銀行倫敦支店に磅手形を振出すべし。

（六）㋺家は支拂濟の債券及利札を分類して其の番號表三通を作製し、又債券は番號を避けて打抜きを施すべし。右番號表の一通には財務官代理の證明あることを要し㋺家は之と他の一通の番號表とを債券及利札の發送を待たずして横濱正金銀行に送付すべし。他の一通の番號表は財務官代理之を保管す。

（七）本件に關連し㋺家の支出する費用の半額は横濱正金銀行之を負擔す。

債券及利札を送附する際に附する保險は形式的のものに過ぎずして、其の支拂はれし額面金額に比例するを要せざるべし。

圓貨による債券の償還は、原契約に依り日本に於て何時にてもなさるべきを以て、特に巴里の新聞に廣告するを要せざるべし。

右の如く解決したるを以て、原契約第三條に依る利拂竝に元金償還資金の十五日前前渡の件は其の必要消滅し、資金は前渡せざりき。

斯くて本國庫債券は大正十二年五月一日を以て全部償還せられしが、之より先國債證券買入銷却法に據り大正四年七月以來十數回に亙り今年一億百九十八萬六千五百法、此の換算額三千九百四十六萬八千七百七十五圓五十錢の買入銷却ありしを以て（歐洲戰時中佛國財政援助の一端として國内に於て鐵道債券を發行して借換へたり）、同日實際に償還せられし額は九千八百一萬三千五百法、此の換算額三千七百九十三萬一千二百二十四圓五十錢なりき。

而して此の内同年度に於て支拂を了せし額は内地に於て三千七百七十一萬六千四百七十圓七十錢、海外に於て九萬四千九百七十七圓三十錢、計三千七百八十一萬一千四百四十八圓にして、支拂未濟額十一萬九千七百七十六圓五十錢あり。右は其の後年々支拂を實行し來れるが、昭和元年度末に於て尚ほ四萬五十四圓五十錢を剩せり。

尚ほ大正二年度以降昭和元年度迄の利子支拂額左表の如し。

年度	支拂額	年度末殘額
大正二年度	三七、八一一、四四八・〇〇〇円	一一九、七七六・五〇〇円
十三年度	四三、三四四・〇〇〇	七六、四三二・五〇〇
十四年度	一五、〇九三・〇〇〇	六一、三三九・五〇〇
昭和元年度	二一、二八五・〇〇〇	四〇、〇五四・五〇〇

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
大正二	一、九三五、〇〇〇・〇〇〇円	大正七	一、八一〇、八七七・八三九円
三	一、八七〇、二三〇・七一〇	八	二、四三五、五八一・二九二
四	五、四八五、二二七・三五七	九	一、九九三、一一八・〇一三
五	二、八二一、六三四・六〇七	一〇	？
六	一、七五四、九二七・六〇七	一一	？

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
大正一二	九六七、五七三・八三〇円	昭和元	？
一三	四、〇〇七・三一七		
一四	二、三九九・五〇二		
一〇	一、六九三・一八八		

（備　考）一、大正十、十一兩年度分は震災に因る資料喪失の爲め不明。
二、本債券は大正十二年五月全部償還せられたるも、尚ほ支拂未濟の利札ありて、支拂は昭和年間に及べり。

第十二節　第一回英貨鐵道證券

第一款　起　債

大正二年三月に發行せられたる英貨鐵道證券百五十萬磅の償還期限は翌三年三月十三日なりしが、此の外に同じく帝國鐵道特別會計に屬する短期債、卽ち右と同時に發行せられたる英貨鐵道債券（二年期限）百五十萬磅及内地に於ける一時借入金二千六百萬圓あり、此等は何れも早晩整理償還するを要するものとす。仍て政府は一擧六百萬磅の長期公債を發行して、此等短期債の全部を整理せんと欲し、且つ成るべく大正三年三月前に於て之を實現せむことを期待し、財務官森賢吾に其の接衝を命じたり。

時に英國の金融市況は著しく好轉し、英蘭銀行の金利引下は大正三年一月中に三回に及び、市場資

金は頗る潤澤となりしが、而も資金は尚ほ多く短期證券に投ぜられ、未だ長期公債に及ばざるの風あり、殊に本邦に於ける東北地方の飢饉及櫻島爆發に關する報道は我公債の人氣を沮喪せしむること甚大にして、議會に於ける大藏大臣の財政演說は幾分此の形勢を緩和したりと雖も、未だ長期公債發行の素地を作るの程度に至らざりき。

此の間政府に於ては屢〻財務官に其の希望を傳達し、財務官も亦バンミュア・ゴルドン商會のコッホを初め英國金融家と交涉を重ねたるが、市場の大勢に逆行することを得ず、三月前に於て長期公債發行の不可能なるを認め、應急の手段としては三月十三日滿期の百五十萬磅は之を更改し、其の他の約四百萬磅は三月後の好時機に於て長期公債と借換ふることとして、英國金融家の諒解を得、此の旨政府に上申せり。卽ち財務官の腹案とせる所は略〻左の如くなりき。

（一）三月滿期證券百五十萬磅を更改すると同時に、內地借入金の一部を償還するため七十萬磅を追加して、總額二百二十萬磅の短期證券を發行すること。

（二）三年六月頃迄に長期公債四百萬磅を發行し、以て四年三月滿期の英貨債券百五十萬磅竝に內地借入金中右七十萬磅を除きたる殘額全部を整理すること。

（三）右（一）に依り發行すべき短期證券二百二十萬磅は、四年に入り其の期限前に整理すること。

而して財務官は右の內（一）に依り發行すべき短期證券の條件を商議したるが、金融家は割引步合五分を主張したるを以て、財務官は尚ほ條件の緩和を促したるに、彼等は『割引步合は諸外國政府債の例もあることなれば、之を五分以下に下ぐること能はず、此の種の短期證券續出して市場資金の減少するに至らば、此の率を以てするも引受け難きことあるべし』と稱して讓らず、結局手數料を前回より多少減額することに折合ひたり。

大藏大臣は財務官上申の趣旨を容れ、三月滿期分短期證券の更改は已むを得ざるものと認めたれども、此の更改と同時に約三百萬磅の發行を追加し、以て內地借入金二千六百萬圓の全部を一時に整理せんと欲し、之に就て更に財務官の接衝を期待せり。之れ一月三十一日のことにして、宛も前記財務官の上申と行違ひとなりしものなり。仍て財務官は右の經過を陳べ、且つ今回發行に際し三百萬磅の巨額を追加することは、明年に於ける借換整理に困難を來すこと、之に反して今回の發行を二百二十萬磅に止め（七十萬磅追加）、卽ち明年の整理額を少くし、今夏相當巨額を發行して短期債を整理することの安全且容易なる所以を開陳したるに、大藏大臣は直に之を容れたるが、尚ほ追加額は之を百萬磅に增額し、割引步合は五分を四分七厘五毛に引下ぐべく今一應交涉し、若し此の交涉纏らば直ちに進行すべく命令せり（二月二日）。仍て財務官は直に右二件を以て金融家に交涉したるに、增額の件は左程問題とならざりしも、割引步合を五分以下に低下することに關しては頗る躊躇を示したり。然るに同日（二日）竝に翌日の市況は最も良好を示し、而も同週末迄此の好況を維持する能はざるの形勢なりしかば、彼等は事を急速に解決するため斷然此の要求を承認するに一決したり。

茲に於てコッホは二月三日より直に所作に著手し、左記の條件を以て諸方面と賣買約定を結びて同日中に全部を賣却するを得、同月十六日を以て證券受渡の期日と定めたり。發行條件の要領左の如し。

一、廣告若くは目論見書の配付をなさず Private Placement とし、バンミュア・ゴルドン商會を主たる周旋人として諸金融家と買取の約束を爲さしめ、バース・香港上海・橫濱正金の三銀行をして右商會

を後援せしむ。

二、發行總額　英貨二百五十萬磅

三、割引歩合　年四分パーセント

四、政府手取額　額面百磅に付九十四磅十二志六片

五、印紙稅　額面百磅に付一志政府負擔

六、證券受渡日附　大正三年二月十六日

七、證券の形式

（イ）名稱　Imperial Japanese Government Bill

（ロ）額面　英貨何磅

（ハ）日附　一九一四年二月十六日

（ニ）償還期日　一九一五年二月十六日

（ホ）支拂場所　橫濱正金銀行倫敦支店

（ヘ）帝國政府は日附後十二箇月に此手形引換に何磅を支拂ふことを約すと記載したる指圖式とし、

（ト）一九〇九年法律第六號第三條に依ること竝に帝國政府の特別委任あることを示し財務官森賢吾自署す。

（チ）證券の種類　千磅券五百五十枚　二千五百磅券百二十枚　五千磅券三百三十枚

右の證券は二月十日を以て調製を終り、直ちに英國租稅局に提出して印紙稅の押印を經、十一、十二日中に財務官の自署を了し、同十六日全部の受渡を了せり。

之と同時に內地に於ては大藏省令第二號を以て左の如く本證券發行規程を公布せり。

大藏省令第二號（大正三年二月十六日）

第一條　政府ハ帝國鐵道會計法第三條ニ依リ英國ニ於テ英貨鐵道證券二百五十萬磅ヲ發行ス

第二條　本證券ハ割引ノ方法ニ依リ之ヲ發行シ割引歩合ハ一箇年百分ノ四・七五トス

第三條　本證券發行ノ日附ハ大正三年二月十六日トシ仕拂期日は大正四年二月十六日トス

第四條　本證券ハ橫濱正金銀行倫敦支店ニ於テ仕拂フモノトス

第五條　本證券ハ千磅、二千五百磅及五千磅ノ三種トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

尙ほ曩に財務官が企圖せし同年六月頃に於て長期公債四百萬磅を發行するの件は、其の後內閣の更迭あり（大正三年四月十六日第一次山本權兵衞內閣總辭職、第二次大隈重信內閣成立）、新內閣は其の政綱の一として非募債の方針を採りし爲め、遂に實現を見ずして止みたり。

第二款　收　支

本證券二百五十萬磅（二千四百三十萬七千五百圓）の割引歩合及手數料を控除したる政府の實收額は二百三十六萬五千六百二十五磅（二千三百九萬五千五百九十六圓八十七錢五厘）なるが、右實收金は帝國鐵道會計所屬の英貨鐵道債券百五十萬磅並に內地に於ける借入金二千六百萬圓の一部七百萬圓の償還に充

當せられたり。

第三款　起債費

本證券は之が製造を二月四日ウヲーターロー會社に註文せしに、同會社は二月十日之を完成し、横濱正金銀行倫敦支店に提出せり。證券製造費として同會社に支拂ひたる額は十八磅八志九片、竝に印稅として英國政府に納入したる額は一千二百六十八磅八志九片（邦貨一萬二千三百八十三圓七十五錢五厘）なりき。證券製造費の前年發行の鐵道證券製造費百十九磅と大差あるは前年の證券印刷に使用したる原版を訂正の上使用したると、枚數の少かりしとに由る。

第四款　償　還

本證券二百五十萬磅（二千四百四十萬七千五百圓）は大正四年（一九一五年）二月十六日滿期となりたるを以て、之が償還のため政府は財務官をして大正四年二月新に英貨鐵道證券三百萬磅（二千九百二十八萬九千圓）を發行せしめ、右竝に大正二年三月十四日發行の二箇年滿期英貨鐵道債券百五十萬磅（一千四百六十四萬四千五百圓）の償還財源たらしめたり。

第十三節　第三回英貨鐵道證券

第一款　起　債

大正三年八月歐洲戰爭勃發と共に財務官の念頭に浮びたるは英貨短期債の借換問題なりき。然れども當時コッホを初め關係資本家は自國財界の危急存亡の秋に際會して自衞保安の手段に焦慮して、未だ他を顧るの餘裕なきが如し。其の後財界の整理稍〻著くに及び、財務官は徐々にコッホの注意を喚起せしめたるに、彼は强ち之を度外するものに非ずと雖も、戰局の將來尙ほ觀測すべからず、政府の戰費調達方針亦未だ確定せざるを以て、市場の將來逆睹するに由なし、從つて此の際責任ある返答を爲す能はざるを遺憾とする旨申來りしかば、財務官も亦之を諒とする外なかりき。

同年十一月八日英國政府の戰費支辨案確立し、軍事公債三億五千萬磅の發行あり、之を機として英國金融界の態度も略〻定まりたるの觀ありしを以て、財務官は漸く內談を開始せんとしたり。然れども市場は尙ほ整理の途上に在り、戰局は愈〻紛糾發展するの形勢を示し、殊に未曾有の巨額の軍事公債拂込の進行するに伴ひ投資の餘力は必然遞減し、金融市場は日一日警戒を加へ行きたるを以て、本件の實行は非常なる困難に遭遇したり。斯の如き事情なるを以て、關係資本家も之に對して確定的對策を講ずる能はず、唯長期公債發行に依りて整理することの不可能なるは何人も一致する見解にして、財務官も亦之を認めざるを得ざりき。卽ち實際問題としては如何にして之を一年若くは二年期限の短期證券に借換ふべきやの點に在り。財務官は仍て左の三案を立てて彼等と協議を進めたり。

一、現存の短期債券及證券合計四百萬磅を全部償還するために、單純無條件に新に一年期限を以て四百萬磅を發行す。

二、現存債額中二百萬磅を現金償還し、日本政府の償還力を示す事に依りて信用を博し、以て殘額二百萬磅の更改に應ぜしめんとす。

三、新證券に特典を附して發行す。卽ち英蘭銀行をして期限中何時にても此の證券を擔保として貸付をなすべき旨を宣言せしむるものなり。而して之に就ては、貸付資金は日本銀行之を供給し、英蘭銀行に對しては相當の手數料を支拂ふこと、及貸付利率は證券の利率を下らざる樣定むることの條件を附す。

第一案は固より最も政府の希望する所なれども、コッホ等は政府の償還力を示さずして新債を發行するは頗る冒險なりと稱して贊成の色なく、第二案はコッホ最も安全なる策として其の成功を疑はずと雖も、政府の所期と相距ること最大なり。而も第一、第二兩案とも條件は極めて不利なるを免れざるべし。第三案は英國の軍事公債の例に倣ふものにして、這般の大公債が失敗に終らざりしは主として英蘭銀行の貸付特典（所謂金擔證券）ありしに依るなり。卽ち政府に於て採用の意あらば資本家等に固より異存なき所なれども、之が實現に當りては一片の商業交涉は變じて外交上の問題となり、小なりと雖も帝國政府の面目に拘る如きの觀ありて輙く採るべからざるが如し。卽ち財務官は十二月十四日第二及第三案を政府に上申して其の採擇を求めたるが、政府は尙ほ第一案を固執するの意を示せり（十二月十九日返電）。

斯くして三案とも皆夫々障礙あり、もし速急解決を要するに於ては第三案の如きは難少かるべしと雖も、尙ほ借換までには二箇月の日子を餘すことなれば、一段考究の餘地あるを以て、之が解決を翌年に持越したり。然るに新年匆々コッホは新に左の一案を提出せり。第四案是れなり。

一、新發行額を一年期限三百萬磅とし、之を以て現存額の四分の三を借換へ整理し、殘四分の一（百萬磅）を現金償還すること。

此の案は一方に於て日本政府の償還力を明示し、他方最近他國の採りし惡例（甫米某々兩國は借換交涉不調の結果、一方的通知を以て一年の更新を宣言せり）に對比して市場の人心を安堵せしめ、以て本邦の信用を增加せしむるものにして、此の際コッホが現在債券者を歷訪說伏せば大部分之を承諾すべきを以て三百萬磅發行は必ずしも難事にあらずと云ふにあり、而して其の發行條件に關するコッホの意見は現今二箇月手形に等しき舊證券が（償還期限が四年二月及三月なるを以て）、市場の割引率六分半なる以上、新證券の利廻も少くとも六分半を下ること能はざるべく、又其の內の一部は更新手數料として二分の一バーセントを債權者に交付するは、事の成功上頗る巧妙なるべしと云ふにありたり。

前記三案何れも實行上障礙あるに於ては自ら第四案に依らざるを得ず、而も同案は第二案に一步を進めたるものにして、且つ第三案の如き特殊の問題を生ずることなきを以て、財務官は此の程度を以て滿足すべきものと認め、一月七日を以て政府に本案の採用方を上申せり。政府は之に對して同月十五日承認を與へたれば、財務官は關係資本家と條件の交涉に入り、十九日に至り割引步合及び發行手數料に就て左の如く略ぼ交涉を纏むることを得たり。

一、割引步合を六分とし、外に舊券所有者に對しては更新手數料として二分の一バーセントを交付す。

二、發行手數料はバンミュア・ゴルドン商會竝に三銀行を合せて總額の八分の五バーセントとし、別に印紙稅（百磅に付一志）は政府の負擔とす。

然るに發行期日に就ては一の難問を生じたり。卽ち舊證券中二百五十萬磅は二月十六日滿期にして、百五十萬磅は三月十三日滿期に屬するが故に、若し新證券を全部同一期日（二月十六日）とするときは

は、新證券の一部に對しては二重の利子を負擔することとなり、又若し新券の發行期日を舊券に從つて二種に分つこととせば、政府の都合宜しきも一部は二箇月前の豫約をなさしむる結果を生じて、交渉に困難を生ずべければなり。從つて此の問題は當日（十九日）解決を得ずして後日に保留したりしが、一月末に至り漸く之を二種に分つことに決定することを得たり。卽ち左の如し。

一、新券賣買の交渉は二月一日を以て始まる一週間內に開始し、同週內に全額の豫約を確定す。

二、新證券の受渡期日（從つて滿期日）は二種に分ち

百八十七萬五千磅は　二月十六日

百十二萬五千磅は　三月十三日

とすること。

割引利率に就ては曩にコツホは、過般英國市場に於て發行せられたる佛國大藏省證券の割引歩合五分なりしに對比し、本邦新證券の市價漸次上騰して一月三十日には割引率四分に下りしを以て、財務一月末に至り佛國大藏省證券の市價漸次上騰して一月三十日には割引率四分に下りしを以て、財務官は利率低下の餘地あることを指摘し、交渉の結果二月一日に至り、割引利率を五¾パーセント、更新手數料を¼パーセント、卽ち債權者利廻を六分となすことを得たり。

發行條件の確定するやコツホは直に市場に於ける所作を開始したるに、ロスチヤイルド、ベヤリングの二家及二三の大銀行は直に之を承諾し、二三日に至り證券所有者中知名の士は悉く之に應じ、其の外新豫約者を加ふるときは旣に三百萬磅の需要額に滿ちたるを以て、之以上匿れたる小數債權者の諾否を問ふの要なきこととなれり。斯くて二月五日英國大藏省の承認を得たるを以て（從來英國市場は所謂自由市場なりしも戰爭開始以來外債發行は政府の認可を要することとなれり）、同日コツホは市場との契約を結了し、翌日取引所に於ける取引の承認を得たり。尋で八日に至り財務官とバンミュア・ゴルドン商會との間に發行引受の契約を締結し、茲に於て全部の手續を終了せり。發行條件の要領左の如し。

一、廣告若くは目論見書の配付を爲さず Private placement とし、バンミュア・ゴルドン商會を主たる周旋人として諸金融家と買取の約束を爲さしめ、バース銀行・香港上海銀行・橫濱正金銀行の三銀行をして右商會を後援せしむ。

二、發行總額　英貨三百萬磅

三、割引歩合　年五¾%

四、政府手取額　額面百磅に付九十三磅七志六片

五、印紙稅　同上に付一志政府負擔

六、證券受渡日　英貨百八十七萬五千磅は　一九一五年二月十六日

英貨百十二萬五千磅は　一九一五年三月十三日

七、證券の形式

（イ）名稱　Imperial Japanese Government Bill

（ロ）額面　英貨何磅

（ハ）日附　百八十七萬五千磅は　一九一五年二月十六日

百十二萬五千磅は　一九一五年三月十三日

（ニ）償還期日　百八十七萬五千磅は　一九一六年二月十六日

百十二萬五千磅は、一九一六年三月十三日

（ホ）支拂場所　横濱正金銀行倫敦支店

（ヘ）帝國政府は日附後十二箇月に此手形引換に何磅を支拂ふことを約すと記載したる指圖式とし、

（ト）又本證券記名欄に記入なきときは本證券持參人に支拂はるべきこと、

（チ）一九〇九年法律第六號第三條に依ること、並に帝國政府の特別委任あることを示し、財務官自署す。

（リ）證券種類及番號

甲、二月十六日分　千磅券　七十枚（自一番　至千二百十番）

二千五百磅券　七十枚（自一番　至千二百十番）

五千磅券　百四十枚（自一番　至千二百十番）

乙、三月十三日分　千磅券　六百二十五枚（自一番　至七百四十五番）

二千五百磅券　四十枚（自一番　至七百四十五番）

五千磅券　八十枚（自一番　至七百四十五番）

尋いで本證券發行に關する大藏省令は二月十三日左の如く公布せられたり。

大藏省令第五號（大正四年二月十三日）

第一條　政府ハ帝國鐵道會計法第三條ニ依リ英國ニ於テ英貨鐵道證券三百萬磅ヲ發行ス

第二條　本證券ハ割引ノ方法ニ依リ之ヲ發行シ割引歩合ハ一箇年百分ノ五、七五トス

第三條　本證券總額ノ內百八十七萬五千磅ハ發行日附ヲ大正四年二月十六日仕拂期日ヲ大正五年二月十六日トシ百十二萬五千磅ハ發行日附ヲ大正四年三月十三日仕拂期日ヲ大正五年三月十三日トス

第四條　本證券ハ横濱正金銀行倫敦支店ニ於テ仕拂フモノトス

第五條　本證券ハ千磅、二千五百磅及五千磅ノ三種トス

附　則

本令ハ大正四年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

第二款　收　支

本證券三百萬磅（二千九百二十八萬九千圓）の割引歩合及手數料を控除したる政府の實收額は二百八十萬千二百五十磅（二千七百三十四萬八千六百三圓七十五錢）となりたり。舊券所有者にして新券に乘替たる者には別に更新手數料を交付したるも、右は發行手數料中に包含せられたるを以て實收額より控除せず。

本證券は起債目的に依り帝國鐵道會計に編入せられ、其の實收金の一部卽ち二月十六日受渡の額面百八十七萬五千磅分は、同日ゴルドン商會より正金銀行倫敦支店（日本銀行代理店）へ納入し、同行は右の實收金額中手數料一萬六千四百六磅五志を控除したる百七十五萬七百八十一磅五志を政府寄托金に繰入れたり。而して同日政府寄托金中より支拂資金として二百五十萬磅を受領し、同日二月十六日滿期の舊證券二百五十萬磅の全部を償還したり（支拂濟は翌十七日）。

三月十三日受渡の額面百十二萬五千磅分は同樣の手續を以て同日ゴルドン商會より正金銀行倫敦支店に納入し、同行は右の實收金額中九千八百四十三磅十五志を發行手數料として控除し、殘額百五萬四百六十八磅十五志を政府寄托金に編入、同日政府より支拂資金として百五十萬磅を受領し、三月十三日滿期の舊證券百五十萬磅全部を償還したり（支拂完了は翌十四日）。

第三款　起債費

本證券三百萬磅の證券製造はウヲーターロー會社に註文したるが、同社は二月十一日之が製造を完了し、橫濱正金銀行倫敦支店に納入せしを以て、同日同店は英國租稅局に提出印稅の押捺を受けたり。印稅及證券製造費左の如し。

費目	二月十六日分	三月十三日分	計
印紙稅	九三七・一〇 磅志	五六二・一〇 磅志	一、五〇〇・〇〇 磅志
證券製造費	—	—	二八・〇〇
合計			一、五二八・〇〇

第四款　償　還

本證券の滿期日は大正五年二月十六日及三月十三日なるを以て、財務官は夙に是が借換方針に就き考慮する所ありしが、當時歐洲の天地は戰亂の最中に在り、戰局の將來尙ほ未だ豫測すべからざるものありたり。されば斯かる狀態の下に尙ほ英國に於て借換をなさんとせば、極めて不利なる條件を忍ばざるを得ず、延いては帝國の威信にも關すべき虞ありしを以て此の旨政府に申言せしに、若槻大藏大臣は之に對して、大正四年七月二十四日附書面を以て『今日內地金融市場の情況は至て緩慢を持續し、當分緊縮に向ふことなかるべく、且在外正貨も比較的潤澤となりたるを以て、もし倫敦に於ける借換思はしからざるときは、全部又は一部を內地の短期債（長期公債は內地に於ても殆ど不可能なり）に借換へても可』なる旨を傳達したり。

斯くて同年九月二十八日に至り政府は五箇年期限鐵道債券（い號）三千萬圓（利率年五分、發行最低價格百圓に付九十六圓五十錢）の內國債を發行し、之を財源として本證券の償還を實行することとし、卽ち償還期日に關係なき國債證券買入銷却法に據り左の如く適宜買入銷却したり。

年月日	二月十六日滿期分 買入價格	三月十三日滿期分 買入價格
大正四年一〇月二三日	一〇四、〇〇〇 磅	五二、〇〇〇 磅
	一、〇一五、三五二 円	五〇七、六七六 円
一一月二三日	六七、一〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇
	六、五五〇、九七三	六、〇五三、〇六〇
二五日	一六二、〇〇〇	四五、〇〇〇
	一、五八一、六〇六	四三九、三三五
一二月　九日	一六、〇〇〇	五一、〇〇〇
	一五六、二〇八	四九七、九一三
五年　一月一七日	二五六、〇〇〇	五三、〇〇〇
	二、四九九、三二八	五一七、四三九
二四日	七〇、〇〇〇 志	八五、〇〇〇 志
	六八三、四一〇 片	八二九、八五五 片
	九八・一一・五 磅	九八・五・〇 磅
	九八・一八・九 志	九八・一二・三 志
	九八・一八・五 片	九八・一一・九 片
	九九・二・七	九八・一六・三
	九九・一一・一一	九九・六・二
	九九・一三・三	九九・五・一一

計	一、二七九、〇〇〇磅 一二、四八六、八七七円	九〇六、〇〇〇磅 八、八四五、二七八円

從つて滿期日に至り全部償還せられたる額は、二月十六日分五十九萬六千磅（五百八十一萬八千七百四十八圓）、三月十三日分二十一萬九千磅（二百十三萬八千九十七圓）なりき。

第十四節　六分利付米貨公債及（第三回）六分利付英貨公債

第一款　起　債

大正十二年九月突如襲來せし大震災は未曾有の大慘害を帝都竝に其の近域に被らしめ、巨億の國富を烏有に歸せしめたり。時の政府（第二次山本權兵衞內閣、同年九月二日成立）は直に各般に亙つて之が應急施設を講ずると共に、災害復舊の諸計畫を樹てたり。然るに復興事業に要する經費は頗る巨額に上り、普通の財源を以て之を支辨することは固より不可能なるを以て、政府は之を公債に求めんと欲し、第四十七回帝國議會（自十二年十二月十一日、至同月二十三日）の協贊を經て同年十二月二十四日法律第五十六號を以て震災善後公債法を公布し、總額四億六千八百五十萬圓の公債を發行することとせり。此の發行法定額は最初政府の原案に依れば五億九千八百萬圓なりしも、議會の修正に依り右の如く減額せられしものにして、後大正十三年七月二十二日に至り法律第十三號を以て更に十億七千三百萬圓に增額せられたり（第一章第四節參照）。

震災善後公債は議會の修正の結果其の適用は帝都復興費に限られたるが、其の後政府（清浦奎吾內閣、大正十三年一月七日成立）の調査せし處に依れば、右の外に尙ほ震災復舊費として五億九千萬圓、帝都復興費追加及震災地方公共團體貸付金竝に經濟復興資金等の爲に約五億圓を要し、其の內若干額は之を普通財源を以て支辨するも、前揭震災善後公債法に依るものと合して十四五億圓の巨額は之を公債發行に俟らざるを得ざることとなれり。卽ち政府は大正十七年度迄に右の全額を募集せんとし、其の內大正十四年度以降に發行すべき各種旣定計畫事業公債を初め、發行竝に借換を要する短期公債又年々三四億圓を下らざるの狀況にして、就中第一回及第二回四分半利付英貨公債の如きは其の償還期限大正十四年に切迫したり。而して復興費の大部分は其の事業の初頭に於て之が支出を要するを以て十二十三兩年度に巨額の公債を募集することは計畫の遂行上絕對に避け難き事情にありたり。然るに當時我國財界の情態は歐洲戰後反動時期に受けし創痍未だ全く癒えざるに加へて、這般の震災に大慘害を受けたる所なれば、到底斯かる巨額の公債を消化し盡す能力なく、又一面復興材料の一部分は是非とも其の供給を海外に仰ぐの外なきを以て、其の代金の決濟上に於ても海外に於て相當の正貨を準備するの要あり、何れにしても差當り可成巨額の外債を募集することは、我財政經濟の狀況に照し實に必要已むべからざる所なりき。

是より先き復興計畫は未だ確定するに至らざりしと雖も、右の情態に依り外債募集の避くべからざるを察し、時の大藏大臣井上準之助は大正十二年十月、當時偶〻賜暇歸朝中なりし駐英財務官森賢吾

を急遽歸任せしめ、以て外債募集の任に當らしむることとなし、財務官は十月七日本國を出發し、途中加奈陀のモントリオールにて駐米財務官勝正憲と會見して米國の情勢を聽取し、十一月三日倫敦に到著せり。

當時に於ける倫敦市場を瞥見するに、世界大戰以來一般に資本の缺乏を告げ、金利は騰貴し、且つ歐洲復興に要する資金の需要頗る巨額に達し、加之英國政府自身も本國竝に自治領のために新なる資金需要、舊債借替等に頭を惱ましつつあり、又英國市場は從來久しく所謂世界投資界の自由市場にして、金融上の所作、債券發行の所作に對して何等政府或は中央銀行の干涉を受くるの要なかりしが、大戰中は法律に依りて、又戰後に於ては法律上の抑制は解かれたりと雖も尙ほ事實上は英蘭銀行の勢力を通じて、外債發行に掣肘を加ふる所あり、他面同地に於ける我諸公債は震災に因る精神上物質上の損害の甚大なるを傳へられし結果、一齊に下落を告げたり。

英國財界の概況右の如くなりしが、他方政治上に於ては久しく世界の懸案たりし獨逸の賠償問題は解決大第に遷延し、加ふるに英佛の間協調破れて佛國はルール地方を占領するに至り、賠償問題は愈〻解決困難となれり。歐洲の經濟復興の前提と見らるる此の問題の解決遲延は列國に少からざる不安を與へしが、英國は荏苒之を待つべからずとなして他に方策を樹つることとし、卽ちボールドウイン內閣は新に保護貿易の政策の下に議會を解散し（同年十一月十五日）、十二月六日を以て總選擧を行ひたり。解散より總選擧迄は政界不安定のため財界に於ても一切の所作は中止せられ、何れも政局の安定を待ちたるが、改選の結果は一般の豫想を裏切り政府黨（保守黨）大敗して絕對多數を失ひ、勞働・自由兩黨は增加したるも三黨何れも多數を占むるに至らず、政界の不安は一層甚しく、其の歸趨に就ては何人も豫測するを得ず、財界も亦不安裡に越年せしを以て、同年內に於ては本邦の公債發行は到底實行不可能なりき。

當時英國資本家が我國の公債問題に關して考慮を拂ひたる事實二あり。卽ち一は大正十四年に償還期限の到來する四分半利付英貨公債に就て、我國が元金の全部償還をなすや又は借換をなすやの問題なり。四分半利付英貨公債（第一回及第二回）の發行總額は約六億圓にして、其の後逐年買入銷却をなしたれども、當時尙ほ三億五千餘萬圓の巨額に達し居たるを以て、震災直後の日本の財力を以てしては到底現金償還は困難なるべく、卽ち借換の外なかるべしとは何人も確く信じたる所なりき。第二の問題は震災善後の爲には日本は巨額の復興資金を要すべく、其の資金の一部若くは大部分は之を外國市場に求めざるを得ざるべしとの豫想なりき。何れにしても日本は早晩巨額の外債を起すべしとの氣構へは早くより英國財界に於て行はれたり。

財務官も固より此の二問題につきては考慮を費したるが、詮ずる所今回起債に當りて採るべき態様は左の三種の外なし。

一、先づ英米兩國に於て四分半利付英貨公債の借換のみを實行し、復興起債は他日の問題に殘すか、又は英國にては四分半利公債の借換のみ、米國にては新規發行のみとして同時に之を發行す。

二、先づ單に復興資金に要する相當額を發行し、四分半利付公債の借換を他日に讓る。

三、借換と新復興起債とを合併し、所謂併用公債（Composite Loan）の形式に依る。

財務官は右三案に就き種々考究を加へ、尙ほ銀行團の意嚮を徵し、市場の狀況をも探測したる結果第一・第二兩案は固より多少の利益あれども、結局實行不可能なるか又は不利不適當なること明かと

なりたり。而して第三の方法、卽ち四分半利付英貨公債の殘額三億六千萬圓及新規發行豫定額二億四千萬圓を併合して、合計六億圓を一擧に英米兩市場に等分募集するの方法は、(一)金額巨額なるを以て起債所作の困難あり、(二)英米同時發行なるが故に交涉上の不便を免れず、(三)借換と新規發行を竝行するために發行手續の複雜なる等の難點あれども、他面(一)本案を實行するときは新規復興資金を得るの外、豫て準備せる四分半利公債償還資金を自由ならしむるため、國庫にとりては全額の新規發行と異なることなし、(二)金額巨額なるを以て投資家をして近き將來更に我國の募債あるべしとの思惑を除去し、所作に一段の强味あり、(三)借換の難問を解決するを以て將來の我が起債、殊に市債發行、民間の外資輸入に便宜あり、(四)英米兩銀行團は何れも本案を最適案と認め居ること等の利益ありて、其の利益は不利益を補うて餘りありと云ふべしと。仍て財務官は結局本案を採用することとし、右に就き英國側の意嚮を徵したるに、彼等は十二月六日非公式の會合を開きて協議したる結果、

一、發行總額　六億圓
一、利　率　六分見當
一、擔　保　付
一、英國銀行團より米國のモルガン、グーン・ロエブ、ナショナル・シティ・バンク等を包含する米國團を招請すること
一、交涉の中心を倫敦となすこと

等の條件を提出せり。

財務官は擔保及利率等の如き具體的條件は他日の接衝に依り決すべしとなして强ひて之に觸れず、其の以外の大綱に就ては大體之を可として、政府に對し其の採用方を上申したりしに、當時大藏省の方針は寧ろ先づ英國に於て單純借換案を實行するを可とするにあり、此の旨指令し來りしを以て財務官は其の意を承けて更に今一應英國側と交涉を試みたれども、彼等の確信を動かすこと能はざりき。

事情斯くの如くにして、英國市場の關する限り併用公債發行の外なき情勢なりしが、本公債は英米兩國共同發行の所作なるを以て、米國市場の情勢をも調査するの必要あり、且つ本省の意嚮は、假に併用公債に依るとしても、英國團より米國團を招請するが如き形式を採ることは、恰も英國主、米國從なるかの觀ありて、本邦震災に對し最も深厚なる同情を寄せたる米國側の思惑如何も懸念せらるるを以て、米國側に對しても直接交涉に依るべく、且つ起債の態樣に就ても米國市場の情況をも考慮し、尙ほ單純復興起債の可能あらば之に依るべしと云ふにありたれば、財務官は英國側の諒解を得て十二年十二月二十九日英國を出發し、一月九日紐育に到著直に米國に於ける所作を開始せり。

米國側の云ふ所は新規發行の可能極限は一億弗程度にして、單獨發行に依りて我所要額を滿たすには遠く、もし借替を含むものとせば一億五千萬弗迄は可能なりとし、英國團と同じく併用案を支持し、英米等分一擧六億圓を發行するに若かずと力說せり。英米兩國資本家の意向既に玆に在るを以て、財務官は愈〻併用公債案を最善の方策なりと信じ、重ねて本案の採用方を上申せしに、政府も遂に之を容れ、十三年一月十九日に至り其の旨回訓したり。玆に於て英米兩國に於て總額六億圓の併用公債を同時發行するの大綱は略〻定まりしが、後に至り英國側は、自國發行額三千萬磅は政情の不安定、市場惡化のため到底實行困難なるを以て、最高限度を二千五百萬磅に止められたき旨申來りしかば、財

務官も事情已むを得ざるを察して之を容ることとし、此の減額五百萬磅に關しては、米國側の發行額を增額するか、加奈陀銀行團を組織して之を引受けしむるか、或は又我が預金部保有の四分半利付英貨公債償還資金を利用して、減額高の新公債に應募するか、等の案を立てたるも何れも、一長一短ありて實現せらるるに至らず、結局に於て此の減額分は我國保有の在外正貨を以て處辨するを得べしと聲明することに依りて、近き將來更に外債の發行せらるるにあらざるやの疑念を除去することとせり。

右の如き曲折を經て發行の態樣略〻定まりたれども、尙ほ發行條件の協定に就ては幾多の困難を經驗したり。其の主因は前述の如く大戰後歐米金融界の激變、殊に金利利廻の一般的に高騰したるに在りと雖も、大震災に因る我が對外信用の著しき失墜、內外に於ける政治的不安、其の他起債額の巨大なりしこと等も其の條件を甚しく不利ならしめたるものなり。此の間に處して政府及財務官は極力條件の改良に努むる所ありしも、事情如何ともする能はず、結局左記の如き條件を以て結著するの外なかりき。

米國發行	
一、發行總額	一五〇、〇〇〇、〇〇〇弗 （內五、〇〇〇、〇〇〇弗は和蘭賣出）
一、利　率	年六分五厘
一、發行價格	一〇〇弗に付九二弗五〇仙
一、擔　保	將來特殊の歲入又は資產を擔保として公債を發行する場合は本公債も同順位にて該歲入又は資產に依り擔保せらる
一、印紙稅	和蘭賣出分の印稅五〇、〇〇〇弗は日本政府と米國銀行團の折半負擔とす
一、減債基金	每年一定額を支出し元金の償還に充つ
一、償還期限	十五箇年据置三十箇年

尙ほ本兩公債の起債に關し特筆すべきは、英米兩國に於て最も有力なるシンヂケートの組織を見たることなりとす。卽ち米國に於ては日露戰時以來クーン・ロエブ商會が專ら我外債の引受に當りしも、今回は此の外米國金融界の重鎭たるモルガン商會竝にナショナル・シチー商會及紐育ファースト・ナショナル銀行の四者がシンヂケートの幹事銀行となり、之に全國幾多の有力なる金融業者を糾合したる下受銀行團組織せられたり。而して米國發行額中五百萬弗は和蘭賣出の方法講ぜらるることとなり、之が賣出銀行團としてはモルガン商會宰領の下にホープ商會を中心とせる五銀行之に與れり。次に英國側に於ては、從來の發行銀行團ウエストミンスター銀行（舊パース銀行）、香港上海銀行及バンミュア・ゴルドン商會の外に、新たにロスチャイルド商會、ベヤリング・ブラザース商會及シユレ

英國發行	
二五、〇〇〇、〇〇〇磅	
年六分	
一〇〇磅に付八七磅一〇志	
米貨公債に同じ	
新規發行分二%、乘替應募分〇·五%政府負擔	
六箇月每に九〇三、三二四磅を支出し元利金の支拂に充つ	
十五箇年据置三十五箇年	

ーダー商會（此の三者も曾て本邦の起債に關係したる緣故あり）加はり、且つ英米兩銀行團の連絡を圖るために米國モルガン家の一統たる倫敦モルガン・グレンフエル商會も亦其の一員に參加したり。斯くの如く英米市場に於ける最も有力なる金融業者を網羅し、歐米諸國と我國との經濟關係を從前に比して更に廣汎なる地盤の上に築きたるは、將來の我が對外信用上、國際金融上に有形無形の利益を確保したるものと云ふべし。

斯くして財務官と發行銀行團との間に、諸般の協定全く成りて、米國に於ては大正十三年二月十一日、英國に於ては翌十二日契約書の調印を了したるを以て、政府は二月十三日勅令第十七號を以て、震災善後公債法第一條及國債整理基金特別會計法第五條の規定に依り右兩公債を發行することを公布し、同時に大藏省令第三號及第四號を以て此等の發行規程を公布したり。勅令及省令の全文左の如し。

勅令第十七號（大正十三年二月十三日）

第一條　政府ハ震災善後公債法第一條及國債整理基金特別會計法第五條ノ規定ニ依リ北米合衆國紐育ニ於テ米貨公債一億五千萬弗及英國倫敦ニ於テ英貨公債二千五百萬磅ヲ發行ス

第二條　前條ノ公債ノ元利金ノ償還及支拂ハ將來特種ノ歲入又ハ資產ヲ擔保トスル公債ヲ發行スル場合ニ於テハ該歲入又ハ資產ヲ以テ之ト同順位ニ擔保セラルルモノトス

第三條　第一條ノ公債ノ發行ニ付テハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

六分半利付米貨公債發行規程（大正十三年二月十三日大藏省令第三號）

第一條　大正十三年勅令第十七號ニ依リ北米合衆國紐育ニ於テ發行スル公債ハ之ヲ六分半利付米貨公債ト稱ス

第二條　本公債ハ引受人ヲ定メ引受發行セシム

第三條　本公債ノ利率ハ一箇年百分ノ六半トス

第四條　本公債ノ元金ハ大正四十三年二月一日ニ於テ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス但シ大正二十八年二月一日以後ハ政府ノ都合ニ依リ何時ニテモ九十日前ニ新聞紙ヲ以テ廣告シ其ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項但書ニ依ル一部償還ノ場合ハ橫濱正金銀行紐育支店ニ於テ慣例ニ從ヒ抽籤ヲ執行シ當籤シタル國債證券ノ番號ハ元金支拂ノ期日ヨリ一箇月前ニ新聞紙ヲ以テ廣告スヘシ

第五條　本公債ノ利子ハ毎年二月一日及八月一日ニ於テ各前六箇月分ヲ支拂フ

第六條　本公債ノ證券ハ無記名利札附トシ百弗、五百弗及一千弗ノ三種トス

第七條　本公債ノ發行價格ハ額面百弗ニ付九十二弗五十仙トス

第八條　本公債ノ引受人ハ大正十三年三月三日迄ニ其ノ引受ケタル公債ノ元金ヲ拂込ムヘシ

第九條　四分半利付英貨公債ハ額面二百磅ニ付左ノ價格ヲ以テ前條ノ拂込金ニ代用スルコトヲ得

第一回四分半利付英貨公債

九百七十四弗七十七仙〇〇三

第二回四分半利付英貨公債

九百七十八弗九十六仙八三八

第十條　政府ハ毎年左ノ金額ヲ支出シ本公債ノ元金ノ償還ニ充ツヘシ

一　大正十三年八月一日ヨリ起算シ五箇年間毎年五百萬弗

二　前號ノ期間經過後ノ五箇年間毎年四百萬弗

三　前二號ノ期間經過後償還期日ニ至ル迄毎年三百萬弗

前項ノ償還ハ大正二十八年二月一日前ニ於テハ買入銷却ノ方法ニ依リ同日以後ニ於テハ買入銷却又ハ抽籤償還ノ方法ニ依ル

第一項ノ金額ハ毎月分割シテ之ヲ支出シ其ノ支出金額ニ使用殘額アルトキハ遞次之ヲ爾後ノ月割支出額ニ充當ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

六分利付英貨公債發行規程（大正十三年二月十三日大藏省令第四號）

第一條　大正十三年勅令第十七號ニ依リ英國倫敦ニ於テ發行スル公債ハ之ヲ六分利付英貨公債ト稱ス

第二條　本公債ノ利率ハ一箇年百分ノ六トス

第三條　本公債ノ元金ハ大正四十八年七月十日ニ於テ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス但シ大正二十八年二月十三日以後ハ政府ノ都合ニ依リ何時ニテモ九十日前ニ新聞紙ヲ以テ廣告シ其ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項但書ニ依ル一部償還ノ場合ハ橫濱正金銀行倫敦支店ニ於テ慣例ニ從ヒ抽籤ヲ執行シ當籤シタル國債證券ノ番號ハ元金支拂ノ期日ヨリ一箇月前ニ新聞紙ヲ以テ廣告スヘシ

第四條　本公債ノ利子ハ毎年一月十日及七月十日ニ於テ各前六箇月分ヲ支拂フ但シ大正十三年七月十日支拂ノ利子ハ額面百磅ニ付一磅十志トス

第五條　本公債ノ證券ハ無記名利札附トシ二十磅、二十五磅、五十磅、百磅及二百磅ノ五種トス

第六條　本公債ノ發行價格ハ額面百磅ニ付八十七磅十志トス

第七條　本公債ノ應募者ハ額面百磅ニ付左ノ區分ニ依リ拂込ヲ爲スヘシ

一　應募申込ノ際　五磅

二　募入決定ノ際　二十磅

三　大正十三年三月十七日　二十五磅

四　大正十三年四月十四日　二十磅

五　大正十三年五月十二日　十七磅十志

第八條ノ規定ニ依リ代用拂込ヲ爲ス場合ニ於テハ大正十三年二月二十日迄ニ其ノ拂込ヲ爲スヘシ